

学 生 便 覧

2021

(令和3年度)

神戸大学海洋政策科学部

目 次

I. 概 要

1. 沿 革・・ 1
2. 機構図・・ 8

II. 神戸大学教学規則等

1. 神戸大学教学規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 神戸大学共通細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
3. 神戸大学学生表彰規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
4. 神戸大学学生懲戒規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
 - (1) 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ・・・・・・・・・・・・ 51
5. 神戸大学学位規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
 - (1) 学位記の日付に関する申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
6. 神戸大学乗船実習科規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
 - (1) 神戸大学乗船実習科の修了証書についての申合せ・・・・・・・・ 69
7. 神戸大学大学教育推進機構
 - (1) 神戸大学全学共通授業科目履修規則・・・・・・・・・・・・・・ 70
 - (2) 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ・・・・・・・・・・・・ 76
 - (3) 全学共通授業科目の再受験資格制度に関する内規等・・・・・・・・ 79
 - (4) 全学共通授業科目の追試験に関する内規等・・・・・・・・・・・・ 81
 - (5) 協定に基づき留学する学生の全学共通授業科目の定期試験の取扱いに関する申合せ・・・・・・・・・・・・・・ 83
 - (6) 神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院高度教養科目履修規程・・・・・・ 85
 - (7) 授業時間及び授業時限に関する申合せ・・・・・・・・・・・・・・ 88
 - (8) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難勧告・避難指示の発令時における授業、定期試験の休講措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
 - (9) 全学共通授業科目の学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ・・・・ 91
 - (10) 全学共通授業科目の定期試験等における不正行為に関する申合せ・・・・・・・・ 92
 - (11) 全学共通授業科目における不正行為について・・・・・・・・・・・・ 92
 - (12) 全学共通授業科目におけるG P Aの取扱いについて・・・・・・・・・・・・ 93
8. 神戸大学日本語等授業科目履修規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
9. 神戸大学における授業料、入学金、検定料及び寄宿料の額に関する規程・・・・・・・・ 99
10. 激甚災害に伴う学生の休学等に関する神戸大学教学規則等の特例を定める規則・・・・ 103

III. 海洋政策科学部規則等

1. 神戸大学海洋政策科学部規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
2. 神戸大学海洋政策科学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）・・・・・・・・・・・・・・・・ 127

3. 神戸大学海洋政策科学部研究生規程	130
4. 神戸大学海洋政策科学部科目等履修生及び聴講生規程	132
5. 神戸大学海洋政策科学部外国人特別学生入学選考規程	134

IV. 修学上に関する内規・申合せ等(海洋政策科学部)

1. 領域配属についての申合せ	135
2. 履修に関する申合せ事項	
(1) 3年次への進級判定について	136
(2) 海のBDL及び特別研究の履修について	136
(3) 船舶実習-2の履修判定について	136
(4) 宿泊を伴う乗船授業・実習の履修について	136
(5) 共通専門基礎科目の履修について	136
(6) 海のインターンシップについて	136
(7) 授業時限について	136
(8) 追試験について	137
(9) 成績評価基準について	137
(10) 履修登録期間について	137
(11) 卒業の時期等について	137
(12) 授業科目一覧表	138
3. 「GPA」について	143
4. 神戸大学海洋政策科学部高度教養科目に関する内規	146
5. 海洋政策科学部における成績評価に関する内規	147
6. 履修科目の登録の上限を超える者の基準に関する内規	148
7. 「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ	149
8. 学級指導教員制度についての申合せ	151
9. 外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ	152
10. 交通機関の運休, 気象警報の発表, 避難勧告・避難指示の発令時における授業, 定期試験の休講措置について	153
11. 試験等における不正行為についての申合せ	155
12. 定期試験注意事項	156
13. 入学前の既修得単位の認定に関する内規	157
14. 転学部に関する内規	158
15. 転領域に関する内規	159
16. 留学に関する内規	160
17. 特別聴講学生に関する内規	161
18. 海洋ガバナンス領域における履修の申合せ	162
19. 神戸大学ESDコース実施要領	163
20. 神戸大学数理・データサイエンス標準カリキュラムコース実施要領	168
21. 科目ナンバリングの導入について	172
22. 船舶実習-1及び船舶実習-2の履修時における健康状態について	181

V. 船舶職員について

1. 乗船実習科…………… 183
2. 船舶職員の資格…………… 185
3. 「登録船舶職員養成施設及び登録免許講習」の必要履修科目について…………… 189
4. 船舶衛生管理者の資格…………… 193

VI. 周知事項等

1. 学生生活上の周知事項…………… 197
2. 神戸大学学生健康診断規程…………… 207
3. 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程…………… 209
4. 関係施設の利用について…………… 213
 - (1) 大学会館（深江キャンパス）利用案内…………… 213
 - (2) 海洋実習施設利用案内…………… 214
 - (3) 体育館・野球場等体育施設…………… 215
 - (4) 学生寮について…………… 216

VII. 附属図書館等

1. 神戸大学附属図書館海事科学分館利用案内…………… 217
2. 研究科海事博物館概要…………… 222

VIII. その他

1. 役員名簿…………… 223
2. 六甲台キャンパス案内…………… 225
3. 深江キャンパス案内…………… 226
4. 主な部局等の所在地及び電話番号…………… 234
5. 時間外の事故等の緊急連絡先…………… 235

I . 概 要

1. 沿革

海洋政策科学部の前身である神戸商船大学は、わが国造船界の先覚者である川崎正蔵氏の遺志を継いで大正6年9月に創設された私立川崎商船学校（設立者川崎芳太郎氏）に始まる。同校は、大正9年8月、国家に献納され、官立神戸高等商船学校に昇格した。その後、戦時措置により、昭和20年4月、東京、清水の両高等商船学校とともに統合され、高等商船学校（清水市）となった。

一方、旧神戸高等商船学校の校舎等は海技専門学院（現在の海技大学校）に引き継がれた。

戦後日本の講和独立、そして経済自立発展のため海運界の急速な整備拡充が要望され、その一環として神戸商船大学が、第13回国会の議決に基づき、昭和27年5月、この由緒ある伝統の地に新制大学として発足した。

昭和27年	5月	26日	国立学校設置法の一部を改正する法律（法律第149号）により神戸商船大学を設置 学生入学定員 航海科60名 機関科60名 昭和27年度に神戸商船大学に入学した者は、昭和27年4月から神戸商船大学に在学していたものとみなす。（国立学校設置法附則第12項） 海技専門学院長大羽真治が初代学長に就任
	7月	18日	第1回入学式挙
	10月	18日	開学式挙
	10月	26日	模型館（後の海事参考館）竣
昭和28年	12月	7日	第一号館（事務局・図書館・一般教育等研究室）竣
昭和29年	4月	1日	航海科及び機関科の課程を教員免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定された。免許教科「商船」（文部省告示第3号）
	7月	29日	中寮竣
昭和30年	3月	28日	磁気コンパス実験室、機関科3号館、水槽実験室竣
	4月	1日	北寮竣
昭和31年	9月	27日	第1回卒業式挙
昭和32年	8月	31日	南寮竣
昭和33年	3月	31日	補導厚生館、食堂、厨房、浴室竣
	7月	3日	模型館を海事参考館に名称変更
	11月	29日	体育館竣
昭和34年	4月	1日	航海科を航海学科に、機関科を機関学科に改める。 学生入学定員増加 航海学科70名 機関学科70名
昭和35年	11月	16日	大羽真治学長の任期満了により、小谷信市教授が第2代学長に就任
昭和36年	3月	28日	プール竣
	12月	25日	第二号館第1期工事竣
昭和37年	4月	1日	学生入学定員増加 航海学科80名 機関学科80名
昭和38年	1月	18日	実習学生寮竣
	2月	15日	新寮竣
	12月	21日	船舶実験整備室竣

昭和 39 年	2月 28日	実習船「白鷗」竣功
	4月 1日	神戸商船大学正規の課程を教員免許状授与の所要資格を得させるための聴講生の課程として認定された。(文部省告示第 63 号)
	4月 1日	神戸商船大学商船学専攻科開設 学生入学定員 航海学専攻 10 名 機関学専攻 10 名
昭和 40 年	2月 17日	練習船初代「進徳丸」の所管換を受けた。
	4月 1日	神戸商船大学専攻科の課程が教員免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定された。(文部省告示第 105 号)
昭和 41 年	2月 10日	原子力実験棟竣功
	9月 29日	第二号館第 4 期工事竣功
	11月 16日	小谷信市学長の任期満了により、小田義士教授が第 3 代学長に就任
	12月 30日	第二号館天体観測室竣功
昭和 42 年	5月 23日	練習船初代「進徳丸」を神戸商船大学構内に設定
	6月 1日	商船学部附属船貨輸送研究施設が設置された(載貨部門)。(文部省令第 11 号)
	9月 15日	海事資料館講堂竣功, 海事参考館を海事資料館に改称
	9月 20日	図書館竣功
	12月 20日	保健管理センター竣功
昭和 43 年	3月 26日	実習船「深江丸」竣功
	12月 20日	武道場竣功
	12月 20日	艇庫竣功
昭和 44 年	4月 1日	保健管理センターが設置された。(文部省令第 18 号)
	5月 27日	小田義士学長辞任により平 勇登教授が学長事務取扱に就任
	6月 30日	第二号館空調設備完成
昭和 46 年	1月 12日	学長事務取扱 平 勇登が第 4 代学長に就任
	2月 20日	船貨輸送研究施設竣功
	4月 1日	船貨輸送研究施設に防災研究部門が増設された。
昭和 47 年	4月 1日	原子動力学科が開設された。(文部省令第 14 号) 学生入学定員 40 名
	5月 1日	商船学部附属海洋実習施設が設置された。(文部省令第 19 号)
昭和 48 年	4月 12日	実習船「深江丸」が商船学部附属練習船「深江丸」として設置された。 (文部省令第 10 号)
昭和 49 年	6月 7日	国立学校設置法の一部を改正する法律(法律第 81 号)により大学院商船学研究科(修士課程)が設置された(専攻科廃止)。 学生入学定員 航海学専攻 15 名 機関学専攻 15 名
	6月 19日	大学院の課程(航海学専攻, 機関学専攻)が教員免許状(高等学校教諭一級普通免許状)の授与の所要資格を得させるための課程として認定された。 (文部省告示第 117 号)
	10月 9日	第 1 回大学院入学式举行

昭和50年	5月	12日	原子動力学科の課程が教員免許状（高等学校教諭二級普通免許状）授与の所要資格を得させるための課程として認定された。 免許教科「工業」（文部省告示第68号）
	12月	12日	修業年限が4年に改正された（昭和51年度入学者から適用）。
昭和51年	4月	1日	乗船実習科を昭和55年度から設置することが決定（文部省令第12号）
	10月	30日	本部管理棟竣工
昭和52年	1月	12日	平 勇登学長任期満了により後藤清市教授が第5代学長に就任
	4月	1日	大学院商船学研究科に原子動力学専攻が増設された。学生入学定員8名
	10月	12日	後藤清市学長死去により南 正巳教授が学長事務取扱に就任
昭和53年	1月	10日	学長事務取扱 南 正巳が第6代学長に就任
	5月	17日	原子動力学専攻の課程が教員免許状（高等学校教諭一級普通免許状）授与の所要資格を得させるための課程として認定された。（文部省告示第108号）
昭和54年	4月	1日	航海学科が航海学科と輸送科学科に改組された。 学生入学定員 航海学科60名 輸送科学科20名（文部省令第10号）
	7月	30日	大学会館竣工
昭和55年	4月	1日	機関学科が機関学科と海洋機械管理学科に改組された。 学生入学定員 機関学科60名 海洋機械管理学科20名（文部省令第6号）
	4月	1日	乗船実習科設置 学生入学定員 航海課程80名 機関課程120名
	5月	9日	航海学科，輸送科学科が教員免許状（高等学校教諭二級普通免許状）授与の所要資格を得させるための課程として認定された。 免許教科 航海学科「商船」，輸送科学科「商業」（文部省告示第90号）
	9月	30日	第1回乗船実習科修了式が挙行された。
昭和56年	3月	26日	機関学科，海洋機械管理学科が教員免許状（高等学校教諭二級普通免許状）授与の所要資格を得させるための課程として認定された。 免許教科 機関学科「商船」，海洋機械管理科学科「工業」（文部省告示第90号）
	7月	9日	出願資格を改め，女子にも受験資格を与えることとした。
	9月	19日	海技実習センター棟竣工
昭和57年	1月	10日	南 正巳学長任期満了により松本吉春教授が第7代学長に就任
	4月	1日	女子学生の受入開始
昭和58年	4月	1日	大学院商船学研究科航海学専攻が航海学専攻と輸送科学専攻（学生入学定員・航海学専攻10名 輸送科学専攻5名）に改組された。（文部省令第40号） 乗船実習科入学定員改正 航海課程 60名

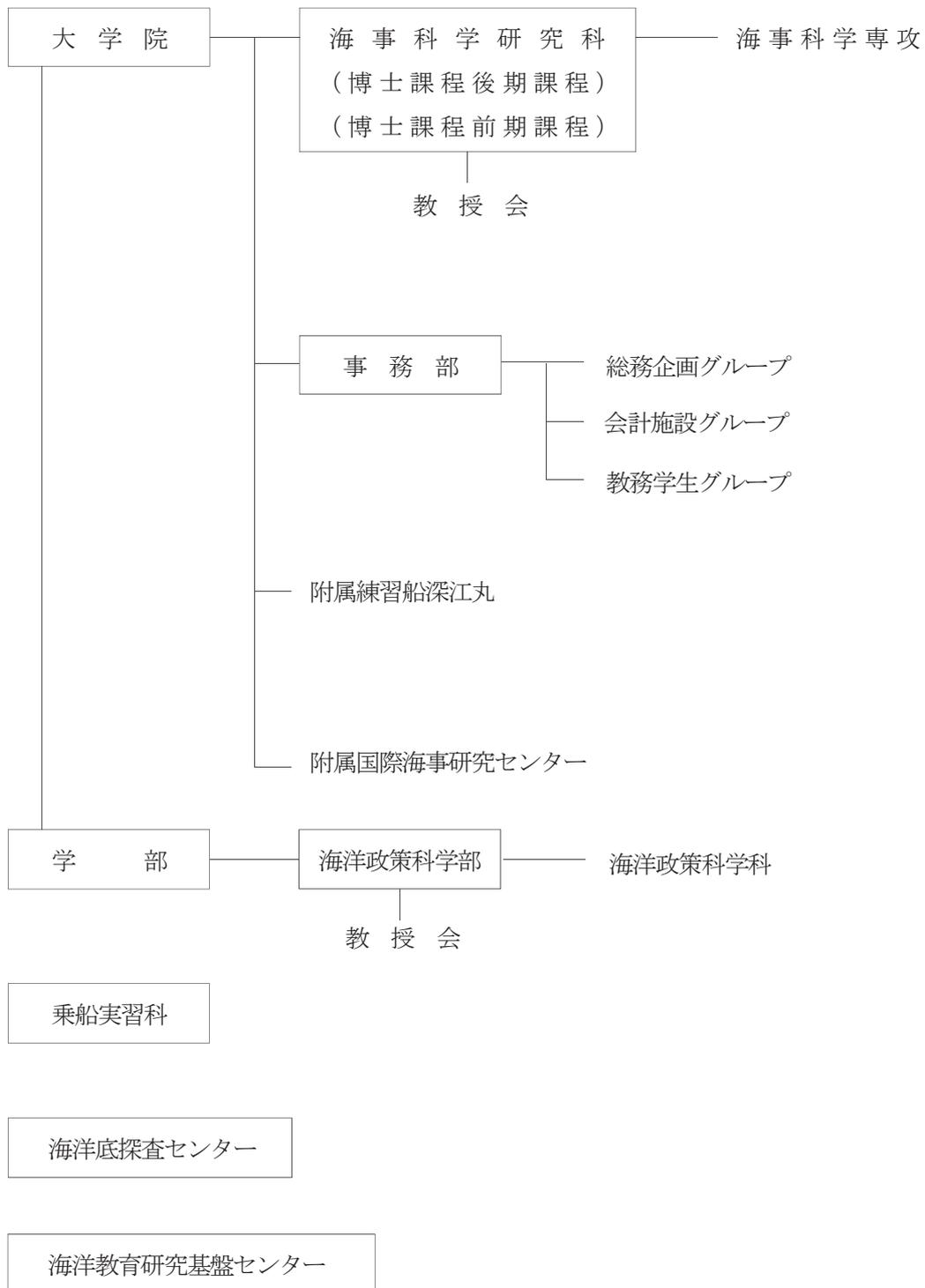
	8月	27日	大学院の課程（航海学専攻，輸送科学専攻）が教員免許状（高等学校教諭一級普通免許状）の授与の所要資格を得させるための課程として認定された。 （文部省告示第105号）免許教科 航海学専攻「商船」，輸送科学専攻「商業」
昭和59年	4月	1日	大学院商船学研究科機関学専攻が機関学専攻と海洋機械管理学専攻（学生入学定員・機関学専攻10名 海洋機械管理学専攻5名）に改組された。 乗船実習科入学定員改正 機関課程 100名 大学院の課程（機関学専攻，海洋機械管理学専攻）が教員免許状（高等学校教諭一級普通免許状）の授与の所要資格を得させるための課程として認定された。 免許教科 機関学専攻「商船」，海洋機械管理学専攻「工業」
昭和60年	8月	20日	第二号館別館竣工
昭和61年	4月	1日	学部入学定員改正 輸送科学科 25名 海洋機械管理学科 25名
昭和62年	4月	1日	学部入学定員改正 輸送科学科 30名 海洋機械管理学科 30名
	10月	1日	本年度をもって工場実習制度が廃止，練習船実習に統合
	10月	14日	練習船「深江丸」竣工
昭和63年	1月	10日	松本吉春学長任期満了により前田文郎弓削商船高等専門学校長が第8代学長に就任
平成2年	4月	1日	商船学部5学科が次の4課程に改組された。 ○商船システム学課程（入学定員110名） ○輸送情報システム工学課程（入学定員40名） ○海洋電子機械工学課程（入学定員40名） ○動力システム工学課程（入学定員30名）
平成3年	1月	30日	体育館・保健管理センター竣工
平成4年	1月	10日	前田文郎学長任期満了により井上篤次郎教授が第9代学長に就任
	11月	4日	創基75周年記念式典を挙げる
平成5年	4月	1日	一般教育と専門教育の区分を廃止し総合科目群と専門科目群を設けるカリキュラムの見直しが行われた。
平成6年	4月	1日	大学院商船学研究科5専攻が次の4専攻に改組された。 ○商船システム学専攻（入学定員8名） ○輸送情報システム工学専攻（入学定員8名） ○海洋電子機械工学専攻（入学定員11名） ○動力システム工学専攻（入学定員11名）
	7月	20日	武道館竣工

	7月	30日	プール竣功
平成7年	1月	17日	阪神・淡路大震災により構内全般に被害を受ける。
平成9年	4月	1日	大学院商船学研究科（博士課程）が設置された。 ○海上輸送システム科学専攻（入学定員 4名） ○海洋機械エネルギー工学専攻（入学定員 4名）
	4月	30日	海技実習棟・艇庫竣功
平成10年	1月	10日	井上篤次郎学長任期満了により原 潔教授が第10代学長に就任
	4月	9日	地域共同研究センター設置（文部省令第21号）
平成11年	4月	1日	3年次編入学定員 10名
平成12年	4月	1日	学部入学定員改正商船システム学課程 90名
	11月	30日	総合学術交流棟竣功
平成13年	3月	30日	国際交流会館・東寮竣功
	4月	1日	学部カリキュラムを全課程共通科目と各課程の専門科目に分ける見直しが行われた。
	12月	21日	北寮・中寮改修
平成14年	11月	2日	開学50周年・創基85周年記念式典を挙
	1月	26日	南寮・新寮改修
平成15年	9月	30日	原 潔学長 神戸大学との統合に伴い辞職
	10月	1日	神戸大学と統合 海事科学部が設置され、次の3つの課程が設置された。 ○海事技術マネジメント学課程（入学定員 90名） ○海上輸送システム学課程（入学定員 50名） ○マリンエンジニアリング課程（入学定員 60名） 大学院自然科学研究科に次の専攻が設置された。 ○博士課程前期課程 ・海事技術マネジメント学専攻（入学定員 12名） ・海上輸送システム学専攻（入学定員 16名） ・マリンエンジニアリング専攻（入学定員 16名） ○博士課程後期課程 ・海事科学専攻（入学定員 11名） 第1回大学院自然科学研究科（10月期）学生入学 海事科学部附属国際海事教育研究センター設置 附属図書館は神戸大学附属図書館海事科学分館となった。 保健管理センターは神戸大学保健管理センター深江分室となった。 地域共同研究センターは神戸大学連携創造センター深江地区となった。 学部附属教育施設「船貨輸送研究施設」「海洋実習施設」廃止 野上智行神戸大学長が神戸商船大学長を併任 西田修身教授が初代海事科学部長に就任
平成16年	3月	31日	神戸商船大学廃止（野上智行神戸大学長の併任終了）

	4月	1日	国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）により国立大学法人神戸大学となった。 神戸商船大学商船学部及び大学院商船学研究科学生は海事科学部及び大学院自然科学研究科に移籍 第1回海事科学部生入学
平成17年	10月	1日	海事資料館を海事博物館に改称
	2月	16日	西田修身学部長が神戸大学理事（副学長）就任に伴い辞職，井上欣三教授が第2代学部長に就任
	10月	1日	井上欣三学部長任期満了により久保雅義教授が第3代学部長に就任
平成19年	4月	1日	大学院海事科学研究科が設置され，次の専攻が設置された。 ○博士課程前期課程 海事科学専攻（入学定員 60名） ○博士課程後期課程 海事科学専攻（入学定員 11名） 久保雅義教授が初代研究科長に就任 武道館を改修し，水先教育研究棟竣功
	10月	1日	久保雅義研究科長任期満了により石田廣史教授が第2代研究科長に就任
平成20年	4月	1日	海事科学部3課程が次の3学科に改組された。 ○海事技術マネジメント学科（入学定員 90名） ○海洋ロジスティクス科学科（入学定員 50名） ○マリンエンジニアリング学科（入学定員 60名）
	10月	25日	創基90周年記念式典を挙行政
平成21年	4月	1日	石田廣史研究科長が神戸大学理事（副学長）就任に伴い辞任，小田啓二教授が第3代研究科長に就任
	10月	1日	海事科学部附属国際海事教育研究センターが大学院海事科学研究科附属国際海事研究センターに改組され，次の5部門が設置された。 ○海事教育研究部門 ○海事安全管理研究部門 ○海事政策科学研究部門 ○海事産業研究部門 ○海事環境エネルギー研究部門
平成22年	4月	1日	海技実習センターを海技教育センターに改組
平成24年	4月	1日	附属国際海事研究センターに次の部門が設置された。 ○海事輸送研究部門
平成25年	4月	1日	海事科学部3学科が次の3学科に改組された。 ○グローバル輸送科学科（入学定員 80名） ○海洋安全システム科学科（入学定員 40名） ○マリンエンジニアリング学科（入学定員 80名）
	10月	1日	小田啓二研究科長任期満了により林 祐司教授が第4代研究科長に就任
	10月	26日	海事科学部創立10周年記念式典を挙行政
平成27年	10月	1日	林 祐司研究科長任期満了により内田 誠教授が第5代研究科長に就任 神戸大学海洋底探査センターが深江キャンパス内に設置された。

- 平成 29 年 4 月 1 日 大学院海事科学研究科入学定員改正
 ○博士課程前期課程 海事科学専攻（入学定員 75 名）
 附属国際海事研究センターが改組され、次の 4 部門が設置された。
 ○国際海事政策科学研究部門
 ○輸送システム科学研究部門
 ○海洋システム科学研究部門
 ○海事輸送工学研究部門
- 7 月 1 日 海技教育センターを海事科学教育開発センターに改組
- 10 月 28 日 創基 100 周年記念式典を挙
- 平成 31 年 4 月 1 日 神戸大学海洋教育研究基盤センターが深江キャンパス内に設置された。
- 令和 2 年 4 月 1 日 内田 誠研究科長任期満了により阿部晃久教授が第 6 代研究科長に就任
- 令和 3 年 4 月 1 日 海事科学部に替えて、海洋政策科学部が設置され、学科は次の 1 学科に再編された。
 ○海洋政策科学科（入学定員 200 名）

2. 機 構 図



Ⅱ. 神戸大学教学規則等

1. 神戸大学教学規則

平成 16 年 4 月 1 日制定

目次

第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)

第 2 章 学部

第 1 節 入学(第 10 条－第 21 条)

第 2 節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等(第 22 条－第 39 条)

第 3 節 留学及び休学(第 40 条－第 44 条)

第 4 節 退学及び除籍(第 45 条－第 47 条)

第 5 節 卒業要件及び学士の学位(第 48 条・第 49 条)

第 6 節 授業料(第 50 条－第 54 条)

第 7 節 賞罰(第 55 条・第 55 条の 2)

第 3 章 大学院

第 1 節 入学(第 56 条－第 62 条)

第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等(第 63 条－第 71 条)

第 3 節 準用規定(第 72 条－第 77 条)

第 4 章 学位プログラム(第 77 条の 2)

第 5 章 特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生
(第 78 条－第 83 条)

第 6 章 特別の課程 (第 83 条の 2)

第 7 章 授業料, 入学科及び検定料の額(第 84 条・第 84 条の 2)

第 8 章 教育職員免許状(第 85 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は, 国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 29 条の規定に基づき, 学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は, 神戸大学教育憲章(平成 14 年 5 月 16 日制定)に則り, 行うものとする。

(学部)

第 3 条 本学の学部に置く学科は, 次のとおりとする。

文学部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科, 発達コミュニティ学科, 環境共生学科, 子ども教育学科

法学部 法律学科

経済学部 経済学科

経営学部 経営学科

理学部 数学科, 物理学科, 化学科, 生物学科, 惑星学科

医学部 医学科, 保健学科

工学部 建築学科, 市民工学科, 電気電子工学科, 機械工学科, 応用化学科, 情報知能工学科

農学部 食料環境システム学科, 資源生命科学科, 生命機能科学科

海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム科学専攻，情報科学専攻，計算科学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

(学年)

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。
- 3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

（休業日）

第9条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学部

第1節 入学

（入学許可）

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（早期入学）

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者

- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。)の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成13年文部科学省告示第167号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第7条に規定した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部、経営学部又は工学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

(転入学)

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(再入学)

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(入学志願)

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

(1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。

(4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第16条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第17条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第18条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第19条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

- 5 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。）第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

（死亡等による入学料の免除）

- 第 20 条** 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全部を免除する。
- 2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第 3 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 1 項第 1 号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。
 - 3 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第 5 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 2 項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

（宣誓）

- 第 21 条** 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第 2 節 修業年限、教育課程、課程の履修等

（修業年限）

- 第 22 条** 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、本学に 3 年以上在学した者（施行規則第 149 条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。
- 2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。
 - 3 医学部医学科については、第 1 項の規定にかかわらず、その修業年限は 6 年とする。
 - 4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
 - 5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（修業年限の通算）

- 第 23 条** 大学学生以外の者のうち科目等履修生又は第 83 条の 2 に規定する特別の課程の履修生（以下「特別の課程履修生」という。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合には、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の 2 分の 1 を超えない期間を修業年限に通算することができる。

（在学年限）

- 第 24 条** 学生は、修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。
- 2 第 22 条第 4 項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

（教育課程）

- 第 25 条** 学部は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第 1 項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（授業科目の区分）

- 第 26 条** 授業科目の区分は、次のとおりとする。

- 基礎教養科目
- 総合教養科目

外国語科目
情報科目
健康・スポーツ科学
高度教養科目
専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)
関連科目
資格免許のための科目
その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

- 第 27 条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第 1 項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第 1 項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前 4 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

- 第 28 条** 第 26 条第 1 項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。)及び神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院高度教養科目履修規程(平成 28 年 3 月 22 日制定)で定める。
- 2 第 26 条第 2 項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

- 第 29 条** 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。
- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

- 第 30 条** 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

- 第 31 条** 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第 32 条第 4 項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の基準)

第 32 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、日本語等授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第 33 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4 前 3 項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5 前 4 項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 34 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第38条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学科)

第39条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第3節 留学及び休学

(留学)

第40条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第41条の2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学研究科博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学料等未納による除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

2 修学支援法第12条第1項の規定により入学料又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学料又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第5節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位(医学部医学科にあつては、188単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位(医学部医学科にあつては、128単位)以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第 49 条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第 6 節 授業料

(授業料の納期)

第 50 条 授業料は、次の 2 期に分け、年額の 2 分の 1 に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期(4 月から 9 月まで)	4 月 1 日から 4 月 30 日まで
後期(10 月から 3 月まで)	10 月 1 日から 10 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

4 第 1 項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。

5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。

6 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付しなければならない。

7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第 2 項又は第 3 項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

(1) 第 2 項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第 45 条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額

(2) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(3) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第 41 条第 1 項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第 51 条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することがある。

2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

- 2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)で定める。

(懲戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。
3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。
4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

第 3 章 大学院

第 1 節 入学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)

- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第 57 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に 3 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第 58 条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第 104 条第 3 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第 74 条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(医学研究科の博士課程の入学資格)

第 59 条 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は, 医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について, 当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において, 修業年限が 5 年以上である課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により, 学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和 30 年文部省告示第 39 号)
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって, 本学において, 大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において, 個別の入学資格審査により, 大学の医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で, 24 歳に達したもの

(医学研究科の博士課程への早期入学)

第 60 条 前条の規定にかかわらず, 次の各号のいずれかに該当する者であって, 本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを, 教授会の議を経て, 入学させることができる。

- (1) 大学(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に 4 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程(最終の課程は, 医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は, 関係の研究科規則で定める。

(進学)

第 61 条 本学大学院の修士課程, 前期課程又は専門職学位課程を修了し, 引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については, 当該研究科の定めるところにより, 選考の上, 進学を許可する。

(入学者選抜)

第 62 条 大学院の入学者の選抜は, 公正かつ妥当な方法により, 適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は, 各研究科において別に定める。

第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等

(標準修業年限)

第 63 条 修士課程の標準修業年限は, 2 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科、専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース)1年

4 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年の5年とする。

5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は、3年とする。

(教育課程)

第63条の2 大学院(専門職大学院を除く。)は、本学、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法等)

第64条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第65条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

(研究指導のための留学)

第66条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 63 条の標準修業年限に算入する。

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1 年履修コース)にあつては、1 年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により本学に入学する前に修得した単位(第 56 条又は第 57 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程(医学研究科の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に 3 年(専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

4 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により医学研究科の博士課程に入学する前に修得した単位(第 59 条又は第 60 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学研究科の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(専門職学位課程の修了要件)

第 69 条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 10 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で研究科が定める期間在

学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。
- 4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

(学位論文及び最終試験)

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第72条 第12条(入学期)、第14条(転入学)、第15条(再入学)、第16条(入学志願)、第17条(入学手続)、第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)、第19条(入学料の徴収猶予等)、第20条(死亡等による入学料の免除)、第21条(宣誓)、第22条(修業年限)(第1項、第2項及び第3項を除く。)、第24条(在学年限)、第27条(授業の方法)、第31条(単位の授与)、第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)、第33条(他学部の授業科目の履修)、第38条(転学部)、第39条(転学科)、第45条(退学)、第46条(疾病等による除籍)、第47条(入学料等未納による除籍)、第50条から第54条まで(授業料)、第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科の博士課程以外の博士課程にあっては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第73条の2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生(他大学(外国の大学を含む。))の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(ただし、法科大学院学生にあっては30単位)」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修

させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(ただし、法科大学院学生にあつては30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、「科目等履修生又は特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生と、同条第3項中「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、また、第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。))にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 学位プログラム

(学位プログラム)

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 前項に規定する学位プログラムは、次のとおりとする。

EUエキスパート人材養成プログラム

3 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第78条 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学(大学院を含む。)、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(特別研究学生)

第 79 条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することができる。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第 80 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することができる。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することができる。

3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することができる。

4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 特別の課程

第 83 条の 2 本学の学生以外の者を対象として、法第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。

3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員(以下「現職教育職員」という。)の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

- 4 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 5 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 6 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第 8 章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第 85 条** 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中海事科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 1 条の規定による廃止前の神戸大学学則(以下「旧学則」という。)第 2 条第 2 項に規定する法学研究科経済関係法専攻、公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち、平成 16 年 3 月 31 日において現に学生が在学する学科又は専攻は、新規則第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科若しくは当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該学科又は当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)附則第 17 条の規定に基づき、神戸商船大学において同大学を卒業するため又は同大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を引き続き本学において行うため、平成 16 年 3 月 31 日において現に神戸商船大学に在学する者(以下「在学者」という。)が在学しなくなるまでの間、海事科学部及び自然科学研究科に次に掲げる課程及び専攻を置く。
海事科学部 商船システム学課程、輸送情報システム工学課程、海洋電子機械工学課程、動力システム工学課程
自然科学研究科
前期 2 年の課程 商船システム学専攻、輸送情報システム工学専攻、海洋電子機械工学専攻、動力システム工学専攻
後期 3 年の課程 海上輸送システム科学専攻、海洋機械エネルギー工学専攻
- 5 前項に規定する課程及び専攻における教育課程の履修その他在学者の教育に関し必要な事項は、海事科学部教授会及び自然科学研究科教授会が定めるものとする。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中発達科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 34 条第 3 項、第 56 条、第 58 条及び第 59 条の改正規定は、平成 16 年 12 月 13 日から適用する。

- 3 国際文化学部コミュニケーション学科及び地域文化学科並びに発達科学部人間発達科学科，人間環境科学科及び人間行動・表現学科は，改正後の第3条の規定にかかわらず，平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 4 文学研究科哲学専攻，芸術学芸術史専攻，社会学専攻，史学専攻，国文学専攻及び英米文学専攻は，改正後の第4条の規定にかかわらず，平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則(平成17年11月22日)

この規則は，平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日)

- 1 この規則は，平成18年4月1日から施行し，改正後の第13条第1項第2号及び第56条第2号の規定については，平成17年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者は，改正後の第26条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成18年3月22日)

- 1 この規則は，平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者は，改正後の第47条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成18年12月26日)

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日)

この規則は，平成19年3月20日から施行し，改正後の神戸大学教学規則の規定は，平成19年3月1日から適用する。

附 則(平成19年3月20日)

- 1 この規則は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の第67条の規定を除き，なお従前の例による。
- 3 工学部建設学科は，改正後の第3条の規定にかかわらず，平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 4 文学研究科文化基礎専攻及び文化動態専攻，総合人間科学研究科コミュニケーション学専攻，地域文化学専攻，人間発達科学専攻，人間環境科学専攻，人間行動・表現学専攻，人間形成科学専攻，コミュニケーション科学専攻及び人間文化科学専攻，文化学研究科文化構造専攻及び社会文化専攻並びに自然科学研究科数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球惑星科学専攻，建設学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻，情報知能工学専攻，応用動物学専攻，植物資源学専攻，生物環境制御学専攻，生物機能化学専攻，食料生産環境工学専攻，海事技術マネジメント学専攻，海上輸送システム学専攻，マリンエンジニアリング専攻，数物科学専攻，分子物質科学専攻，地球惑星システム

科学専攻，情報・電子科学専攻，機械・システム科学専攻，地域空間創生科学専攻，食料フィールド科学専攻，海事科学専攻，生命機構科学専攻及び資源生命科学専攻は，改正後の第4条の規定にかかわらず，平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則(平成19年3月27日)

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日)

この規則は，平成19年12月25日から施行する。

附 則(平成20年3月18日)

- 1 この規則は，平成20年4月1日から施行し，改正後の第4条第3項，第10条第8号，第11条第1項第5号，第13条第1項第2号及び第3号，第22条第1項，第56条第2号及び第8号，第58条第1号，第59条第6号，第68条第2項並びに第69条第2項及び第4項の規定は，平成19年12月26日から適用する。ただし，別表第1学部の表の規定中農学部及び海事科学部の第3年次編入学定員に係る部分は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 農学部応用動物学科，植物資源学科，生物環境制御学科，生物機能化学科及び食料生産環境工学科並びに海事科学部海事技術マネジメント学課程，海上輸送システム学課程及びマリンエンジニアリング課程は，改正後の第3条の規定にかかわらず，平成20年3月31日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 経済学研究科経済システム分析専攻及び総合経済政策専攻並びに医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻，医科学専攻及び保健学専攻は，改正後の第4条の規定にかかわらず，平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則(平成21年3月18日)

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

- 1 この規則は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科情報知能学専攻は，改正後の第4条第1項の規定にかかわらず，平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則(平成22年10月26日)

この規則は，平成22年10月26日から施行する。

附 則(平成23年3月22日)

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日)

- 1 この規則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 経営学研究科博士課程マネジメント・システム専攻，会計システム専攻，市場科学専攻及び現代経営学専攻は，改正後の第4条第1項の規定にかかわらず，平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則(平成 24 年 9 月 26 日)

この規則は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 海事科学部海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第 3 条の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 人間発達環境学研究科心身発達専攻、教育・学習専攻、人間行動専攻及び人間表現専攻は、改正後の新規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 25 年 10 月 29 日)

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 20 日)

この規則は、平成 26 年 5 月 20 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学部地球惑星科学科は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第 3 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 理学研究科博士課程地球惑星科学専攻は、新規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成 27 年度から平成 29 年度までの理学部の惑星学科及び地球惑星科学科の総定員、平成 27 年度から平成 31 年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学生定員、平成 27 年度から平成 36 年度までのこれらの総定員並びに平成 27 年度の海事科学部グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科、マリンエンジニアリング学科、海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科の総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第 1 のとおりとする。
- 5 平成 27 年度から平成 28 年度までの理学研究科の惑星学専攻及び地球惑星科学専攻の博士課程の専攻別の総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第 2 に掲げるとおりとする。

附則別表第 1(附則第 4 項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
平成 27 年度	理学部	惑星学科	35	35
		地球惑星科学科	-	105
	医学部	医学科	112	675
		計	272	1,335

	海事科学部	グローバル輸送科学科	80	240
		海洋安全システム科学科	40	120
		マリンエンジニアリング学科	80	300
		海事技術マネジメント学科	-	90
		海洋ロジスティクス科学科	-	50
全学部合計			2,547	10,705
平成 28 年度	理学部	惑星学科	35	70
		地球惑星科学科	-	70
	医学部	医学科	112	684
		計	272	1,344
全学部合計			2,547	10,714
平成 29 年度	理学部	惑星学科	35	105
		地球惑星科学科	-	35
	医学部	医学科	112	691
		計	272	1,351
全学部合計			2,547	10,721
平成 30 年度	医学部	医学科	112	695
		計	272	1,355
	全学部合計			2,547
平成 31 年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,357
	全学部合計			2,547
平成 32 年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,345
	全学部合計			2,535
平成 33 年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,333
	全学部合計			2,535
平成 34 年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,321
	全学部合計			2,535
平成 35 年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,309
	全学部合計			2,535
平成 36 年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,297
	全学部合計			2,535

附則別表第 2(附則第 5 項関係)

年度	区分	総定員		
		博士課程		
		前期	後期	
		専攻別	専攻別	
平成 27 年度	理学研究科	惑星学専攻	24	7
		地球惑星科学専攻	24	14

平成 28 年度	理学研究科	惑星学専攻	48	14
		地球惑星科学専攻	-	7

附 則(平成 27 年 9 月 29 日)

この規則は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

- この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 28 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻及び別表の改正規定により入学定員を改める博士課程前期課程の専攻の平成 28 年度の総定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表に掲げるとおりとする。

附則別表(附則第 3 項関係)

年度	区分		総定員	
			修士課程	博士課程
				前期
専攻別	専攻別			
平成 28 年度	人文学研究科	文化構造専攻		37
		社会動態専攻		57
	国際文化学研究科	文化相関専攻		38
		グローバル文化専攻		59
	人間発達環境学研究科	人間発達専攻		103
		人間環境学専攻		76
	法学研究科	理論法学専攻		53
	保健学研究科	保健学専攻		110
	工学研究科	建築学専攻		129
		市民工学専攻		85
		電気電子工学専攻		129
		機械工学専攻		154
		応用化学専攻		143
	システム情報学研究科	情報科学専攻		49
	農学研究科	食料共生システム学専攻		53
		生命機能科学専攻		109
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	40	

附 則(平成 28 年 6 月 21 日)

この規則は、平成 28 年 6 月 21 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際文化学部国際文化学科並びに発達科学部人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科及び人間環境学科は，改正後の第 3 条の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 平成 29 年度から平成 31 年度までの国際人間科学部及び別表の改正規定により入学定員を改める学科の総定員並びに学部の総定員の合計は，改正後の別表の規定にかかわらず，附則別表第 1 のとおりとする。
- 4 平成 29 年度から平成 31 年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び博士課程の総定員の合計は，改正後の別表の規定にかかわらず，附則別表第 2 のとおりとする。

附則別表第 1(附則第 3 項関係)

年度	区分		総定員
平成 29 年度	文学部	人文学科	445
	国際人間科学部	グローバル文化学科	140
		発達コミュニティ学科	100
		環境共生学科	80
		子ども教育学科	50
		学部計	370
	理学部	数学科	103
		化学科	105
		生物学科	85
		学部計	623
	工学部	建築学科	363
		市民工学科	243
		電気電子工学科	363
		機械工学科	403
		応用化学科	406
		情報知能工学科	407
		学部計	2,225
	農学部	食料環境システム学科	141
		資源生命科学科	214
生命機能科学科		255	
学部計		630	
全学部合計			10,638
平成 30 年度	文学部	人文学科	430
	国際人間科学部	グローバル文化学科	280
		発達コミュニティ学科	200
		環境共生学科	160
		子ども教育学科	100
		学部計	740
	理学部	数学科	106
		化学科	110
		生物学科	90

		学部計	636
	工学部	建築学科	366
		市民工学科	246
		電気電子工学科	366
		機械工学科	406
		応用化学科	412
		情報知能工学科	414
		学部計	2,250
		農学部	食料環境システム学科
	資源生命科学科		216
	生命機能科学科		262
	学部計		640
	全学部合計		10,621
平成 31 年度	文学部	人文学科	415
	国際人間科学部	グローバル文化学科	420
		発達コミュニティ学科	300
		環境共生学科	240
		子ども教育学科	150
		学部計	1,120
	理学部	数学科	109
		化学科	115
		生物学科	95
		学部計	649
	工学部	建築学科	369
		市民工学科	249
		電気電子工学科	369
		機械工学科	409
		応用化学科	418
		情報知能工学科	421
		学部計	2,275
	農学部	食料環境システム学科	143
		資源生命科学科	218
生命機能科学科		269	
学部計		650	
全学部合計		10,604	

附則別表第 2(附則第 4 項関係)

年度	区分		総定員		
			博士課程		
			前期	後期	
			専攻別	専攻別	専攻別
平成 29 年度	経済学研究科	経済学専攻		64	
	医学研究科	医科学専攻			334

	海事科学研究科	海事科学専攻	135		
		国際開発政策専攻		26	
	国際協力研究科	地域協力政策専攻		26	
		研究科計		73	
	全博士課程合計		2,427	893	334
平成30年度	経済学研究科	経済学専攻		62	
	医学研究科	医科学専攻			356
		国際開発政策専攻		25	
	国際協力研究科	地域協力政策専攻		25	
		研究科計		71	
	全博士課程合計			889	356
平成31年度	医学研究科	医科学専攻			378
	全博士課程合計				378

附 則(平成30年3月30日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 法学研究科理論法学専攻及び政治学専攻は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 平成30年度の医学部及び医学部保健学科の総定員並びに全学部総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第1に掲げるとおりとする。
- 平成30年度から平成31年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び全博士課程の総定員の合計は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第2に掲げるとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

年度	区分	総定員
平成30年度	医学部保健学科	650
	学部計	1,275
	全学部合計	10,577

附則別表第2(附則第4項関係)

年度	区分		総定員	
			博士課程	
			前期	後期
			専攻別	専攻別
平成30年度	法学研究科	法学政治学専攻	37	18
	経営学研究科	経営学専攻		100
	理学研究科	生物学専攻		20
		惑星学専攻		20
		研究科計		85
	保健学研究科	保健学専攻	118	
	システム情報学研究科	計算科学専攻		22

	農学研究科	食料共生システム学専攻		17
		生命機能科学専攻		32
		研究科計		73
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		10
	全博士課程合計		2,412	
平成 31 年度	法学研究科	法学政治学専攻		36
	経営学研究科	経営学専攻		98
	理学研究科	生物学専攻		19
		惑星学専攻		19
		研究科計		83
	システム情報学研究科	計算科学専攻		20
	農学研究科	食料共生システム学専攻		16
		生命機能科学専攻		31
		研究科計		71
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		20	

附 則(平成 31 年 2 月 26 日)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日)

- この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 2 年度から令和 8 年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第 2 項関係）

年度	区分		入学定員	総定員
令和 2 年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計	2,530	10,639	
令和 3 年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計	2,530	10,639	
令和 4 年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計	2,518	10,627	
令和 5 年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計	2,518	10,615	
令和 6 年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計	2,518	10,603	
令和 7 年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,289
	全学部合計	2,518	10,591	
令和 8 年度	医学部	医学科	100	637

	計	260	1,277
	全学部合計	2,518	10,579

附 則(令和 2 年 7 月 28 日)

この規則は、令和 2 年 7 月 28 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 29 日)

この規則は、令和 2 年 9 月 29 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。

附 則(令和 2 年 12 月 1 日)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定中、工学部に係る部分は令和 4 年 4 月 1 日から、海洋政策科学部に係る部分は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 19 条、第 20 条、第 47 条及び第 50 条の規定は、令和 3 年 3 月 日から適用する。
- 3 海事科学部グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科及びマリンエンジニアリング学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 令和 3 年度から令和 5 年度までの海洋政策科学部海洋政策科学科、海事科学部グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科及びマリンエンジニアリング学科の総定員及び学部の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第4項関係)

年度	区分		総定員
令和3年度	海洋政策科学部	海洋政策科学科	200
		3年次編入学定員	—
		学部計	200
	海事科学部	グローバル輸送科学科	240
		海洋安全システム科学科	120
		マリンエンジニアリング学科	240
		3年次編入学定員	20
		学部計	620
	全学部合計		10,639
	令和4年度	海洋政策科学部	海洋政策科学科
3年次編入学定員			—
学部計			400
海事科学部		グローバル輸送科学科	160
		海洋安全システム科学科	80
		マリンエンジニアリング学科	160
		3年次編入学定員	20
		学部計	420
全学部合計		10,627	
令和5年度		海洋政策科学部	海洋政策科学科
	3年次編入学定員		10
	学部計		610
	海事科学部	グローバル輸送科学科	80
		海洋安全システム科学科	40
		マリンエンジニアリング学科	80
		3年次編入学定員	10
		学部計	210
	全学部合計		10,615

別表

収容定員

1 学部

区分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員			
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計		
文学部	人文学科	100	100					400	400		
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,500		
	発達コミュニティ学科	100						5		5	410
	環境共生学科	80						3		3	326
	子ども教育学科	50						2		2	204
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760		
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120		
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080		
理学部	数学科	28	153			学科共通 25	25	112	662		
	物理学科	35						140			
	化学科	30						120			
	生物学科	25						100			
	惑星学科	35						140			
医学部	医学科	100	260	5	5			625	1,265		
	保健学科	看護学専攻						80		640	
		検査技術科学専攻						40			
		理学療法学専攻						20			
		作業療法学専攻						20			
工学部	建築学科	93	565			学科共通 20	20	372	2,300		
	市民工学科	63						252			
	電気電子工学科	93						372			
	機械工学科	103						412			
	応用化学科	106						424			
	情報知能工学科	107						428			
	農学部	食料環境システム学科						36		160	
資源生命科学科		55	220								
生命機能科学科		69	276								
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820		
合計			2,518		5		135		10,567		

2 大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程				専門職学位課程				修士課程		博士課程				専門職学位課程			
				前期		後期		前期		後期				前期		後期		前期		後期	
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計
人文学研究科	文化構造専攻		17	44	8	20							34	88	24	60					
	社会動態専攻		27		12								54		36						
国際文化学研究科	文化関連専攻		18	47	6	15							36	94	18	45					
	グローバル文化専攻		29		9								58		27						
人間発達環境学研究科	人間発達専攻		51	91	11	17							102	17	33	51					
	(1年履修コース)		4									4	8								
	人間環境学専攻		36		6								72		18						
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18							74	74	54	54					
	実務法律専攻								80	80								240	240		
経済学研究科	経済学専攻		83	83	20	20							166	166	60	60					
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32							102	102	96	96					
	現代経営学専攻								69	69								138	138		
理学研究科	数学専攻		22	12	4	27							44	24	12	81					
	物理学専攻		24	2	5								48	4	15						
	化学専攻		28		6								56		18						
	生物学専攻		24		6								48		18						
	惑星学専攻		24		6								48		18						
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25								50	50									
	医科学専攻					100	100									400	400				
保健学研究科	保健学専攻		64	64	25	25							128	128	75	75					
工学研究科	建築学専攻		64	31	8	42							128	63	24	12					
	市民工学専攻		42	6	6								84	2	18	6					
	電気電子工学専攻		64		8								128		24						
	機械工学専攻		76		10								152		30						
	応用化学専攻		70		10								140		30						
システム情報学研究科	システム科学専攻		28	73	3	12							56	14	9	36					
	情報科学専攻		21		3								42	6	9						
	計算科学専攻		24		6								48		18						
農学研究科	食料共生システム学専攻		26	120	5	23							52	240	15	69					
	資源生命科学専攻		42		8								84		24						
	生命機能科学専攻		52		10								104		30						
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11							150	150	33	33					
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	70	8	23							52	14	24	69					
	国際協力政策専攻		22		7								44	0	21						
	地域協力政策専攻		22		8								44		24						
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10							80	80	30	30					
合計			25	1,233	295	100			149	50	2,462	885	400			378					

2. 神戸大学共通細則

平成 16 年 4 月 1 日制定

(入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(合否の判定)

第 2 条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

(宣 誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成 績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第6条 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 23 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
2. この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 24 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別紙様式第 9 号の改正規定（「外国人登録原票記載事項証明書」を「住民票」に改める部分に限る。）は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

1. この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. この細則施行の際現に在学する者で神戸大学共通細則の一部を改正する細則（平成 24 年 3 月 14 日制定）附則第 2 項の規定により、なお従前の例によるとされた者に係るこの細則による改正後の神戸大学共通細則の規定の適用については、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

様式3号

		年	月	日	
神戸大学	殿				
		学籍番号	学部	学科	
		住所	番		
		氏名			
休学願					
下記のとおり休学したいので御許可願います。					
記					
1	理由				
2	期間	自	年	月	日
		至	年	月	日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

様式4号

		年	月	日
神戸大学	殿			
		学籍番号	学部	学科
		住所	番	
		氏名		
復学願				
下記のとおり復学したいので御許可願います。				
記				
1	理由			
2	復学年月日	年	月	日

注 病気の場合は健康診断書(復学意見書)添付のこと。
A4(297mm×210mm)

様式5号

		年	月	日
神戸大学	殿			
		学籍番号	学部	学科
		住所	番	
		氏名		
退学願				
下記のとおり退学したいので御許可願います。				
記				
1	理由			
2	退学年月日	年	月	日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

様式7号

		年	月	日	
神戸大学	殿				
		学籍番号	学部	学科	
		住所	番		
		氏名			
欠席届					
下記のとおり欠席しますからお届けします。					
記					
1	理由				
2	期間	自	年	月	日
		至	年	月	日

注 疾病の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

3. 神戸大学学生表彰規程

平成 17 年 2 月 17 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条第 2 項の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

(1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
- ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの

(2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等(以下「競技会等」という。)において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
- ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
- ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
- ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの

(3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
- ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
- ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体(以下「表彰候補者」という。)がある場合は、別記様式第 1 により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者(以下「被表彰者」という。)を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が別記様式第 2 の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第 2 条第 2 号に該当する表彰については、原則として毎年 3 月に行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生団体の活動について適用する。

附 則(平成23年3月31日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月25日)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

4. 神戸大学学生懲戒規則

平成 16 年 4 月 1 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条の 2(第 72 条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲 戒)

第 2 条 懲戒は、本学の規律に違反し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

(懲戒の内容)

第 3 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ 本学の施設及び設備を利用すること(本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。)

ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

(3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(懲戒の発議)

第 4 条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部又は研究科の教授会(以下「教授会」という。)は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べることができる。

3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部又は研究科に係わる場合の懲戒手続)

第 5 条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部又は研究科に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第 6 条 教授会は、第 4 条第 1 項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第 7 条 学長は、第 4 条第 3 項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」

という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第 8 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 9 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(無期停学の解除)

第 10 条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を發議することができる。

- 2 学長は、前項の發議に基づき、停学を解除する。

(異議申立て)

第 11 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の要否を評議会に付議するものとする。

- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

附 則

1. この規則は、平成16年4月1日から施行する。
2. この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則(平成16年4月1日制定)の規定による廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は、この規則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

附 則(平成17年3月17日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日)

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第7条第1項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

附 則(平成27年3月31日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(1) 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

平成 16 年 4 月 1 日
教育研究評議会決定

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化，透明化を図るに当たっては，懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから，次の申合わせを行うものとする。

1. 懲戒の対象となりうる行為は，次の行為とする。
 - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
 - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
 - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
 - (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
2. 教育研究機関としての大学のなす懲戒は，教育的な配慮から慎重に行わなければならないが，学生の自主的な活動に対しては，特に配慮が加えられなければならない。
3. 申合わせ第 1 項は，懲戒対象行為を限定し，その明確化を図ることを旨とし，従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

5. 神戸大学学位規程

平成 16 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文は、修士の場合は 1 編、1 通を、博士の場合は 1 編、3 通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 第 1 項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授 1 人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第 1 項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文

又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があつたときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第12条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

- 2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

- 2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第16条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

- (1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)
- (2) 授与しようとする年月日
- (3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別
- (4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
- (5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
- (6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第20条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。

4 別表第4に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては、第2項に規定する専攻分野の名称とともに、当該学位プログラムの名称を付記するものとする。

5 教学規則第65条第2項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(様式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)附則第 4 項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定にかかわらず、商船学又は工学とするものとする。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日)

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日)

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 20 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 文学研究科及び文化科学研究科が存続する間、改正後の第 8 条第 1 項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)」と、同条第 3 項及び第 4 項並びに第 11 条から第 22 条までの規定中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日)

この規程は、平成 23 年 11 月 24 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 23 日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の神戸大学学位規程(以下「新学位規程」という。)第 18 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新学位規程第 19 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 10 月 29 日)

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日)

この規程は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 3 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第20条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2(第20条第2項関係)

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3(第20条第3項関係)

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士(専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)

別表第4(第20条第4項関係)

EU エキスパート人材養成プログラム

別記様式第1(第3条により学位を授与する場合)

○第	号
学位記	
氏	名
年	月 日
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">大学印</div>	
<p>本学〇〇学部〇〇〇〇所定の課程を修め本学を卒業したので学士(〇〇)の学位を授与する</p>	
年	月 日
神戸大学長氏 名 印	

別記様式第3(第4条第2号により学位を授与する場合)

修第	号
学位記	
氏	名
年	月 日
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">大学印</div>	
<p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士(〇〇)の学位を授与する</p>	
年	月 日
神戸大学	

別記様式第5(第5条第1項により学位を授与する場合)

博	第
学位記	
氏	名
年	月 日
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">大学印</div>	
<p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したので博士(〇〇)の学位を授与する</p>	
年	月 日
神戸大学	

別記様式第6(第5条第1号により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの)

博	第
学位記	
氏	名
年	月 日
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">大学印</div>	
<p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したので博士(〇〇)の学位を授与する この学位はこの博士論文共同指導によるものである</p>	
年	月 日
神戸大学	

別記様式第7(第5条第2項により学位を授与する場合)

年 月 日	神戸大学	本学にて学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格した ので博士(〇〇)の学位を授与する		博 る 第 号
			学 位 記 号	氏 年 月 日 生 名

別記様式第10(第4条から第6条により学位を授与する場合(英文学位記))

	
KOBE UNIVERSITY HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○○○ of ○○○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○	
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○	
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	
○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○	

別記様式第12(第5条第1号により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの(英文学位記))

<p>学章</p>		
<p>KOBE UNIVERSITY HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○○○ of ○○○○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○</p>		
<p>FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○○</p>		
<p>THIS DEGREE IS THE RESULT OF JOINT SUPERVISION WITH ○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○</p>		
<p>○○○○ ○○○○ President of Kobe University</p>	<p>大学印</p>	<p>○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○</p>

別記様式第13

年 月 日
○○研究科長 殿
学籍番号
氏 名
学 位 論 文 審 査 願
神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。
記
学 位 論 文 通
論 文 目 録 通

別記様式第14

	年	月	日
神戸大学長	殿		
	氏	名	
学 位 申 請 書			
<p>神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士(○ ○)の学位の授与を申請いたします。</p>			
<p>備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み 替えるものとする。</p>			

別記様式第15

	論 文 目 録	年	月	日
		氏	名	
論 文				
1 題 目				
2 公表の方法及び時期				
	方 法			
	時 期			
3 冊 数	冊			
参考論文				
1 題 目				
2 冊 数	冊			

別記様式第16

備考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

					契印
					番号
					授与年月日
					氏名
					論文題目

博士(〇〇)学位簿

(1) 学位記の日付に関する申合せ

平成 16 年 12 月 9 日

部局長会議決定

1. 学位の日付は 次のおりとする。

(1) 3 月に卒業又は修了する者にあつては 3 月 25 日とする。

(2) 9 月に卒業又は修了する者にあつては 9 月 25 日とする。

2. この申合わせは 平成 16 年 12 月 9 日から実施する。

6. 神戸大学乗船実習科規則

平成 16 年 4 月 1 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。）第 5 条の規定に基づき、神戸大学乗船実習科（以下「乗船実習科」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 乗船実習科は、神戸大学海洋政策科学部（以下「海洋政策科学部」という。）を卒業した者で海技士の免許を受けようとするものに対し乗船実習を行い、もって船舶職員としての資質をかん養するとともに船舶運航技術を総合的に習得させることを目的とする。

(課 程)

第 3 条 乗船実習科に次の課程を置く。

航海課程

機関課程

(学生定員)

第 4 条 乗船実習科の入学定員は、次のとおりとする。

航海課程 50 名

機関課程 40 名

(管理運営)

第 5 条 乗船実習科の管理運営に関する事項は、海洋政策科学部教授会（以下「教授会」という。）において審議する。

(乗船実習科長)

第 6 条 乗船実習科に乗船実習科長を置く。

2 乗船実習科長は、乗船実習科に関する事項を総括する。

3 乗船実習科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(修業年限)

第 7 条 乗船実習科の修業年限は、6 か月とする。

(在学年限)

第 8 条 学生は、2 年を超えて在学することができない。

(入学の時期)

第 9 条 入学の時期は、4 月 1 日とする。

(入学資格)

第 10 条 乗船実習科に入学することのできる者は、海洋政策科学部を卒業した者であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）に定める海技士国家試験の三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の筆記試験免除に必要な授業科目の単位を修得していること。

- (2) 独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という。)において実施する船舶実習-1 及び船舶実習-2 の単位を修得していること。
- (3) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 91 号)第 40 条に定める身体検査基準を満たしていること。

(入学の出願)

第 11 条 乗船実習科に入学を志願する者は、入学願書を所定の期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第 12 条 学長は、前条の入学志願者が第 10 条に規定する入学資格を有するときは、教授会の議を経て、入学を許可する。

(実習科目)

第 13 条 乗船実習科における実習科目は、別表のとおりとする。

(履修の認定)

第 14 条 乗船実習科の実習科目履修の認定は、機構又は海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)に定める船舶運航事業者等で国土交通大臣の認定を受けたもの(以下「機構等」という。)の練習船における実習を経て、当該機構等からの実習修了報告、成績評価及び実習訓練履修の認定通知書に基づいて乗船実習科長が行う。

(修了)

第 15 条 乗船実習科に 6 か月以上在学して所定の実習科目を履修し、その課程を修めたと認められる者については、教授会の議を経て、修了を認定する。

2 修了の時期は、前項の修了の要件を満たした日とする。

(修了証書)

第 16 条 学長は、前条により修了を認定された者に修了証書を授与する。

(休学)

第 17 条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により、引き続き 1 か月以上修学することができないときは、乗船実習科長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、通算して 1 年を超えることができない。

3 前項の休学期間は、第 8 条の在学年数に算入しない。

(授業料等)

第 18 条 乗船実習科の検定料、入学料及び授業料の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)の定めるところによる。

2 海洋政策科学部を卒業し、引き続き乗船実習科に入学する者の入学料及び検定料については、これを徴収しない。

(教学規則の準用)

第 18 条の 2 第 11 条、第 17 条及び前条に定めるもののほか、休学、退学、除籍、賞罰、入学料、検定料及び授業料に関することについては、教学規則第 16 条(第 2 項ただし書を除く。)、第 17 条から第 20 条まで、第 42 条、第 43 条、第 45 条から第 47 条まで、第 50 条(第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 6 項ただし書を除く。)及び第 51 条から第 55 条の 2 までの規定を準用する。この場合において、「所属学部長」又は「学部長」とあるのは「乗船実習科長」と、第 43 条中「3 か月」とあるのは「1 か月」と、第 50 条第 1 項中「年額の 2 分の 1 に相当する額」とあるのは「6

か月の額」と、同条第 5 項中「学年」とあるのは「学期」と、「卒業」とあるのは「修了」と、第 55 条の 2 第 3 項中「第 22 条」とあるのは「乗船実習科規則第 7 条」と読み替えるものとする。

(雑 則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、乗船実習科長が定める。

附 則

1. この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 16 年 3 月 31 日に神戸商船大学を卒業した者で海技従事者の免許を受けようとする者に対する乗船実習は、乗船実習科が行うものとする。
3. 前項の規定により乗船実習科に入学する者に対するこの規則の規定の適用については、第 2 条中「神戸大学海事科学部(以下「海事科学部」という。)」とあるのは「神戸商船大学商船学部」と、第 10 条中「海事科学部を」とあるのは「神戸商船大学商船学部商船システム学課程の教育課程を修めて」と、第 18 条第 2 項中「海事科学部」とあるのは「神戸商船大学商船学部」とする。
4. 神戸大学教学規則附則第 4 項の規定により海事科学部に置かれる課程を卒業する者で乗船実習科に入学する者に対する第 10 条の規定の適用については、同条中「海事科学部を」とあるのは、「海事科学部商船システム学課程の教育課程を修めて」とする。
5. 平成 16 年 3 月 31 日に神戸商船大学を卒業した者及び神戸大学教学規則附則第 4 項の規定により海事科学部に置かれる課程を卒業する者で、引き続き乗船実習科に入学する者のうち、平成 10 年度以前に神戸商船大学に入学したものの乗船実習科における授業料については、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程第 2 条第 8 項に規定する入学年度に応じた学部の授業料年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸大学海事科学部を卒業した者，この規則施行の際に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表(第13条関係)

実 習 科 目

航海課程	機関課程
船橋当直	機関当直
航 海	機関運転
運 用	機関保守
運航要務	機関要務
船舶要務	船舶要務

(1) 神戸大学乗船実習科の修了証書についての申合せ

平成 17 年 9 月 16 日改正

神戸大学乗船実習科規則第 16 条により授与する修了証書は下記様式のとおりとする。

様 式

				乗実第	号	
			修	了	証	書
大学印				氏	名	
				年	月	日生
本学乗船実習科の〇〇課程を修了したことを証する。						
			年	月	日	
			神戸大学長	氏	名	印

7. 神戸大学大学教育推進機構

(1) 神戸大学全学共通授業科目履修規則

平成 16 年 4 月 1 日 制定

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、全学に共通する授業科目(以下「全学共通授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(全学共通授業科目の区分)

第 2 条 全学共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

基礎教養科目
総合教養科目
外国語科目
情報科目
健康・スポーツ科学
共通専門基礎科目
資格免許のための科目
その他必要と認める科目

(全学共通授業科目及び単位数)

第 3 条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。
- 3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(全学共通授業科目の年次配当)

第 4 条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

(履修要件)

第 5 条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 6 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第 7 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。
- 4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(成績評価基準)

第 8 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(雑 則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 16 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条の規定による廃止前の神戸大学全学共通授業科目履修規則の規定の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 17 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 18 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 21 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 22 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 23 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 24 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 25 年 4 月 1 日以後において在

学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 27 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 28 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の第 2 条及び別表（基礎教養科目及び総合教養科目に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 30 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 2 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 3 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考	
基 礎 教 養 科 目	人文系	哲学	哲学	1	
		心理学	心理学A	1	
			心理学B	1	
		論理学	論理学	1	
		教育学	教育学A	1	
	教育学B		1		
	倫理学	倫理学	1		
	社会科学系	法学	法学A	1	
			法学B	1	
		政治学	政治学A	1	
			政治学B	1	
		経済学	経済学A	1	
			経済学B	1	
		経営学	経営学	1	
	社会学	社会学	1		
	教育社会学	教育社会学	1		
	地理学	地理学	1		
	生命科学系	医学	医学A	1	
			医学B	1	
		保健学	保健学A	1	
保健学B			1		
健康科学A			1		
健康科学B			1		
生物学		生物学A	1		
		生物学B	1		
		生物学C	1		
自然科学系		数学	数学A	1	
	数学B		1		
	数学C		1		
	数学D		1		
	物理学	物理学A	1		
		物理学B	1		
	化学	化学A	1		
		化学B	1		
		化学C	1		
		化学D	1		
惑星学	惑星学C	1			
	惑星学D	1			
情報科学	情報学A	1			
	情報学B	1			
(1) 多文化理解	教育と人間形成	教育と人間形成	1		
	文学	文学A	1		
		文学B	1		
	言語科学	言語科学A	1		
		言語科学B	1		
	芸術と文化	芸術と文化A	1		
		芸術と文化B	1		
	日本史	日本史A	1		
		日本史B	1		
	東洋史	東洋史A	1		
		東洋史B	1		
	アジア史	アジア史A	1		
		アジア史B	1		
	西洋史	西洋史A	1		
		西洋史B	1		
考古学	考古学A	1			
	考古学B	1			
芸術史	芸術史A	1			
総 合 教 養 科 目	(1) 多文化理解	芸術史B	1		
		美術史	美術史A	1	
			美術史B	1	
		科学史	科学史A	1	
			科学史B	1	
		社会思想史	社会思想史	1	
		文化人類学	文化人類学	1	
		現代社会論	現代社会論A	1	
			現代社会論B	1	
		越境する文化	越境する文化	1	
	生活環境と技術	生活環境と技術	1		
	カタチの文化学	カタチの文化学	1		
	(2) 自然界の成り立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	
		現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	
		身近な物理法則	身近な物理法則	1	
		カタチの自然学	カタチの自然学A	1	
			カタチの自然学B	1	
		ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術A	1	
			ものづくりと科学技術B	1	
		生命科学	生命科学A	1	
生命科学B			1		
生物資源と農業		生物資源と農業A	1		
	生物資源と農業B	1			
	生物資源と農業C	1			
	生物資源と農業D	1			
(3) グローバリゼーション	環境学入門	環境学入門A	1		
		環境学入門B	1		
	社会と人権	社会と人権A	1		
		社会と人権B	1		
	男女共同参画とジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	1		
		男女共同参画とジェンダーB	1		
	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2		
	EU基礎論	EU基礎論	1		
	国際協力の現状と課題	国際協力の現状と課題A	1		
		国際協力の現状と課題B	1		
政治と社会	政治と社会	1			
社会生活と法	社会生活と法	1			
国家と法	国家と法	1			
現代の経済	現代の経済A	1			
	現代の経済B	1			
経済社会の発展	経済社会の発展	1			
地球史における生物の変遷	地球史における生物の変遷	1			
	生物の環境適応	生物の環境適応	1		
人間活動と地球生態系	人間活動と地球生態系	1			
食と健康	食と健康A	1			
	食と健康B	1			
資源・材料とエネルギー	資源・材料とエネルギーA	1			
	資源・材料とエネルギーB	1			
(4) ESD	ESD基礎	ESD基礎(持続可能な社会づくり1)	1		
	ESD論	ESD論(持続可能な社会づくり2)A	1		
		ESD論(持続可能な社会づくり2)B	1		
	ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1		
		ESD生涯学習論B	1		
ESDボランティア論	ESDボランティア論	1			

	健康・スポーツ科学講義B	1			地学実験A	1	
	健康・スポーツ科学講義C	1			地学実験B	1	
	健康・スポーツ科学実習基礎	1			資格免許のための科目	日本国憲法1	1
	健康・スポーツ科学実習1	0.5				日本国憲法2	1
	健康・スポーツ科学実習2	0.5			その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ	その都度定める。
共通専門基礎科目	心と行動	2				総合科目Ⅱ	その都度定める。
	線形代数入門1	1					
	線形代数入門2	1					
	線形代数1	1					
	線形代数2	1					
	線形代数3	1					
	線形代数4	1					
	微分積分入門1	1					
	微分積分入門2	1					
	微分積分1	1					
	微分積分2	1					
	微分積分3	1					
	微分積分4	1					
	数理統計1	1					
	数理統計2	1					
	物理学入門	1					
	力学基礎1	1					
	力学基礎2	1					
	電磁気学基礎1	1					
	電磁気学基礎2	1					
	連続体力学基礎	1					
	熱力学基礎	1					
	量子力学基礎	1					
	相対論基礎	1					
	物理学実験基礎	1					
	物理学実験	2					
	基礎無機化学1	1					
	基礎無機化学2	1					
	基礎物理化学1	1					
	基礎物理化学2	1					
	基礎有機化学1	1					
	基礎有機化学2	1					
	化学実験1	1					
	化学実験2	1					
	生物学概論A1	1					
	生物学概論A2	1					
	生物学概論B1	1					
	生物学概論B2	1					
	生物学概論C1	1					
	生物学概論C2	1					
	生物学概論D1	1					
	生物学概論D2	1					
	生物学各論A1	1					
	生物学各論A2	1					
	生物学各論B1	1					
	生物学各論B2	1					
	生物学各論C1	1					
	生物学各論C2	1					
	生物学各論D1	1					
	生物学各論D2	1					
	生物学各論E1	1					
	生物学各論E2	1					
	生物学実験1	1					
	生物学実験2	1					
	基礎地学1	1					
	基礎地学2	1					

(2) 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 平成 31 年 1 月 24 日

全学共通授業科目に係る授業を円滑、かつ、効果的に実施するため、その履修方法を次のとおり取り扱う。

- 1 全学共通授業科目の履修は、自己の所属する学部・学科・クラスなどにより、指定された曜日・時限(以下「学部指定開講枠」という。)の授業科目を履修するものとする。
- 2 単位の未修得により、入学年度に配当された年次以降に履修(以下「再履修」という。)する場合も、原則として、学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとする。ただし、外国語科目必修科目、健康・スポーツ科学実習 1 及び健康・スポーツ科学実習 2 を除く。
授業科目を再履修する場合において、授業科目の授業の方法・内容等から、次に定める授業科目(*)については、抽選登録を行うこととする。なお、共通専門基礎科目実験科目については、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認を得なければならない。
*抽選登録を行う授業科目
(1) 外国語科目(必修科目のみ)
(2) 情報基礎
(3) 数学系の共通専門基礎科目
- 3 基礎教養科目・総合教養科目において、「学部指定開講枠」以外の授業科目(以下「学部指定外開講枠」という。)を再履修しなければ修学が困難と認められる場合における再履修を認める範囲は、別に定めるものとする。
- 4 基礎教養科目・総合教養科目以外の授業科目において、学部指定外開講枠の授業科目を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は、次に定める範囲において、別紙「(学部指定外開講枠)履修登録願」に所属学部の許可を受け、指定する日程までに提出後、授業担当教員の承認が得られた場合に限り、学部指定外開講枠の授業科目を再履修することができるものとする。

再履修が可能な学部指定外開講枠の授業科目

- (1) 次の共通専門基礎科目(物理学実験、物理学実験基礎、化学実験 1、化学実験 2、生物学実験 1 及び生物学実験 2 を除く。)
数学系、物理学系、化学系の授業科目
- (2) 情報科学 1、情報科学 2
- (3) 健康・スポーツ科学(健康・スポーツ科学実習 1、2 を除く。)

附 則

この申合せは、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙) 受講許可カード交付願

受 講 許 可 カ ー ド 交 付 願

学部・学科・コース _____ 学部 _____ 学科 _____ コース _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

	区 分	曜日/時限	授 業 料 目 名	担当教員	備 考	
学 部 指 定 開 講 枠	共通専門基礎 科目 (実験科目)	/	物理学実験		注1)ここにあげる授業科目の再履修については、学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとし、初回の授業を受講し、受講許可カードによる担当教員の承認が必要。	
		/	物理学実験基礎			
		/	化学実験1			
		/	化学実験2			
		/	生物学実験1			
		/	生物学実験2			
	区 分	曜日/時限	授 業 料 目 名	担当教員	(必要理由)	
学 部 指 定 外 開 講 枠	共通専門基礎 科目 (実験科目)	/	物理学実験			
		/	物理学実験基礎			
		/	化学実験1			
		/	化学実験2			
		/	生物学実験1			
		/	生物学実験2			
		/				
		/				
注2)学部指定外開講枠の授業科目を履修しなければならない理由を1授業科目毎に記入すること。(記入しきれない場合は裏面に記入すること。)						
所属学部担当者 確認欄 _____ 学部 _____ 確認年月日 年 月 日 (担当者 _____ 押印)						

注3)学部指定外開講枠の実験科目を履修しなければ修学が困難と認められる場合は、所属学部教務学生担当係に相談のうえ、必要理由及び所属学部教務学生担当係押印を受けた上、教育推進課共通教育グループへ申し出ること。

- 受講許可カードを必要とする授業科目名の等必要事項を記入の上、初回の授業までに教育推進課共通教育グループへ提出のうえ、受講許可カードを受け取ること。
- 記入した授業科目以外に受講許可カードを使用した場合や、記入事項に虚偽が判明した場合は、履修を取り消すことがあるので注意すること。
- この様式は、受講許可カードを交付するうえで、授業科目の確認を行うためのもので、これにより履修を承認するものではない。
- 担当教員に許可を受けた受講許可カードは、指定する期限までに教育推進課共通教育グループへ提出すること。指定する期限までに提出しなかった場合は、担当教員の許可を受けていても提出を受け付けない。

(別紙) (学部指定外開講枠) 履修登録願

(学部指定外開講枠) 履 修 登 録 願

学部・学科・コース _____ 学部 _____ 学科 _____ コース _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

曜日/時限	授 業 料 目 名	担当教員	備 考
/			
/			
/			
/			
/			
/			

(学部指定外開講枠を履修しなければならない理由を詳しく記載すること。)

所属学部担当者 確認欄	学部
確認年月日	年 月 日 (担当者 押印)

○ 指定する期限までに提出しなかった場合は履修を許可しない。

(3) 全学共通授業科目の再受験資格制度に関する内規等

① 全学共通授業科目の再試験制度に関する内規

平成 16 年 4 月 1 日制定

第 1 条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 7 条第 3 項の規定に基づき、再試験制度に関する事項について定める。

第 2 条 再試験制度とは、共通専門基礎科目の定期試験(医学部及び海洋政策科学部の学生にあつては、外国語科目の試験を含む。)を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を受験できる制度をいう。

第 3 条 再試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 受験した科目の成績が、50 点(5 割)以上であること。
- (2) 科目への出席日数が、所定の 3 分の 2 以上であること。
- (3) 再試験実施時に休学していないこと。

第 4 条 再試験の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 再試験は、当該授業科目が開講された学期中に実施する。
- (2) 再試験該当者の発表は、原則として当該定期試験終了後の 2 週間以内に掲示等により発表する。
- (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。
- (4) 試験時間は、45 分、60 分又は 90 分とする。
- (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。
- (6) 再試験の監督は、当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

第 5 条 再試験で合格した場合の成績評価は 60 点とする。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 19 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下「在学生」という。）及び令和 3 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

再試験できる授業科目（学部別）

① 2021年度以降入学者用

医 学 部	医学科	外国語科目，微分積分 1，微分積分 2，微分積分 3，微分積分 4，力学基礎 1，力学基礎 2，基礎物理化学 1，基礎物理化学 2，基礎有機化学 1，基礎有機化学 2，生物学各論 E 1，生物学各論 E 2
	保健学科	外国語科目
工 学 部	電気電子工学科	力学基礎 1，力学基礎 2，連続体力学基礎，熱力学基礎
	機械工学科	線形代数 1，線形代数 2，微分積分 1，微分積分 2
	応用化学科	線形代数 1，線形代数 2，線形代数 3，線形代数 4，微分積分 1，微分積分 2
	情報知能工学科	線形代数 1，線形代数 2，線形代数 3，線形代数 4，微分積分 1，微分積分 2，微分積分 3，微分積分 4，基礎力学 1，基礎力学 2，電磁気学基礎 1，電磁気学基礎 2
農 学 部	食料環境システム学科 生産環境工学コース	線形代数 1，線形代数 2，微分積分 1，微分積分 2
	資源生命科学科 応用動物学コース	基礎無機化学 1，基礎無機化学 2，基礎有機化学 1，基礎有機化学 2，生物学各論 B 1，生物学各論 B 2，生物学各論 D 1，生物学各論 D 2
	生命機能科学科 応用生命化学コース	基礎無機化学 1，基礎無機化学 2，基礎物理化学 1，基礎物理化学 2
海洋政策科学部		外国語科目，線形代数 1，線形代数 2，線形代数 3，線形代数 4，微分積分 1，微分積分 2，微分積分 3，微分積分 4，数理統計 1，数理統計 2，力学基礎 1，力学基礎 2，電磁気学基礎 1，電磁気学基礎 2，連続体力学基礎，基礎有機化学 1，基礎有機化学 2，基礎物理化学 1，基礎物理化学 2

(4) 全学共通授業科目の追試験に関する内規等

平成 16 年 4 月 1 日制定

(1) 全学共通授業科目の追試験に関する内規

第 1 条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 7 条第 4 項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。

第 2 条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構国際教養教育委員会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引(配偶者、二親等内の親族)
- (3) 不慮の事故(自損、他損を問わない。)
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習(教育実習、介護体験、学外での調査・見学等)
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
- (2) 子 5 日以内
- (3) 配偶者の父母 3 日以内
- (4) 二親等の親族 3 日以内

第 3 条 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等を添付して国際教養教育院長に提出するものとする。

第 4 条 追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後 1 週間以内とする。

第 5 条 追試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。

第 6 条 定期試験期間以外に実施される試験についても取扱いを同じとする。

第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 全学共通授業科目の追試験に関する内規の申し合わせ

平成 25 年 6 月 20 日 教務専門委員会決定

追試験に関する内規第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「急性の病気」については、医師の診断書(治療期間の明記されたものに限る)又は診断書に準ずるものが提出された場合、あるいは提出することを条件に、これを認めるものとする。

(3) 全学共通授業科目追試験受験願 (所定の様式)

年 月 日

神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院長 殿

学 部 名

学籍番号

住 所

電 話 () -

氏 名

全学共通授業科目追試験受験願

下記のとおり期末試験を受験することができなかったので、追試験の受験をご許可
くださるようお願いいたします。

記

1. 事 由
2. 添付書類
3. 試験科目等

試験科目名	実施月日(曜日)・時限	担当教員名
	月 日 () 時限	
	月 日 () 時限	
	月 日 () 時限	
	月 日 () 時限	
	月 日 () 時限	
	月 日 () 時限	
	月 日 () 時限	

(5) 協定に基づき留学する学生の全学共通授業科目の定期試験の取扱いに関する申合せ

平成 16 年 4 月 1 日制定

1. 協定に基づき留学（短期海外研修等を含む。）する学生が，全学共通授業科目の定期試験を受験できない場合には，定期試験の実施日の変更を認めることがある。
2. 前項に該当する学生で定期試験の実施日の変更を希望する者は，原則として出発日の属する月の前々月の 10 日までに大学教育推進機構国際教養教育院長に別紙様式により留学先が協定大学であることを所属学部で確認のうえ，申し出るものとする。なお，特別な事情により，期日までに申し出ることができない場合は，理由書（様式自由）を添付し，その旨を申し出るものとする。
3. 定期試験の実施日の変更は，大学教育推進機構国際教養教育委員会の了承を経て，行うものとする。
4. 定期試験の実施は，担当教員の指示する方法によるものとする。

附 則

この申合せは，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

年 月 日

大学教育推進機構国際教養教育院長 殿

学 部 名

学籍番号

氏 名

電話番号

協定に基づく留学に伴う全学共通授業科目の
定期試験実施日変更願

このことについて、下記のとおり定期試験の実施日を変更していただきますようお願いいたします。

記

1. 留学先（国名又は機関名）

2. 留学目的

3. 留学期間

自 年 月 日 ～ 至 年 月 日
(年 月 日出国予定)

4. 全学共通授業科目

開 講 曜 日 / 時 限	授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
/		
/		
/		
/		
/		

所属学部事務担当者
確認印

※協定大学であることの確認をお願いします。

(6) 神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院高度教養科目履修規程

(平成 28 年 3 月 22 日 制定)

最終改正 令和元年 11 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院(以下「国際教養教育院」という。)が開講する高度教養科目の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(高度教養科目、単位数及び配当年次)

第 2 条 高度教養科目の授業科目名、単位数及び配当年次は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に高度教養科目を開設することがある。

3 前項の場合における授業科目、単位数及び配当年次は、開設の都度定める。

(履修要件)

第 3 条 高度教養科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 4 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする高度教養科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試験)

第 5 条 試験の実施等については、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。)第 7 条の規程を準用する。

(成績評価基準)

第 6 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、履修規則第 8 条の規程により別に定める成績評価基準を準用する。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、国際教養教育院長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の別表(海外インターンシップ実習 A 及び海外インターンシップ実習 B に係る部分に限る。)の規定は、平成 28 年度に入学した者(以下「入学者」という。)及び入学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

授業科目	単位数	配当年次	備考
カタチの科学	1	2年次以上	
E S D総合演習	2	3年次以上	
データサイエンスP B L演習 A	1	2年次以上	
データサイエンスP B L演習 B	1	2年次以上	
大学教育論	1	2年次以上	
高等外国語教育論	1	2年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニング A	2	3年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニング B	2	3年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニング C	2	3年次以上	
海外インターンシップ実習 A	1	3年次以上	
海外インターンシップ実習 B	2	3年次以上	
外国語セミナー A（英語）	1	2年次以上	
外国語セミナー B（英語）	1	2年次以上	
外国語セミナー C（英語）	1	2年次以上	
外国語セミナー D（英語）	1	2年次以上	
外国語セミナー A（ドイツ語）	1	2年次以上	
外国語セミナー A（フランス語）	1	2年次以上	
外国語セミナー A（中国語）	1	2年次以上	
外国語セミナー A（ロシア語）	1	2年次以上	
外国語セミナー B（ドイツ語）	1	2年次以上	
外国語セミナー B（フランス語）	1	2年次以上	
外国語セミナー B（中国語）	1	2年次以上	
外国語セミナー B（ロシア語）	1	2年次以上	
外国語セミナー C（ドイツ語）	1	3年次以上	
外国語セミナー C（フランス語）	1	3年次以上	
外国語セミナー C（中国語）	1	3年次以上	
外国語セミナー C（ロシア語）	1	3年次以上	
外国語セミナー D（ドイツ語）	1	3年次以上	
外国語セミナー D（フランス語）	1	3年次以上	
外国語セミナー D（中国語）	1	3年次以上	
外国語セミナー D（ロシア語）	1	3年次以上	
外国語セミナー E（ドイツ語）	1	3年次以上	

外国語セミナーE（フランス語）	1	3年次以上	
外国語セミナーE（中国語）	1	3年次以上	
外国語セミナーE（ロシア語）	1	3年次以上	
外国語セミナーF（ドイツ語）	1	3年次以上	
外国語セミナーF（フランス語）	1	3年次以上	
外国語セミナーF（中国語）	1	3年次以上	
外国語セミナーF（ロシア語）	1	3年次以上	

(7) 授業時間及び授業時限に関する申合せ

平成 28 年 3 月 10 日部局長会議一部改正

平成 16 年 12 月 9 日部局長会議決定

1. 授業時間は、90 分とする。

2. 授業時限は、次のとおりとする。

1 時限 8 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0

2 時限 1 0 : 4 0 ~ 1 2 : 1 0

3 時限 1 3 : 2 0 ~ 1 4 : 5 0

4 時限 1 5 : 1 0 ~ 1 6 : 4 0

5 時限 1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0

6 時限 1 8 : 5 0 ~ 2 0 : 2 0

3. 経済学研究科，経営学研究科，保健学研究科及び国際協力研究科の授業時限は，別に定める。

4. 法学研究科，医学研究科及び医学部の授業時間及び授業時限は，別に定める。

附 則

この申し合わせは，平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申し合わせは，平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

(8) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定
平成30年9月26日 全学教務委員会 一部改正
平成31年2月20日 全学教務委員会 一部改正
令和元年9月18日 全学教務委員会 一部改正

交通機関の運休、気象警報の発表、避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

< 1 > 六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合

(2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

< 2 > 楠地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

(2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

< 3 > 名谷地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

(2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

< 4 > 深江地区において開講する授業

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合，当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに，気象警報が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに，気象警報が解除された場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに，気象警報が解除された場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報の発令の場合

各地区（六甲台地区，楠地区，名谷地区，深江地区）の所在地に市町村等から避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報が発令された場合，当該地区で当日のその後に開始する全ての授業（定期試験を含む）を休講とする。ただし，午前6時までに避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。

4. 休講の周知方法

交通機関の運休，気象警報の発表，避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報の発令が事前に予想される場合は，学内掲示板，うりぼーネット，各学部及び各研究科のホームページ等により，あらかじめ周知するものとする。

(注) 1. 交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり，通学が困難な場合をいう。

2. 気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。

3. 気象警報の発表及び解除，避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報の発令及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。

4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。ただし，避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報の発令の場合は除く。

5. このほか，必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。

6. この申合せは，令和元年10月1日から適用する。

(9) 全学共通授業科目の学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

平成 26 年 1 月 23 日制定

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、その手続きについて定める。

(申し立ての理由)

学生は受講した全学共通授業科目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、国際教養教育院長に申し立てを行い、成績評価について、担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、所属学部での成績発表後 1 週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、教育推進課共通教育グループに提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教育推進課共通教育グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等は書面により、国際教養教育院長に報告することとする。

附 則

この申合せは、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(10) 全学共通授業科目の定期試験等における不正行為に関する申合せ

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 平成 29 年 1 月 26 日

不正行為が発生した場合の処置を次のとおりとする。

1. 授業・定期試験期間内に実施する定期試験については監督責任者が、授業・定期試験期間以外に実施する定期試験については授業担当教員及び教務専門委員会委員が面談を行い、事実確認書を提出させ、反省を促す。
2. 授業中における試験または成績評価のために課すレポート等については授業担当教員及び教務専門委員会委員が面談を行い、事実確認書を提出させ、反省を促す。
3. 授業担当教員が非常勤講師の場合は、当該授業科目を提供する教育部会構成員が代わって面談を行うことができる。
4. 大学教育推進機構国際教養教育院長は、不正行為者の事実確認書を添付の上、所属学部へ通知する。
5. 不正行為があった学期の全学共通授業科目の履修科目の成績を無効とする。その処置については、所属学部教授会が行う。

附 則

この申合せは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(11) 全学共通授業科目における不正行為について

(平成 29 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 平成 31 年 1 月 24 日
適用年月日 平成 31 年 4 月 1 日

1. 定期試験または授業中における試験において、試験時間中に次の行為を実行した場合は不正行為と認定することがある。
 - (1) 受験のために許可された物品以外（筆箱、下敷き、パソコン及び携帯電話等の通信機器を含む）を机上、または机の中に置いていた場合
 - (2) 持ち込みが許可されていないノート、教科書、配付資料、参考書、メモ等を参照していた場合
 - (3) 他人の答案を写す、または他人に答案を写させた場合
 - (4) 受験者本人に代わって受験した、または他人に代理受験を依頼した場合
 - (5) 試験内容について私語を交わす、または試験の妨害をした場合
 - (6) 試験監督者の指示に従わなかった場合
 - (7) その他、試験の公正性を損なう行為や成績評価を妨げる行為を行った場合
2. 成績評価のために課すレポート等において、次の行為を実行した場合は不正行為と認定することがある。
 - (1) 他人の作成したレポート等の内容を書き写す（内容の一部書き換えを含む）、または他人にレポート等の内容を作成させた場合
 - (2) 故意に他人にレポート等の内容を書き写させる、または他人に作成したレポート等を提供した場合
 - (3) レポート等の作成において剽窃（他人の著作物の内容等について出典を明記せず、自分の作成した内容とする等）した場合
 - (4) レポート等の作成においてデータや画像の改ざん、捏造を行った場合
 - (5) その他、レポート等の公正性を損なう行為や成績評価を妨げる行為を行った場合

(12) 全学共通授業科目におけるG P Aの取扱いについて
(令和3年度入学者から適用)

(平成24年5月31日 運営協議会決定)
最終改正 令和2年12月26日
適用年月日 令和3年4月1日

1. G P A対象科目について

全学共通授業科目は、「情報基礎」、「Advanced English Online 1」、「Advanced English Online 2」、「物理学入門」、「総合科目Ⅰ、Ⅱ」及び資格免許取得のために履修する「日本国憲法」を除き、全てG P A対象科目です。

(別表参照)

2. G P A計算方法について

全学共通授業科目は、全学の「G P Aの取扱い」に準じて計算を行いますが、以下の授業科目については取扱いが異なります。

(1) 基礎教養科目・総合教養科目

基礎教養科目・総合教養科目は、当該学期に履修したすべての授業科目の成績がG P A計算式に算入されます。

また、過去に「不可」の成績がある場合は、新たに科目を履修することにより、当該成績の合格・不合格にかかわらず、1科目につき、同授業科目区分の同単位数の1科目の過去の「不可」の成績がG P A計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目は、同一でなくても構いません。

なお、過去に「不可」の成績となった一つの授業科目の単位数が2単位以上の場合は、新たに同授業科目区分の同単位数分の科目を履修することにより、過去の「不可」の成績がG P A計算式から除外されます。

(2) 健康・スポーツ科学(健康・スポーツ科学講義A, B, C)

健康・スポーツ科学講義A, B, Cは、当該学期に履修したすべての授業科目の成績がG P A計算式に算入されます。

また、過去に「不可」の成績がある場合は、新たに科目を履修することにより、当該成績の合格・不合格にかかわらず、1科目につき、同授業科目区分の同単位数の1科目の過去の「不可」の成績がG P A計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目は、同一でなくても構いません。

3. 履修取消について

- ・やむを得ない事情により、履修取消期間外に手続きが必要な場合は、所属する学部の教務担当係に申し出てください。所属学部から当該学生の履修取消依頼があれば、履修の取り消しができます。
- ・集中講義については、講義最終日の前日までとします。(別途、掲示等により指示します。)

(別表)

(基礎教養科目, 総合教養科目)

授業科目の区分等		授業科目	単位	GPA対象	備考	
基礎	人文系	哲学	哲学	1	○	
		心理学	心理学A	1	○	
			心理学B	1	○	
		論理学	論理学	1	○	
		教育学	教育学A	1	○	
		教育学B	1	○		
		倫理学	倫理学	1	○	
	社会科学系	法学	法学A	1	○	
			法学B	1	○	
		政治学	政治学A	1	○	
			政治学B	1	○	
		経済学	経済学A	1	○	
			経済学B	1	○	
		経営学	経営学	1	○	
	社会科学系	社会学	社会学	1	○	
		教育社会学	教育社会学	1	○	
	生命科学系	医学	医学A	1	○	
			医学B	1	○	
		保健学	保健学A	保健学A	1	○
				保健学B	1	○
			健康科学A	1	○	
		健康科学B	1	○		
生物学		生物学A	生物学A	1	○	
			生物学B	1	○	
			生物学C	1	○	
自然科学系		数学	数学A	数学A	1	○
			数学B	1	○	
			数学C	1	○	
			数学D	1	○	
	物理学	物理学A	物理学A	1	○	
			物理学B	1	○	
	化学	化学A	化学A	1	○	
			化学B	1	○	
			化学C	1	○	
			化学D	1	○	
	惑星学	惑星学C	惑星学C	1	○	
			惑星学D	1	○	
情報科学	情報学A	情報学A	1	○		
		情報学B	1	○		
総合教養科目	教育と人間形成	教育と人間形成	1	○		
	文学	文学A	文学A	1	○	
			文学B	1	○	
	言語科学	言語科学A	言語科学A	1	○	
			言語科学B	1	○	
	芸術と文化	芸術と文化A	芸術と文化A	1	○	
			芸術と文化B	1	○	
	日本史	日本史A	日本史A	1	○	
			日本史B	1	○	
	東洋史	東洋史A	東洋史A	1	○	
			東洋史B	1	○	
	アジア史	アジア史A	アジア史A	1	○	
			アジア史B	1	○	
	西洋史	西洋史A	西洋史A	1	○	
			西洋史B	1	○	
	考古学	考古学A	考古学A	1	○	
			考古学B	1	○	
		芸術史	芸術史A	1	○	
総合	(1) 多文化理解	芸術史B	芸術史B	1	○	
		美術史	美術史A	1	○	
			美術史B	1	○	
		科学史	科学史A	科学史A	1	○
				科学史B	1	○
		社会思想史	社会思想史	1	○	
		文化人類学	文化人類学	1	○	
		現代社会論	現代社会論A	現代社会論A	1	○
				現代社会論B	1	○
		越境する文化	越境する文化	1	○	
	生活環境と技術	生活環境と技術	1	○		
	カタチの文化学	カタチの文化学	1	○		
	(2) 自然界の成り立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	○	
		現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	○	
		身近な物理法則	身近な物理法則	1	○	
		カタチの自然学	カタチの自然学A	カタチの自然学A	1	○
				カタチの自然学B	1	○
		ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術A	1	○	
			ものづくりと科学技術B	1	○	
		生命科学	生命科学A	生命科学A	1	○
			生命科学B	1	○	
生物資源と農業			生物資源と農業A	生物資源と農業A	1	○
			生物資源と農業B	1	○	
		生物資源と農業C	1	○		
		生物資源と農業D	1	○		
(3) グローバルイシュー	環境学入門	環境学入門A	1	○		
		環境学入門B	1	○		
	社会と人権	社会と人権A	社会と人権A	1	○	
			社会と人権B	1	○	
	男女共同参画とジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	男女共同参画とジェンダーA	1	○	
			男女共同参画とジェンダーB	1	○	
	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	○		
	EU基礎論	EU基礎論	1	○		
	国際協力の現状と課題	国際協力の現状と課題A	国際協力の現状と課題A	1	○	
			国際協力の現状と課題B	1	○	
政治と社会	政治と社会	1	○			
社会生活と法	社会生活と法	1	○			
国家と法	国家と法	1	○			
現代の経済	現代の経済A	現代の経済A	1	○		
		現代の経済B	1	○		
経済社会の発展	経済社会の発展	1	○			
地球史における生物の変遷	地球史における生物の変遷	1	○			
生物の環境適応	生物の環境適応	1	○			
人間活動と地球生態系	人間活動と地球生態系	1	○			
食と健康	食と健康A	食と健康A	1	○		
		食と健康B	1	○		
資源・材料とエネルギー	資源・材料とエネルギーA	資源・材料とエネルギーA	1	○		
		資源・材料とエネルギーB	1	○		
(4) ESD	ESD基礎	ESD基礎(持続可能な社会づくり1)	1	○		
	ESD論	ESD論(持続可能な社会づくり2)A	ESD論(持続可能な社会づくり2)A	1	○	
			ESD論(持続可能な社会づくり2)B	1	○	
	ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1	○		
		ESD生涯学習論B	1	○		
ESDボランティア論	ESDボランティア論	1	○			

総合 教養 科目	企業社会論	企業社会論A	1	○		
		企業社会論B	1	○		
	職業と学び	職業と学び-キャリアデザ インを考えるA	1	○		
		職業と学び-キャリアデザ インを考えるB	1	○		
	ボランティアと 社会貢献活動	社会基礎学(グロー バル人材に不可欠 な教養)	2	○		
		ボランティアと社会貢献 活動A	1	○		
		ボランティアと社会貢献 活動B	1	○		
	グローバルチャレン ジ実習	グローバルチャレンジ実 習	1又 は2	○		
	(6) 神戸 学	神戸大学史	神戸大学史A	1	○	
			神戸大学史B	1	○	
神戸大学の研 究最前線		神戸大学の研究最前線A	1	○		
		神戸大学の研究最前線B	1	○		
阪神・淡路大 震災		阪神・淡路大震災A	1	○		
		阪神・淡路大震災B	1	○		
地域連携		ひょうご神戸学	1	○		
		地域社会形成基礎論	1	○		
海への誘い		海への誘い	2	○		
瀬戸内海学入門		瀬戸内海学入門	2	○		
(7) デー タサイ エンス	データサイエ ンス入門	データサイエンス入門A	1	○		
		データサイエンス入門B	1	○		
	データサイエ ンス概論	データサイエンス概論A	1	○		
		データサイエンス概論B	1	○		

(外国語科目、健康・スポーツ科学、情報科目、資格免許のための科目、その他必要と認める科目)

外国 語科 目	外国語第 I	Academic English Communication A1	0.5	○		
		Academic English Communication A2	0.5	○		
		Academic English Communication B1	0.5	○		
		Academic English Communication B2	0.5	○		
		Academic English Communication B1(選抜 上級クラス)	0.5	○		
		Academic English Communication B2(選抜 上級クラス)	0.5	○		
		Academic English Literacy A1	0.5	○		
		Academic English Literacy A2	0.5	○		
		Academic English Literacy B1	0.5	○		
		Academic English Literacy B2	0.5	○		
		Academic English Literacy B1(選抜上級クラス)	0.5	○		
		Academic English Literacy B2(選抜上級クラス)	0.5	○		
		Advanced English Online 1	0.5	対象外	合否評価	
		Advanced English Online 2	0.5	対象外	合否評価	
		Advanced English(海外研修)	1	○		
		外国語第 II	ドイツ語初級A1	0.5	○	
			ドイツ語初級A2	0.5	○	

外国語科目	外国語第 II	ドイツ語初級B1	0.5	○	
		ドイツ語初級B2	0.5	○	
		ドイツ語初級A3	0.5	○	
		ドイツ語初級A4	0.5	○	
		ドイツ語初級B3	0.5	○	
		ドイツ語初級B4	0.5	○	
		ドイツ語初級SA3	0.5	○	
		ドイツ語初級SA4	0.5	○	
		ドイツ語初級SB3	0.5	○	
		ドイツ語初級SB4	0.5	○	
		ドイツ語中級C1	0.5	○	
		ドイツ語中級C2	0.5	○	
		フランス語初級A1	0.5	○	
		フランス語初級A2	0.5	○	
		フランス語初級B1	0.5	○	
		フランス語初級B2	0.5	○	
		フランス語初級A3	0.5	○	
		フランス語初級A4	0.5	○	
		フランス語初級B3	0.5	○	
		フランス語初級B4	0.5	○	
	フランス語初級SA3	0.5	○		
	フランス語初級SA4	0.5	○		
	フランス語初級SB3	0.5	○		
	フランス語初級SB4	0.5	○		
	フランス語中級C1	0.5	○		
	フランス語中級C2	0.5	○		
	中国語初級A1	0.5	○		
	中国語初級A2	0.5	○		
	中国語初級B1	0.5	○		
	中国語初級B2	0.5	○		
	中国語初級A3	0.5	○		
	中国語初級A4	0.5	○		
	中国語初級B3	0.5	○		
	中国語初級B4	0.5	○		
	中国語初級SA3	0.5	○		
	中国語初級SA4	0.5	○		
	中国語初級SB3	0.5	○		
	中国語初級SB4	0.5	○		
	中国語中級C1	0.5	○		
	中国語中級C2	0.5	○		
ロシア語初級A1	0.5	○			
ロシア語初級A2	0.5	○			
ロシア語初級B1	0.5	○			
ロシア語初級B2	0.5	○			
ロシア語初級A3	0.5	○			
ロシア語初級A4	0.5	○			
ロシア語初級B3	0.5	○			
ロシア語初級B4	0.5	○			
ロシア語中級C1	0.5	○			
ロシア語中級C2	0.5	○			
外国語第 III	第三外国語(ドイツ語) T1	0.5	○		
	第三外国語(ドイツ語) T2	0.5	○		
	第三外国語(ドイツ語) T3	0.5	○		
	第三外国語(ドイツ語) T4	0.5	○		
	第三外国語(フランス語) T1	0.5	○		
	第三外国語(フランス語) T2	0.5	○		
	第三外国語(フランス語) T3	0.5	○		
	第三外国語(フランス語) T4	0.5	○		
情報科目	情報基礎	1	対象外	合否評価	
	情報科学1	1	○		
	情報科学2	1	○		
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学講義A	1	○		

	健康・スポーツ科学講義B	1	○	
	健康・スポーツ科学講義C	1	○	
	健康・スポーツ科学実習基礎	1	○	
	健康・スポーツ科学実習1	0.5	○	
	健康・スポーツ科学実習2	0.5	○	
資格免許のための科目	日本国憲法1	1	対象外	
	日本国憲法2	1	対象外	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		対象外	
	総合科目Ⅱ		対象外	

	生物学各論E2	1	○	
	生物学実験1	1	○	
	生物学実験2	1	○	
	基礎地学1	1	○	
	基礎地学2	1	○	
	地学実験A	1	○	
	地学実験B	1	○	

(共通専門基礎科目)

共通専門基礎科目	心と行動	2	○	
	線形代数入門1	1	○	
	線形代数入門2	1	○	
	線形代数1	1	○	
	線形代数2	1	○	
	線形代数3	1	○	
	線形代数4	1	○	
	微分積分入門1	1	○	
	微分積分入門2	1	○	
	微分積分1	1	○	
	微分積分2	1	○	
	微分積分3	1	○	
	微分積分4	1	○	
	数理統計1	1	○	
	数理統計2	1	○	
	物理学入門	1	対象外	合否評価
	力学基礎1	1	○	
	力学基礎2	1	○	
	電磁気学基礎1	1	○	
	電磁気学基礎2	1	○	
	連続体力学基礎	1	○	
	熱力学基礎	1	○	
	量子力学基礎	1	○	
	相対論基礎	1	○	
	物理学実験基礎	1	○	
	物理学実験	2	○	
	基礎無機化学1	1	○	
	基礎無機化学2	1	○	
	基礎物理化学1	1	○	
	基礎物理化学2	1	○	
	基礎有機化学1	1	○	
	基礎有機化学2	1	○	
	化学実験1	1	○	
	化学実験2	1	○	
共通専門基礎科目	生物学概論A1	1	○	
	生物学概論A2	1	○	
	生物学概論B1	1	○	
	生物学概論B2	1	○	
	生物学概論C1	1	○	
	生物学概論C2	1	○	
	生物学概論D1	1	○	
	生物学概論D2	1	○	
	生物学各論A1	1	○	
	生物学各論A2	1	○	
	生物学各論B1	1	○	
	生物学各論B2	1	○	
	生物学各論C1		○	
	生物学各論C2	1	○	
	生物学各論D1	1	○	
	生物学各論D2	1	○	
	生物学各論E1	1	○	

8. 神戸大学日本語等授業科目履修規則

平成 16 年 4 月 1 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 28 条第 2 項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目(以下「日本語等授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(日本語等授業科目及び単位数)

第 2 条 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第 3 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第 4 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、国際連携推進機構国際教育総合センター留学生教育部門において特別の理由があると認められた場合は、この限りでない。

(単位の取扱)

第 5 条 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

(雑 則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、国際教育総合センター留学生教育部門長が定める。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日)

1. この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2. この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 28 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

授業科目	単位
日本語ⅠA	0.5
日本語ⅠB	0.5
日本語ⅡA	0.5
日本語ⅡB	0.5
日本語ⅢA	0.5
日本語ⅢB	0.5
日本語ⅣA	0.5
日本語ⅣB	0.5
日本語ⅤA	0.5
日本語ⅤB	0.5
日本語ⅥA	0.5
日本語ⅥB	0.5
日本語ⅦA	0.5
日本語ⅦB	0.5
日本語ⅧA	0.5
日本語ⅧB	0.5
日本事情ⅠA	0.5
日本事情ⅠB	0.5
日本事情ⅡA	0.5
日本事情ⅡB	0.5

9. 神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程

平成 16 年 4 月 1 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人神戸大学会計規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 52 条の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 2 条 本学において徴収する授業料(幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。)、入学料(幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。)及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部	年 額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
大学院の研究科(法学研究科実務法律専攻を除く。)	年 額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
法学研究科実務法律専攻	年 額 804,000 円	282,000 円	30,000 円
乗船実習科	6 か月につき 267,900 円	169,200 円	18,000 円
幼稚園	年 額 73,200 円	31,200 円	1,600 円
中等教育学校の後期課程	年 額 115,200 円	56,400 円	9,800 円
特別支援学校の高等部	年 額 4,800 円	2,000 円	2,500 円
科目等履修生・聴講生	1 単位につき 14,800 円	28,200 円	9,800 円
研究生	月 額 29,700 円	84,600 円	9,800 円
特別聴講学生	1 単位につき 14,800 円		
特別研究学生	月 額 29,700 円		

- 2 神戸大学教学規則(以下「教学規則」という。)第 22 条第 4 項(教学規則第 72 条において準用する場合を含む。)の規定により、本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。
- 3 学部において、出願書類等による選抜(以下「第一段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第二段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額については、第 1 項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は 4,000 円とし、第二段階目の選抜に係る額は 13,000 円とする。

- 4 法学研究科実務法律専攻において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 5 小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	検定料
小学校	3,300円
中等教育学校の前期課程	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

- 6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

- 7 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。ただし、編入学において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 8 編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 9 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(寄宿料の額)

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区分	学生寮等の名称	寄宿料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700 円
	白鷗寮	月額 5,900 円
	住吉寮, 女子寮, 国維寮, インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積 15 m ² 未満), 国際交流会館(ユニット単身室)	月額 18,000 円
	インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積 15 m ² 以上)	月額 21,000 円
居室が世帯用の場合	国際交流会館(夫婦室)	月額 9,500 円
	国際交流会館(家族室)	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス(夫婦室)	月額 45,000 円
	インターナショナル・レジデンス(家族室)	月額 49,000 円

2 この条に定めるもののほか、寄宿料の額に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 17 年 3 月 31 日から施行し、平成 17 年度に係る授業料から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 28 日)

この規程は、平成 23 年 6 月 28 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日)

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 20 日)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

10. 激甚災害に伴う学生の休学等に関する神戸大学教学規則等の特例を定める規則

平成 23 年 4 月 26 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく政令で令和 2 年 月 日以後に指定された激甚災害（同日前に大規模自然災害として学長が認めた災害を含む。以下「激甚災害」という。）により被災した学生が、やむを得ず休学する場合等における神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。）等の特例について定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、激甚災害以外の災害であって、学長がこの規則に基づく特例を適用することが必要であると認めたものについては、激甚災害とみなして、この規則を適用することができる。

(適用範囲)

(検定料の免除に係る特例)

第 2 条 激甚災害により被災した入学志願者に係る検定料については、教学規則第 16 条第 1 項の規定にかかわらず免除することができる。

2 検定料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の還付に係る特例)

第 3 条 外国人留学生のうち、出身国政府からの退避勧告等により入学を辞退する者については、教学規則第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、既納の入学料を還付することができる。

(休学期間及び休学者の授業料に係る特例)

第 4 条 学生が激甚災害による被災を理由として休学を許可された場合は、当該休学期間については、教学規則第 44 条第 1 項の期間又は同規則第 77 条の規定に基づき各研究科規則で定める休学の限度とする期間（以下これらの期間を「休学限度期間」という。）に算入しないものとするすることができる。

2 出身国政府からの退避勧告等による一時帰国の後、再渡日できない外国人留学生が、激甚災害を理由として休学を許可された場合は、当該休学期間については、休学限度期間に算入しないものとするすることができる。

3 学生が激甚災害に関連するボランティア活動を理由として休学を許可された場合は、当該休学期間については、休学限度期間に算入しないものとするすることができる。

4 前 3 項の休学の始期については、激甚災害発生時又は激甚災害発生以後の適切な時期に遡及することができるものとし、教学規則第 53 条第 1 項の規定にかかわらず、休学当月から復学当月の前月までの授業料を免除するとともに、既納の授業料は、還付することができるものとする。

(科目等履修生及び研究生の授業料等に係る特例)

第5条 激甚災害に伴い、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた被災地域に位置する国立、公立及び私立の大学（以下「被災大学」という。）と本学との協議により、被災大学の学生が、本学の科目等履修生又は研究生（以下「科目等履修生等」という。）となる場合は、教学規則第16条第1項、第17条第1項及び第82条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとするができる。

(寄宿料に係る特例)

第6条 前条の科目等履修生等が本学の学生寮に入寮する場合は、神戸大学学生寮規則（平成16年4月1日制定）第12条第1項の規定にかかわらず、寄宿料を徴収しないものとすることができる。

2 学生寮への入寮に関する手続その他必要な特例措置については、管理運営責任者が別に定める。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成23年11月24日)

この規則は、平成23年11月24日から施行し、平成24年度以降の学部の入学試験に係る検定料について適用する。

附 則(平成24年10月24日)

この規則は、平成24年10月24日から施行する。

附 則(平成27年12月22日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 東日本大震災により被災した入学志願者に係る検定料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年11月25日)

この規則は、令和2年11月25日から施行する。

Ⅲ. 海洋政策科学部規則等

1. 神戸大学海洋政策科学部規則

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学海洋政策科学部(以下「本学部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、海洋基礎科学分野、海洋応用科学分野、海洋ガバナンス分野及び海技士養成に係る商船学分野を対象とした教育研究を行い、人間と海との関わりに関する深い洞察力を身に付け、海洋の科学的探求、海洋環境の保全、海洋の持続可能な開発・利用と海事・海洋産業の発展、海洋に係る法秩序の安定、国際的協調と総合的管理に貢献し、将来の海洋立国を牽引する「海のグローバルリーダー」及び「海のエキスパート」となり得る人材を育成することを目的とする。

(学科及び学科目)

第3条 本学部に、次の表に掲げる学科及び学科目を置く。

学科	学科目
海洋政策科学科	海洋基礎科学 海洋応用科学・機関学 海洋ガバナンス 航海学

(領域)

第4条 本学部の学科に、次の領域を置く。

海洋基礎科学領域

海洋応用科学領域

海洋ガバナンス領域

航海学領域

機関学領域

(海技ライセンスコース)

第5条 本学部の学科に、船舶の運航及び舶用機関の運用管理に関する学術を教授するため、海技ライセンスコースを置く。

2 船舶職員の資格取得に関しては、別に定める。

(所属領域)

第6条 学生は、入学後指定の期日までに、所属を希望する領域を神戸大学海洋政策科学部長(以下「学部長」という。)に届け出なければならない。

2 学部長は、前項の届出に基づき、選考の上、教授会の議を経て、所属する領域を決定する。

3 選考の方法については別に定める。

(授業科目及び単位数)

第7条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。

3 第1項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

(単位の基準)

第8条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 演習については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 特別研究 A については、卒業論文等をもって 8 単位とする。
- (5) 特別研究 B については、卒業論文等をもって 6 単位とする。

(履修要件)

第 9 条 学生は、別表第 2 に定めるところに従い、所属する領域の所定の単位を修得しなければならない。

2 外国人留学生が教学規則第 26 条第 2 項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

第 10 条 教学規則第 29 条第 1 項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、52 単位とする。

2 前条第 1 項の規定により、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生及び特別の事情のある学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

3 前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については、別に定める。

(授業科目の履修)

第 11 条 学生は、每学期指定の期日までに、所定の履修・受験届を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

2 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(進級)

第 12 条 第 3 年次への進級の要件については、別に定める。

(海の BDL 及び特別研究の履修)

第 13 条 海の BDL (Beyond-Disciplinary Learning) 及び特別研究は、別に定める基準を満たさなければ履修することができない。

(船舶実習の履修)

第 14 条 船舶実習-1 及び船舶実習-2 は、独立行政法人海技教育機構にて実施する。

2 船舶実習-2 は、別に定める基準を満たさなければ履修することができない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 15 条 学生は、教授会の議を経て、本学部と協定している他大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。)の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を限度として本学部において修得したものとみなし、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 16 条 学生が教授会の議を経て、休学期間中に本学部と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学部において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学部において修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 3 項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を限度として、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 17 条 教学規則第 35 条第 1 項に規定する単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 前項の規定により認定された単位数は、第 15 条第 3 項並びに前条第 1 項及び第 2 項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を限度として、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 18 条 教学規則第 36 条第 1 項に規定する既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに申請に必要な書類を学部長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 15 条第 3 項、第 16 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を限度として、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(編入学者の修業年数等)

第 19 条 教学規則第 37 条の規定に基づく編入学者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位数等については、別に定める。

(単位の授与)

第 20 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第 21 条 試験は、科目試験及び卒業論文等試験とする。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって科目試験に代えることがある。

(科目試験)

第 22 条 科目試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 事故等のため科目試験を受けることができなかつた者に対しては、別途に試験を行うことがある。

3 不合格となった授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

(卒業論文等試験)

第 23 条 卒業論文等試験は、指定の期日までに卒業論文等を提出した者について行う。

2 卒業論文等試験に合格した者に対しては、特別研究 A の単位として 8 単位又は特別研究 B の単位として 6 単位を与える。

3 指定の期日までに卒業論文等を提出しない者又は不合格となった者は、次年度以後に卒業論文等を提出し、卒業論文等試験を受けることができる。

(成績)

第 24 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀(90 点以上)

優(80 点以上 90 点未満)

良(70 点以上 80 点未満)

可(60 点以上 70 点未満)

不可(60 点未満)

(成績評価基準)

第 25 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

第 26 条 所定の期間在学し、第 9 条に規定する要件を満たした者について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

(転学部)

第 27 条 他学部の学生で、所属学部長の承認を得て本学部に転学部を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

(転領域)

第 28 条 転領域を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

2 前項の転領域は、第 3 年次の学年の初めに行うものとする。

(留学)

第 29 条 学生が第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により外国の大学に留学しようとするときは、学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、修業年限に算入する。

(特別聴講学生)

第 30 条 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の許可の時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、在学期間は、履修する授業科目が開講される期間とする。ただし、外国の大学との協定の場合は、この限りではない。

(科目等履修生及び聴講生)

第 31 条 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 32 条 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(ESD コース)

第 33 条 環境、開発、平和、人権等の様々な社会問題を解決する力を身に付け、持続可能な社会づくりに資する人材を養成するため、本学部に ESD コースを置く。

2 ESD コースに関し、必要な事項は別に定める。

(数理・データサイエンス標準カリキュラムコース)

第 34 条 数理的思考、データ分析・活用力を有する人材を育成するため、本学部に数理・データサイエンス標準カリキュラムコースを置く。

2 数理・データサイエンス標準カリキュラムコースに関し、必要な事項は別に定める。

(雑則)

第 35 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 授業科目及び単位数(第7条関係)

イ. 全学共通授業科目 (◎印は必修科目を, その他は選択科目を示す。)

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	必修・ 選択の別	備考
基 礎 教 養 科 目	人 文 系	哲学	哲学	1	
		心理学	心理学A	1	
			心理学B	1	
		論理学	論理学	1	
		教育学	教育学A	1	
			教育学B	1	
	倫理学	倫理学	1		
	社 会 科 学 系	法学	法学A	1	
			法学B	1	
		政治学	政治学A	1	
			政治学B	1	
		経済学	経済学A	1	
			経済学B	1	
		経営学	経営学	1	
		社会学	社会学	1	
	教育社会学	教育社会学	1		
	地理学	地理学	1		
	生 命 科 学 系	医学	医学A	1	
			医学B	1	
		保健学	保健学A	1	
			保健学B	1	
			健康科学A	1	
			健康科学B	1	
		生物学	生物学A	1	
			生物学B	1	
			生物学C	1	
		自 然 科 学 系	惑星学	惑星学D	1
(1) 多文化理解	教育と人間形成	教育と人間形成	1		
	文学	文学A	1		
		文学B	1		
	言語科学	言語科学A	1		
		言語科学B	1		
	芸術と文化	芸術と文化A	1		
		芸術と文化B	1		
	日本史	日本史A	1		
		日本史B	1		
	東洋史	東洋史A	1		
		東洋史B	1		
	アジア史	アジア史A	1		
		アジア史B	1		
	西洋史	西洋史A	1		
		西洋史B	1		
	考古学	考古学A	1		
		考古学B	1		
	芸術史	芸術史A	1		
芸術史B		1			
美術史	美術史A	1			
	美術史B	1			

総合 教養 科目	科学史	科学史A	1		
		科学史B	1		
	社会思想史	社会思想史	1		
	文化人類学	文化人類学	1		
	現代社会論	現代社会論A	1		
		現代社会論B	1		
	越境する文化	越境する文化	1		
	生活環境と技術	生活環境と技術	1		
	カタチの文化学	カタチの文化学	1		
	(2) 自然界の 成り立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	
		現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	
		身近な物理法則	身近な物理法則	1	
		カタチの自然学	カタチの自然学A	1	
			カタチの自然学B	1	
		ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術A	1	
			ものづくりと科学技術B	1	
		生命科学	生命科学A	1	
			生命科学B	1	
		生物資源と農業	生物資源と農業A	1	
	生物資源と農業B		1		
	生物資源と農業C		1		
	生物資源と農業D		1		
	(3) グロー バルイ シユ	環境学入門	環境学入門A	1	
			環境学入門B	1	
		社会と人権	社会と人権A	1	
			社会と人権B	1	
男女共同参画とジェンダー		男女共同参画とジェンダーA	1		
		男女共同参画とジェンダーB	1		
グローバルリーダーシップ 育成基礎演習		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2		
EU基礎論		EU基礎論	1		
国際協力の現状と課題		国際協力の現状と課題A	1		
		国際協力の現状と課題B	1		
政治と社会		政治と社会	1		
社会生活と法		社会生活と法	1		
国家と法		国家と法	1		
現代の経済		現代の経済A	1		
		現代の経済B	1		
経済社会の発展		経済社会の発展	1		
地球史における生物の変遷		地球史における生物の変遷	1		
生物の環境適応		生物の環境適応	1		
人間活動と地球生態系		人間活動と地球生態系	1		
食と健康		食と健康A	1		
	食と健康B	1			
資源・材料とエネルギー	資源・材料とエネルギーA	1			
	資源・材料とエネルギーB	1			

(4) E S D	ESD基礎	ESD基礎 (持続可能な社会づくり1)	1	
	ESD論	ESD論 (持続可能な社会づくり2) A	1	
		ESD論 (持続可能な社会づくり2) B	1	
	ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1	
		ESD生涯学習論B	1	
ESDボランティア論	ESDボランティア論	1		
(5) キ ャ リ ア 科 目	企業社会論	企業社会論A	1	
		企業社会論B	1	
	職業と学び	職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1	
		職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1	
	社会基礎学 (グローバル人材に不可欠な教養)	社会基礎学 (グローバル人材に不可欠な教養)	2	
	ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動A	1	
ボランティアと社会貢献活動B		1		
グローバルチャレンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又は2		
(6) 神 戸 学	神戸大学史	神戸大学史A	1	
		神戸大学史B	1	
	神戸大学の研究最前線	神戸大学の研究最前線A	1	
		神戸大学の研究最前線B	1	
	阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災A	1	
		阪神・淡路大震災B	1	
	地域連携	ひょうご神戸学	1	
		地域社会形成基礎論	1	
		日本酒学入門	1	
	海への誘い	海への誘い	2	
瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2		
(7) サ イ エ ン ス デ ー タ	データサイエンス入門	データサイエンス入門A	1	
		データサイエンス入門B	1	
	データサイエンス概論	データサイエンス概論A	1	
		データサイエンス概論B	1	
外 国 語 科 目	外国語第 I	Academic English Communication A1	0.5	◎
		Academic English Communication A2	0.5	◎
		Academic English Communication B1	0.5	◎
		Academic English Communication B2	0.5	◎
		Academic English Communication B1 (選抜上級クラス)	0.5	(◎)
		Academic English Communication B2 (選抜上級クラス)	0.5	(◎)
		Academic English Literacy A1	0.5	◎
		Academic English Literacy A2	0.5	◎
		Academic English Literacy B1	0.5	◎
		Academic English Literacy B2	0.5	◎
		Academic English Literacy B1 (選抜上級クラス)	0.5	(◎)
		Academic English Literacy B2 (選抜上級クラス)	0.5	(◎)
	外国語第 II	ドイツ語初級A1	0.5	◎
		ドイツ語初級A2	0.5	◎
		ドイツ語初級B1	0.5	◎
		ドイツ語初級B2	0.5	◎
		ドイツ語初級A3	0.5	◎
		ドイツ語初級A4	0.5	◎
		ドイツ語初級B3	0.5	◎
ドイツ語初級B4		0.5	◎	
		Academic English Communication B1, B2, Academic English Literacy B1, B2はAcademic English Communication B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス), Academic English Literacy B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス) で読み替えることができる。		
		ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。 ※ドイツ語, フランス語, 中国語の初級A3, 初級A4, 初級B3, 初級B4は初級S A3, 初級S A4, 初級S B3, 初級S B4で読み替えることができる。		

	ドイツ語初級SA3	0.5	(◎)		
	ドイツ語初級SA4	0.5	(◎)		
	ドイツ語初級SB3	0.5	(◎)		
	ドイツ語初級SB4	0.5	(◎)		
	フランス語初級A1	0.5	◎		
	フランス語初級A2	0.5	◎		
	フランス語初級B1	0.5	◎		
	フランス語初級B2	0.5	◎		
	フランス語初級A3	0.5	◎		
	フランス語初級A4	0.5	◎		
	フランス語初級B3	0.5	◎		
	フランス語初級B4	0.5	◎		
	フランス語初級SA3	0.5	(◎)		
	フランス語初級SA4	0.5	(◎)		
	フランス語初級SB3	0.5	(◎)		
	フランス語初級SB4	0.5	(◎)		
	中国語初級A1	0.5	◎		
	中国語初級A2	0.5	◎		
	中国語初級B1	0.5	◎		
	中国語初級B2	0.5	◎		
	中国語初級A3	0.5	◎		
	中国語初級A4	0.5	◎		
	中国語初級B3	0.5	◎		
	中国語初級B4	0.5	◎		
	中国語初級SA3	0.5	(◎)		
	中国語初級SA4	0.5	(◎)		
	中国語初級SB3	0.5	(◎)		
	中国語初級SB4	0.5	(◎)		
	ロシア語初級A1	0.5	◎		
	ロシア語初級A2	0.5	◎		
	ロシア語初級B1	0.5	◎		
	ロシア語初級B2	0.5	◎		
	ロシア語初級A3	0.5	◎		
	ロシア語初級A4	0.5	◎		
	ロシア語初級B3	0.5	◎		
	ロシア語初級B4	0.5	◎		
情報科目	情報基礎	1	◎		
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学講義A	1			
	健康・スポーツ科学講義B	1			
	健康・スポーツ科学講義C	1			
	健康・スポーツ科学実習基礎	1			
	健康・スポーツ科学実習1	0.5			
	健康・スポーツ科学実習2	0.5			
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ			その都度定める。	
	総合科目Ⅱ				
高度教養科目	海洋政策科学部高度教養科目に関する内規で定める。				
共通専門基礎科目	線形代数入門1	1			
	線形代数入門2	1			
	線形代数1	1			
	線形代数2	1			
	線形代数3	1			
	線形代数4	1			
	微分積分入門1	1			
	微分積分入門2	1			
	微分積分1	1			

微分積分2	1		
微分積分3	1		
微分積分4	1		
数理統計1	1		
数理統計2	1		
物理学入門	1		
力学基礎1	1		
力学基礎2	1		
電磁気学基礎1	1		
電磁気学基礎2	1		
連続体力学基礎	1		
基礎物理化学1	1		
基礎物理化学2	1		
基礎有機化学1	1		
基礎有機化学2	1		

ロ. 海洋リテラシー、領域共通科目 (◎印は必修科目を、その他は選択科目を示す。)

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備考	
専門科目	海洋リテラシー	海洋リテラシーⅠ	海のサイエンス	1	◎	
			海のテクノロジー	1	◎	
			海のガバナンス	1	◎	
		海洋リテラシーⅡ	初年次セミナー	1	◎	
			海洋政策科学通論	1	◎	
			海事実務概論-1	1	◎	
	海事実務概論-2		1	◎		
	海のアクティブ・ラーニング		1	◎		
	海洋専門基礎科目	領域共通	コミュニケーション英語A	0.5	◎	
			コミュニケーション英語B	0.5	◎	
			コミュニケーション英語C	0.5	◎	
			コミュニケーション英語D	0.5	◎	
			ライティング英語A	0.5	◎	
			ライティング英語B	0.5	◎	
			ライティング英語C	0.5	◎	
			ライティング英語D	0.5	◎	
			応用数学1-1	1		
			応用数学1-2	1		
			応用数学2-1	1		
			応用数学2-2	1		
			応用数学3-1	1		
			応用数学3-2	1		
			応用数学4-1	1		
			応用数学4-2	1		
			熱力学-1	1		
			熱力学-2	1		
			力学-1	1		
			力学-2	1		
			電磁気学-1	1		
			電磁気学-2	1		
環境分析化学-1			1			
環境分析化学-2			1			
無機材料科学-1	1					
無機材料科学-2	1					

ハ、海洋基礎科学領域（◎印は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	必修・ 選択の別	備考
海洋専門基礎科目		地球進化学-1	1		
		地球進化学-2	1		
		海洋学-1	1		
		海洋学-2	1		
		気象学-1	1		
		気象学-2	1		
		固体地球科学1-1	1		
		固体地球科学1-2	1		
		固体地球科学2-1	1		
		固体地球科学2-2	1		
		海洋環境基礎-1	1		
		海洋環境基礎-2	1		
		プログラミング-1	1		
		プログラミング-2	1		
		物理学実験	2	◎	
		化学実験	2	◎	
		材料加工・機械製図	1	◎	
主専門科目	地球科学	流体地球科学1-1	1		
		流体地球科学1-2	1		
		流体地球科学2-1	1		
		流体地球科学2-2	1		
		海域観測解析論-1	1		
		海域観測解析論-2	1		
		海域由来災害科学1-1	1		
		海域由来災害科学1-2	1		
		海域由来災害科学2-1	1		
		海域由来災害科学2-2	1		
	環境科学	海洋環境学1-1	1		
		海洋環境学1-2	1		
		海洋環境学2-1	1		
		海洋環境学2-2	1		
		海洋環境学3-1	1		
		海洋環境学3-2	1		
		環境計測解析科学1-1	1		
環境計測解析科学1-2		1			
資源・エネルギー科学	海洋底資源学1-1	1			
	海洋底資源学1-2	1			
	海洋底資源学2-1	1			
	海洋底資源学2-2	1			
	海洋エネルギー科学1-1	1			
	海洋エネルギー科学1-2	1			
	海洋エネルギー科学2-1	1			
	海洋エネルギー科学2-2	1			
	海洋エネルギー科学3-1	1			
	海洋エネルギー科学3-2	1			
統計・数理科学	多変量解析1-1	1			
	多変量解析1-2	1			
	多変量解析2	1			
	多変量解析3	1			
実験・実習	海域観測実習	1	◎		
	海洋基礎科学実験	1	◎		
海洋総合科目	海のインターンシップ	1			
	海のBDL	2	◎		
	特別研究A	8	◎		

二. 海洋応用科学領域 (◎印は必修科目を, その他は選択科目を示す。)

授業科目の区分等	授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備考	
海洋専門基礎科目	流体力学-1	1			
	流体力学-2	1			
	流体力学-3	1			
	流体力学-4	1			
	浮体静力学-1	1			
	浮体静力学-2	1			
	材料力学-1	1			
	材料力学-2	1			
	工業熱力学-1	1			
	工業熱力学-2	1			
	工業熱力学-3	1			
	工業熱力学-4	1			
	電気回路-1	1			
	電気回路-2	1			
	電子回路-1	1			
	電子回路-2	1			
	制御理論-1	1			
	制御理論-2	1			
	情報科学-1	1			
	情報科学-2	1			
	プログラミング-1	1			
	プログラミング-2	1			
	海事産業技術概論-1	1			
	海事産業技術概論-2	1			
	物理学実験	2	◎		
	化学実験	2	◎		
	材料加工・機械製図	1	◎		
	主 専 門 科 目	流体工学	流体シミュレーション工学-1	1	
流体シミュレーション工学-2			1		
抵抗推進工学-1			1		
抵抗推進工学-2			1		
浮体運動学-1			1		
浮体運動学-2			1		
海洋波理論-1			1		
海洋波理論-2			1		
材料工学		機械設計工学-1	1		
		機械設計工学-2	1		
		材料加工学-1	1		
		材料加工学-2	1		
		材料強度学-1	1		
		材料強度学-2	1		
		構造強度数値解析論-1	1		
		構造強度数値解析論-2	1		
熱工学		熱機関工学-1	1		
		熱機関工学-2	1		
		伝熱工学-1	1		
		伝熱工学-2	1		
		燃焼工学-1	1		
		燃焼工学-2	1		
電気電子工学		応用電気回路-1	1		
		応用電気回路-2	1		
		応用電子工学-1	1		
		応用電子工学-2	1		
		電気機器-1	1		
		電気機器-2	1		

海洋総合科目		ロボット工学-1	1		
		ロボット工学-2	1		
		パワーエレクトロニクス-1	1		
		パワーエレクトロニクス-2	1		
	情報技術	計算機システム論-1	1		
		計算機システム論-2	1		
		情報ネットワーク論-1	1		
		情報ネットワーク論-2	1		
		データベース論-1	1		
		データベース論-2	1		
		インタフェース設計論-1	1		
		インタフェース設計論-2	1		
	数理・計画	アルゴリズム-1	1		
		アルゴリズム-2	1		
		数理計画法-1	1		
		数理計画法-2	1		
		確率モデル-1	1		
		確率モデル-2	1		
		人工知能-1	1		
		人工知能-2	1		
	統計・数理科学	多変量解析1-1	1		
		多変量解析1-2	1		
		多変量解析2	1		
		多変量解析3	1		
	実験・演習	海洋応用科学実験	1	◎	
		海のインターンシップ	1		
	海洋総合科目	海のBDL	2	◎	
特別研究A		8	◎		

ホ. 海洋ガバナンス領域(◎印は必修科目を, その他は選択科目を示す。)

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備考		
海洋専門基礎科目		総合海洋ガバナンス論	2				
		海上保険概説-1	1				
		海上保険概説-2	1				
		経済学基礎論1-1	1				
		経済学基礎論1-2	1				
		経済学基礎論2-1	1				
		経済学基礎論2-2	1				
		経営学基礎論1-1	1				
		経営学基礎論1-2	1				
		経営学基礎論2-1	1				
		経営学基礎論2-2	1				
		会計学基礎論-1	1				
		会計学基礎論-2	1				
		海運政策概論-1	1				
		海運政策概論-2	1				
		港湾政策概論-1	1				
		港湾政策概論-2	1				
		交通政策概論-1	1				
		交通政策概論-2	1				
		国際法-1	1				
		国際法-2	1				
		国際関係論-1	1				
		国際関係論-2	1				
		専門科目	海洋経済経営	海運経済論-1	1		
				海運経済論-2	1		
海運経営論-1	1						
海運経営論-2	1						
交通経済論-1	1						
交通経済論-2	1						
交通経営論-1	1						
交通経営論-2	1						
国際物流論-1	1						
国際物流論-2	1						
主専門科目	海洋法政策			海運政策論-1	1		
				海運政策論-2	1		
			港湾政策論-1	1			
			港湾政策論-2	1			
			交通政策論-1	1			
			交通政策論-2	1			
			国際海洋法-1	1			
			国際海洋法-2	1			
			国際社会論	1			
			国際政治経済論	1			
			防災政策論-1	1			
			防災政策論-2	1			
			エネルギー政策論-1	1			
エネルギー政策論-2	1						
海洋総合科目			海のインターンシップ	1			
		海のBDL	2	◎			
		特別研究A	8	◎			

へ、海技ライセンスコース航海学領域（◎印は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分等	授 業 科 目	単位	必修・ 選択の別	備考
海洋専門基礎科目	海上保険概説-1	1		
	海上保険概説-2	1		
	航海航法-1	1	◎	
	航海航法-2	1	◎	
	航海航法-3	1	◎	
	航海計器-1	1	◎	
	航海計器-2	1	◎	
	航海計器-3	1	◎	
	航海学演習-1	1	◎	
	航海学演習-2	1	◎	
	航海学演習-3	1	◎	
	船舶運航概論	1	◎	
	海技実習-1	1		
	海技実習-2	1		
	船舶運航実習	1		
	海洋学-1	1		
	海洋学-2	1		
	気象学-1	1		
	気象学-2	1		
	国際法-1	1		
国際船舶管理法論	1			
主専門科目	航海航法-4	1	◎	
	航海航法-5	1	◎	
	航海航法-6	1	◎	
	航海計器-4	1	◎	
	航海計器-5	1	◎	
	航海計器-6	1	◎	
	船舶工学-1	1	◎	
	船舶工学-2	1	◎	
	海洋気象学-1	1	◎	
	海洋気象学-2	1	◎	
	航海学演習-4	1	◎	
	航海学演習-5	1	◎	
	運用学実習-1	1	◎	
	運用学実習-2	1	◎	
	運用学実習-3	1	◎	
	運用学実習-4	1	◎	
	運用学演習-1	1	◎	
	運用学演習-2	1	◎	
	運用学演習-3	1	◎	
	運用学演習-4	1	◎	
	操船学-1	1	◎	
	操船学-2	1	◎	
	載貨論	1	◎	
	管理実務-1	1	◎	
	管理実務-2	1	◎	
	海事英語（船舶実務）-1	1	◎	
	海事英語（船舶実務）-2	1	◎	
	海事英語（船舶実務）-3	1	◎	
	海事英語（船舶実務）-4	1	◎	
	海事英語（船舶実務）-5	1	◎	
	海事英語（船舶実務）-6	1	◎	
	海事英語（船舶通信）	1	◎	
海事法規-1	1	◎		
海事法規-2	1	◎		

専門科目

主専門科目

	海上交通法-1	1	◎	
	海上交通法-2	1	◎	
	海上交通法-3	1	◎	
	船舶衛生-1	1		
	船舶衛生-2	1		
	運動科学-1	1		
	運動科学-2	1		
	アクアティックアクティビティ演習	1		
	船舶実習-1	8	◎	
	船舶実習-2	8	◎	
海洋総合科目	海のインターンシップ	1		
	海のBDL	2	◎	
	特別研究B	6	(◎)	特別研究Bまたは海技士総合ゼミ のいずれか選択必修
	海技士総合ゼミ	6	(◎)	

ト、海技ライセンスコース機関学領域(◎印は必修科目を, その他は選択科目を示す。)

授業科目の区分等	授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	備考
海洋専門基礎科目	海事産業技術概論-1	1		
	海事産業技術概論-2	1		
	流体力学-1	1	◎	
	流体力学-2	1	◎	
	材料力学-1	1	◎	
	材料力学-2	1	◎	
	工業熱力学-1	1	◎	
	工業熱力学-2	1	◎	
	工業熱力学-3	1	◎	
	電気回路-1	1	◎	
	電気回路-2	1	◎	
	電子回路-1	1	◎	
	制御理論-1	1	◎	
	物理学実験	2	◎	
	化学実験	2	◎	
材料加工・機械製図	1	◎		
主専門科目	機関室資源管理-1	1	◎	
	機関室資源管理-2	1	◎	
	海洋生存技術演習	1		
	実用海事機関英語-1	1		
	実用海事機関英語-2	1		
	抵抗推進工学-1	1	◎	
	抵抗推進工学-2	1	◎	
	浮体運動学-1	1	◎	
	浮体運動学-2	1	◎	
	熱機関工学-1	1	◎	
	熱機関工学-2	1	◎	
	伝熱工学-1	1	◎	
	伝熱工学-2	1	◎	
	燃焼工学-1	1	◎	
	機械設計工学-1	1	◎	
	材料加工学-1	1	◎	
	材料加工学-2	1	◎	
	材料強度学-1	1	◎	
	材料強度学-2	1	◎	
	電気機器-1	1	◎	
	電気機器-2	1	◎	
	エネルギープラント管理演習-1	1	◎	
	エネルギープラント管理演習-2	2	◎	
	エネルギープラント保全論-1	1	◎	
	エネルギープラント保全論-2	1	◎	
	洋上プラント安全論-1	1	◎	
	洋上プラント安全論-2	1	◎	
	海事法規-1	1	◎	
	海事法規-2	1	◎	
	船舶衛生-1	1		
	船舶衛生-2	1		
	運動科学-1	1		
	運動科学-2	1		
機関学実験	1	◎		
船舶実習-1	8	◎		
船舶実習-2	8	◎		
海洋総合科目	海のインターンシップ	1		
	海のBDL	2	◎	
	特別研究B	6	(◎)	特別研究Bまたは海技士総合ゼミ のいずれか選択必修
	海技士総合ゼミ	6	(◎)	

別表第2 履修要件（第9条関係）

イ. 海洋基礎科学領域

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得 単位数	備考	
基礎教養科目		別表第1のイに掲げる基礎教養科目の授業科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
総合教養科目		別表第1のイに掲げる総合教養科目の授業科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
外国語科目	外国語第Ⅰ	別表第1のイに掲げる外国語科目の授業科目	4	Academic English Communication B1, B2, Academic English Literacy B1, B2はAcademic English Communication B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス), Academic English Literacy B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス)で読み替えることができる。	
	外国語第Ⅱ	別表第1のイに掲げる外国語科目の授業科目	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。 ※ドイツ語, フランス語, 中国語の初級A3, 初級A4, 初級B3, 初級B4は初級SA3, 初級SA4, 初級SB3, 初級SB4で読み替えることができる。	
情報科目		別表第1のイに掲げる情報科目の授業科目	1		
健康・スポーツ科学		別表第1のイに掲げる健康・スポーツ科学の授業科目		修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
高度教養科目		海洋政策科学部高度教養科目に関する内規別表に関する授業科目 他学部及び国際教養教育院開講の高度教養科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
共通専門基礎科目		別表第1のイに掲げる共通専門基礎科目の授業科目	8	履修方法については別に定める。 左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
専門科目	海洋リテラシー科目		8		
	海洋専門基礎科目	領域共通	別表第1のロに掲げる海洋専門基礎科目の領域共通の授業科目	20	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
		海洋基礎科学領域	別表第1のハに掲げる海洋専門基礎科目の授業科目		
	主専門科目	主専門領域	別表第1のハに掲げる主専門科目の授業科目	22	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
		副専門領域	別表第1のホに掲げる海洋ガバナンス領域の海洋専門基礎科目または主専門科目の授業科目	6	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
海洋総合科目		別表第1のハに掲げる海洋総合科目の授業科目	10	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
本学部の専門科目（ただし領域共通、所属領域及び副専門領域の科目を除く）				修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
他学部専門授業科目・その他必要と認める科目				修得した単位は、6単位まで卒業所要単位数として算入できる。	
合計			124		

別表第2 履修要件（第9条関係）

ロ. 海洋応用科学領域

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得 単位数	備考	
基礎教養科目		別表第1のイに掲げる基礎教養科目の授業科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
総合教養科目		別表第1のイに掲げる総合教養科目の授業科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
外国語科目	外国語第Ⅰ	別表第1のイに掲げる外国語科目の授業科目	4	Academic English Communication B1, B2, Academic English Literacy B1, B2はAcademic English Communication B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス), Academic English Literacy B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス)で読み替えることができる。	
	外国語第Ⅱ	別表第1のイに掲げる外国語科目の授業科目	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。 ※ドイツ語, フランス語, 中国語の初級A3, 初級A4, 初級B3, 初級B4は初級SA3, 初級SA4, 初級SB3, 初級SB4で読み替えることができる。	
情報科目		別表第1のイに掲げる情報科目の授業科目	1		
健康・スポーツ科学		別表第1のイに掲げる健康・スポーツ科学の授業科目		修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
高度教養科目		海洋政策科学部高度教養科目に関する内規別表に関する授業科目 他学部及び国際教養教育院開講の高度教養科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
共通専門基礎科目		別表第1のイに掲げる共通専門基礎科目の授業科目	8	履修方法については別に定める。 左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
専門科目	海洋リテラシー科目		8		
	海洋専門基礎科目	領域共通	別表第1のロに掲げる海洋専門基礎科目の領域共通の授業科目	20	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
		海洋応用科学領域	別表第1のロに掲げる海洋専門基礎科目の授業科目		
	主専門科目	主専門領域	別表第1のロに掲げる主専門科目の授業科目	22	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
		副専門領域	別表第1のロに掲げる海洋ガバナンス領域の海洋専門基礎科目または主専門科目の授業科目	6	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
海洋総合科目		別表第1のロに掲げる海洋総合科目の授業科目	10	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
本学部の専門科目（ただし領域共通、所属領域及び副専門領域の科目を除く）				修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
他学部専門授業科目・その他必要と認める科目				修得した単位は、6単位まで卒業所要単位数として算入できる。	
合計			124		

別表第2 履修要件（第9条関係）

ハ. 海洋ガバナンス領域

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得 単位数	備考	
基礎教養科目		別表第1のイに掲げる基礎教養科目の授業科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
総合教養科目		別表第1のイに掲げる総合教養科目の授業科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
外国語科目	外国語第Ⅰ	別表第1のイに掲げる外国語科目の授業科目	4	Academic English Communication B1, B2, Academic English Literacy B1, B2はAcademic English Communication B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス), Academic English Literacy B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス)で読み替えることができる。	
	外国語第Ⅱ	別表第1のイに掲げる外国語科目の授業科目	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。 ※ドイツ語, フランス語, 中国語の初級A3, 初級A4, 初級B3, 初級B4は初級SA3, 初級SA4, 初級SB3, 初級SB4で読み替えることができる。	
情報科目		別表第1のイに掲げる情報科目の授業科目	1		
健康・スポーツ科学		別表第1のイに掲げる健康・スポーツ科学の授業科目		修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
高度教養科目		海洋政策科学部高度教養科目に関する内規別表に関する授業科目 他学部及び国際教養教育院開講の高度教養科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
共通専門基礎科目		別表第1のイに掲げる共通専門基礎科目の授業科目	8	履修方法については別に定める。 左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
専門科目	海洋リテラシー科目		8		
	海洋専門基礎科目	領域共通	別表第1のロに掲げる海洋専門基礎科目の領域共通の授業科目	20	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
		海洋ガバナンス領域	別表第1のホに掲げる海洋専門基礎科目の授業科目		
	主専門科目	主専門領域	別表第1のホに掲げる主専門科目の授業科目	22	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
		副専門領域	別表第1のハ, ニ, ヘ, トに掲げる領域のいずれか1つの領域の海洋専門基礎科目または主専門科目の授業科目	6	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
海洋総合科目		別表第1のホに掲げる海洋総合科目の授業科目	10	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
本学部の専門科目（ただし領域共通、所属領域及び副専門領域の科目を除く）				修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
他学部専門授業科目・その他必要と認める科目				修得した単位は、6単位まで卒業所要単位数として算入できる。	
合計			124		

別表第2 履修要件（第9条関係）

ニ．航海学領域

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得 単位数	備考	
基礎教養科目		別表第1のイに掲げる基礎教養科目の授業科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
総合教養科目		別表第1のイに掲げる総合教養科目の授業科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
外国語科目	外国語第Ⅰ	別表第1のイに掲げる外国語科目の授業科目	4	Academic English Communication B1, B2, Academic English Literacy B1, B2はAcademic English Communication B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス), Academic English Literacy B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス) で読み替えることができる。	
	外国語第Ⅱ	別表第1のイに掲げる外国語科目の授業科目	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。 ※ドイツ語, フランス語, 中国語の初級A3, 初級A4, 初級B3, 初級B4は初級SA3, 初級SA4, 初級SB3, 初級SB4で読み替えることができる。	
情報科目		別表第1のイに掲げる情報科目の授業科目	1		
健康・スポーツ科学		別表第1のイに掲げる健康・スポーツ科学の授業科目		修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
高度教養科目		海洋政策科学部高度教養科目に関する内規別表に関する授業科目 他学部及び国際教養教育院開講の高度教養科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
共通専門基礎科目		別表第1のイに掲げる共通専門基礎科目の授業科目	8	履修方法については別に定める。 左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
専門科目	海洋リテラシー科目		8		
	海洋専門基礎科目	領域共通	別表第1のロに掲げる海洋専門基礎科目の領域共通の授業科目	20	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
		航海学領域	別表第1のへに掲げる海洋専門基礎科目の授業科目		
	主専門科目	主専門領域	別表第1のへに掲げる主専門科目の授業科目	53	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
		副専門領域	別表第1のホに掲げる海洋ガバナンス領域の海洋専門基礎科目または主専門科目の授業科目	6	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
海洋総合科目		別表第1のへに掲げる海洋総合科目の授業科目	8	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
本学部の専門科目（ただし領域共通、所属領域及び副専門領域の科目を除く）				修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
他学部専門授業科目・その他必要と認める科目				修得した単位は、6単位まで卒業所要単位数として算入できる。	
合計			124		

別表第2 履修要件（第9条関係）

ホ. 機関学領域

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得 単位数	備考	
基礎教養科目		別表第1のイに掲げる基礎教養科目の授業科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
総合教養科目		別表第1のイに掲げる総合教養科目の授業科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
外国語科目	外国語第Ⅰ	別表第1のイに掲げる外国語科目の授業科目	4	Academic English Communication B1, B2, Academic English Literacy B1, B2はAcademic English Communication B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス), Academic English Literacy B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス)で読み替えることができる。	
	外国語第Ⅱ	別表第1のイに掲げる外国語科目の授業科目	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。 ※ドイツ語, フランス語, 中国語の初級A3, 初級A4, 初級B3, 初級B4は初級SA3, 初級SA4, 初級SB3, 初級SB4で読み替えることができる。	
情報科目		別表第1のイに掲げる情報科目の授業科目	1		
健康・スポーツ科学		別表第1のイに掲げる健康・スポーツ科学の授業科目		修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
高度教養科目		海洋政策科学部高度教養科目に関する内規別表に関する授業科目 他学部及び国際教養教育院開講の高度教養科目	4	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
共通専門基礎科目		別表第1のイに掲げる共通専門基礎科目の授業科目	8	履修方法については別に定める。 左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
専門科目	海洋リテラシー科目		8		
	海洋専門基礎科目	領域共通	別表第1のロに掲げる海洋専門基礎科目の領域共通の授業科目	20	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
		機関学領域	別表第1のロに掲げる海洋専門基礎科目の授業科目		
	主専門科目	主専門領域	別表第1のロに掲げる主専門科目の授業科目	44	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
		副専門領域	別表第1のロに掲げる海洋ガバナンス領域の海洋専門基礎科目または主専門科目の授業科目	6	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。
海洋総合科目		別表第1のロに掲げる海洋総合科目の授業科目	8	左記以上修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
本学部の専門科目（ただし領域共通、所属領域及び副専門領域の科目を除く）				修得した単位は、卒業所要単位数に算入できる。	
他学部専門授業科目・その他必要と認める科目				修得した単位は、6単位まで卒業所要単位数として算入できる。	
合計			124		

2. 神戸大学海洋政策科学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

海洋政策科学部 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学海洋政策科学部は、海事海洋に関する専門性を備え、新たな海洋立国への挑戦という社会の要請に応じて海洋立国を牽引できる俯瞰力を身につけ、海洋分野における多様かつ複雑な社会的課題の解決のため、真に活躍できる人材を育成することを目的としている。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従って学士の学位を授与する。

学位「学士（海洋政策科学）」

海洋政策科学科

神戸大学のディプロマ・ポリシーに基づき、海洋政策科学部は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- (1) 本学部に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- (2) 神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに本学部学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・海洋に関する教養的知識、語学力（英語）とそれらに基づくコミュニケーション能力
 - ・海洋を巡る国際秩序の安定化や海洋開発・海洋産業の発展・振興のために主体性・協働性を持って取り組み、貢献する能力
 - ・海洋に関する自然科学、科学技術及び社会科学の専門的知識及び技能
 - ・修得した知識・技能を総合的に活用し、海洋分野の諸課題の発見や解決を図るための柔軟な思考力と対応能力

学位「学士（商船学）」

海洋政策科学科海技ライセンスコース

神戸大学のディプロマ・ポリシーに基づき、海洋政策科学部は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- (1) 本学部に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- (2) 神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに本学部学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・海洋に関する教養的知識、語学力（英語）とそれらに基づくコミュニケーション能力
 - ・海洋を巡る国際秩序の安定化や海洋開発・海洋産業の発展・振興のために主体性・協働性を持って取り組み、貢献する能力
 - ・船舶運航及び海上輸送に関わるシステム全体を管理・評価できる専門的能力及び技能
 - ・修得した知識・技能を総合的に活用し、海洋分野の諸課題の発見や解決を図るための柔軟な思考力と対応能力

海洋政策科学部 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

学位「学士（海洋政策科学）」

海洋政策科学科

神戸大学のカリキュラム・ポリシーに基づき、海洋政策科学部は以下の方針に則りカリキュラムを編成する。

- (1) 「人間性」「創造性」「国際性」を学生に身につけさせるため、すべての学生が履修する共通の科目として、基礎教養科目、総合教養科目、高度教養科目、外国語科目、初年次セミナー、キャリア科目、情報科目、健康・スポーツ科学及びその他必要と認める科目を開設する。
- (2) 深い学識を涵養し、「専門性」を学生に身につけさせるため、以下の専門科目を開設する。
 - ・海洋に関する教養的知識、語学力（英語）とそれらに基づくコミュニケーション能力を身につけることができる「海洋リテラシー科目」を開設する。（共通専門基礎科目及び学部が開設する高度教養科目を含む）
 - ・海洋を巡る国際秩序の安定化や海洋開発・海洋産業の発展・振興のために主体性・協働性を持って取り組み、貢献する能力を身につけることができる「海洋専門基礎科目」を開設する。
 - ・海洋に関する自然科学、科学技術及び社会科学の専門的知識及び技能を身につけることができる「主専門科目（海洋基礎科学領域、海洋応用科学領域、海洋ガバナンス領域）」を開設する。
 - ・修得した知識・技能を総合的に活用し、海洋分野の諸課題の発見や解決を図るための柔軟な思考力と対応能力を身につけることができる「海洋総合科目」を開設する。

なお、これらの科目は、講義・実技・実習等の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニング、体験型学習などを適宜組み合わせる。学修成果の評価は、学修目標に即して多面的、包括的な方法で行う。

学位「学士（商船学）」

海洋政策科学科海技ライセンスコース

神戸大学のカリキュラム・ポリシーに基づき、海洋政策科学部は以下の方針に則りカリキュラムを編成する。

- (1) 「人間性」「創造性」「国際性」を学生に身につけさせるため、すべての学生が履修する共通の科目として、基礎教養科目、総合教養科目、高度教養科目、外国語科目、初年次セミナー、キャリア科目、情報科目、健康・スポーツ科学及びその他必要と認める科目を開設する。
- (2) 深い学識を涵養し、「専門性」を学生に身につけさせるため、以下の専門科目を開設する。
 - ・海洋に関する教養的知識、語学力（英語）とそれらに基づくコミュニケーション能力を身につけることができる「海洋リテラシー科目」を開設する。（共通専門基礎科目及び学部が開設する高度教養科目を含む）

- ・海洋を巡る国際秩序の安定化や海洋開発・海洋産業の発展・振興のために主体性・協働性を持って取り組み、貢献する能力を身につけることができる「海洋専門基礎科目」を開設する。
- ・船舶運航及び海上輸送に関わるシステム全体を管理・評価できる専門的能力及び技能を身につけることができる「主専門科目(海技ライセンスコース：航海学領域、機関学領域)」を開設する。
- ・修得した知識・技能を総合的に活用し、海洋分野の諸課題の発見や解決を図るための柔軟な思考力と対応能力を身につけることができる「海洋総合科目」を開設する。

なお、これらの科目は、講義・実技・実習等の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニング、体験型学習などを適宜組み合わせで行う。学修成果の評価は、学修目標に即して多角的、包括的な方法で行う。

3. 神戸大学海洋政策科学部研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学海洋政策科学部規則(令和3年4月1日制定)第32条の規定に基づき、神戸大学海洋政策科学部(以下「本学部」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学に2年以上在学した者
- (2) 神戸大学海洋政策科学部教授会(以下「教授会」という。)において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学海洋政策科学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書(所定の用紙)
 - (2) 履歴書(所定の用紙)及び写真
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
 - (5) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。以下同じ。)に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 個人的研究のため研究を志願するものである旨の本人の確約書
 - (2) 会社等の事業目的の追求のために派遣するものでない旨の所属長の確約書
 - (3) 在職のまま入学することについての所属長の承諾書
- 3 外国人は、第1項各号及び前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、教授会の議を経て、面接を省略することができる。

(入学手続)

第5条 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第6条 研究生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(入学時期)

第7条 入学の時期は4月1日及び10月1日とする。ただし、教授会が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(研究期間等)

第8条 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することができる。

(研究)

第9条 研究生は、教授会の定める指導教員の下で研究を行うものとする。

(授業科目の聴講)

第10条 研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。

(研究証明書の交付)

第11条 研究事項について、証明を願い出た者には、研究証明書を交付する。

(退学)

第12条 研究生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長が除籍する。

- (1) 研究生として不都合な行為をしたとき。
- (2) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められたとき。
- (3) 授業料の納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

4. 神戸大学海洋政策科学部科目等履修生及び聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学海洋政策科学部規則(令和3年4月1日制定)第31条の規定に基づき、神戸大学海洋政策科学部(以下「本学部」という。)の科目等履修生及び聴講生(以下「聴講生等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 聴講生等として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 神戸大学海洋政策科学部教授会(以下「教授会」という。)において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 聴講生等として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学海洋政策科学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書又は聴講生願書(所定の用紙)
 - (2) 履歴書(所定の用紙)及び写真
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
 - (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
 - (5) その他本学部において必要と認める書類
- 2 在職している者は、前項に掲げる書類のほか、所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 外国人は前2項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、教授会の議を経て、面接を省略することができる。

(入学手続)

第5条 聴講生等の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第6条 聴講生等は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(聴講等の時期)

第7条 履修又は聴講(以下「聴講等」という。)の許可は、学期の初めに行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、聴講等の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

(聴講等の期間)

第8条 聴講等の期間は、聴講等を許可された授業科目の開講学期とし、1年(第2、第4クォーター開始月から入学した場合は2学期)以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講等の期間に引き続き聴講等を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講等の期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講等の期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講等科目)

第9条 履修し、又は聴講することのできる授業科目は、1学期10単位以内とし、実験、実習及び演習については、原則として許可しない。

(試験)

第10条 聴講生等は、履修し、聴講した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書)

第11条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(聴講証明書)

第12条 聴講生に対しては、出席状況に応じて、聴講証明書を交付することができる。

(退学)

第13条 聴講生等が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第14条 聴講生等が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 聴講生等として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

5. 神戸大学海洋政策科学部外国人特別学生入学選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学海洋政策科学部(以下「本学部」という。)に入学を志願する者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 日本国籍を有しない者で、外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (2) 神戸大学海洋政策科学部教授会(以下「教授会」という。)において、前号と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学海洋政策科学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)及び写真
- (3) 出身学校長が発行した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (5) 日本に居住している者は、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類
- (6) 振替払込受付証明書(所定の用紙)

2 前項のほか、必要と認めるその他の書類を提出又は提示させることがある。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、次の各号に定める事項を総合して行う。

- (1) 学力試験及び面接
- (2) 日本語修得の程度
- (3) 出身学校長が発行した調査書又は学業成績証明書

2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)第3条により選定された者については、学力試験を免除することがある。

(入学時期)

第5条 入学の時期は、学年の初めとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

IV. 修学上に関する内規・申合せ等 (海洋政策科学部)

1. 領域配属についての申合せ

令和3年4月1日制定

領域配属は2年次前期とし、選考方法は、本人の希望、希望理由書、1年次のGPA、修得単位及びTOEIC(IP)の成績等を勘案して実施する。申請書等が未提出の者については、教授会の審議によって配属する領域を決定する。

2. 履修に関する申合せ

令和3年4月1日制定

(1) 3年次への進級判定について

2年間在学し、卒業するために必要な単位数のうち53単位以上修得した者は、3年次に進級できる。ただし、全学共通授業科目において卒業に必要な単位を全て修得しなければならない。

(2) 海のBDL及び特別研究の履修判定について

【海洋基礎科学，海洋応用科学，海洋ガバナンス領域所属学生】

- ① 3年間在学し、卒業するために必要な単位数のうち100単位以上修得した者は、海のBDL及び特別研究Aを履修することができる。
- ② 特別研究Aは、卒業研究及び卒業論文を含むものとする。
- ③ 卒業論文は教務学生グループに2月10日（10日が土日・祝日にあたる場合はその翌平日）までに提出しなければならない。
- ④ 卒業論文を期日までに提出しなかった場合は、特別研究Aの単位は与えない。

【海技ライセンスコース所属学生】

- ① 3年間在学し、卒業するために必要な単位数のうち100単位以上修得した者は、海のBDL及び特別研究B又は海技士総合ゼミのいずれかを履修することができる。
- ② 特別研究Bは、卒業研究及び卒業論文を含むものとする。
- ③ 卒業論文は教務学生グループに11月20日（20日が土日・祝日にあたる場合はその翌平日）までに提出しなければならない。
- ④ 卒業論文を期日までに提出しなかった場合は、特別研究Bの単位は与えない。

(3) 船舶実習-2の履修判定について

船舶実習-2を履修するには、当該科目を除き卒業するために必要な単位数及び三級海技士(航海または機関)を取得するために必要な単位数を修得見込みでなければならない。

(4) 宿泊を伴う乗船授業・実習の履修について

疾病その他の特別な事情により船舶実習-1,2、船舶運航概論または海域観測実習を履修できない場合には、別に開講する科目を履修することができる。

(5) 共通専門基礎科目の履修について

全学共通授業科目の共通専門基礎科目の卒業に要する単位は8単位以上とする。ただし、線形代数入門1.2及び微分積分入門1.2は卒業要件単位数には算入しない。

(6) 海のインターンシップについて

企業等との事前協議により派遣された学生が、企業等において一定期間、就業体験をするものである。受入れ機関からの評価及び事前・事後指導における評価を総合的に勘案し「海のインターンシップ」として、1単位を認定する。

(7) 授業時限について

時 限	時 間 帯
1 時 限	8:50～ 10:20
2 時 限	10:40～ 12:10
3 時 限	13:20～ 14:50
4 時 限	15:10～ 16:40
5 時 限	17:00～ 18:30
6 時 限	18:50～ 20:20

(8) 追試験について

下記の特別な理由により授業科目の定期試験に欠席した者は、当該科目の試験日から1週間以内に、必要な書類を添えて「追試験受験願」を提出し、学部長の許可を得て1か月以内に追試験を受験することができる。

できる。

- イ. 病気（診断書又は証明書等を要する）
- ロ. 忌引（2親等以内に限り，死亡の日から1週間以内）
- ハ. その他やむを得ないと認められる事由

(9) 成績評価基準について

成績基準は下表のとおりとする。

評 価	評 点	合	否
秀	90点以上	合	格
優	80点以上 90点未満		
良	70点以上 80点未満		
可	60点以上 70点未満		
不可	60点未満	不	合 格

(10) 履修登録期間について

原則として，第1・2クォーター開講科目は第1クォーターの，第3・4クォーター開講科目は第3クォーターの，それぞれ全学共通授業科目の授業開始日から14日間とする。

(11) 卒業の時期等について

卒業の時期については，3月又は9月とする。なお，卒業判定を行う学期については，特別な場合を除き，当該学期の全期間を通じて在学しているものとする。

(12) 授業科目一覧表

授業科目 の区分等	学問分野	授業科目(単位数)	単位数		1年				2年				3年				4年				
			必修	選択	1Q	2Q	3Q	4Q													
海洋 リテラシーⅠ	海洋	海のサイエンス	1					●													
		海のテクノロジー	1		●																
海のガバナンス		1			●																
海洋 リテラシーⅡ	海洋	初年次セミナー	1		●																
		海洋政策科学通論	1			●															
		海事実務概論-1	1			●															
		海事実務概論-2	1				●														
		海のアクティブ・ラーニング	1		●																
		応用数学1-1	1							●											
		応用数学1-2	1							●	●										
応用数学2-1	1							●													
応用数学2-2	1								●												
応用数学3-1	1									●											
応用数学3-2	1										●										
応用数学4-1	1										●										
応用数学4-2	1											●									
熱力学-1	1				●																
熱力学-2	1					●															
力学-1	1						●														
力学-2	1							●													
電磁気学-1	1								●												
電磁気学-2	1									●											
環境分析化学-1	1							●													
環境分析化学-2	1								●												
無機材料科学-1	1									●											
無機材料科学-2	1										●										
コミュニケーション英語A	0.5		●																		
コミュニケーション英語B	0.5			●																	
コミュニケーション英語C	0.5				●																
コミュニケーション英語D	0.5					●															
ライティング英語A	0.5			●																	
ライティング英語B	0.5				●																
ライティング英語C	0.5					●															
ライティング英語D	0.5						●														
海洋基礎 科学領域	海洋基礎 科学領域	地球進化学-1	1						●												
		地球進化学-2	1							●											
		海洋学-1	1							●											
		海洋学-2	1								●										
		気象学-1	1									●									
		気象学-2	1										●								
		固体地球科学1-1	1							●											
		固体地球科学1-2	1								●										
		固体地球科学2-1	1									●									
		固体地球科学2-2	1										●								
		海洋環境基礎-1	1									●									
		海洋環境基礎-2	1										●								
		プログラミング-1	1										●								
		プログラミング-2	1											●							
		物理学実験	2								●	●	●	●							
化学実験	2								●	●	●	●									
材料加工・機械製図	1								●	●	●	●									
海洋応用 科学領域	海洋応用 科学領域	流体力学-1	1						●												
		流体力学-2	1							●											
		流体力学-3	1								●										
		流体力学-4	1									●									
		浮体静力学-1	1									●									
		浮体静力学-2	1										●								
		材料力学-1	1							●											
		材料力学-2	1								●										
		工業熱力学-1	1							●											
		工業熱力学-2	1								●										
		工業熱力学-3	1									●									
		工業熱力学-4	1										●								
		電気回路-1	1							●											
		電気回路-2	1								●										
		電子回路-1	1									●									
		電子回路-2	1										●								
		制御理論-1	1										●								
		制御理論-2	1											●							
		情報科学-1	1							●											
		情報科学-2	1								●										
		プログラミング-1	1									●									
		プログラミング-2	1										●								
海事産業技術概論-1	1							●													
海事産業技術概論-2	1								●												
物理学実験	2								●	●	●	●									
化学実験	2								●	●	●	●									
材料加工・機械製図	1								●	●	●	●									

3. 「GPA」について

神戸大学では、「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」を進めるため、平成24年度入学生から「GPA (Grade Point Average)」を通知することになりました。

I. GPAについて

「GPA」とは、下記「成績評価基準」(秀, 優, 良, 可, 不可)に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP (Grade Point) を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP平均値 (Average) です。

「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	GP
秀	S	90	100	4.3
優	A	80	89	4
良	B	70	79	3
可	C	60	69	2
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が修得できる。

II. GPA計算について

$$GPA = \frac{[\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP}] \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}$$

1. 履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目があります。

- ① 成績を「合格」で評価する科目
- ② 他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③ 履修取り消しをした科目 (以下「Ⅲ. 履修取消制度について」参照)
- ④ 資格免許のための科目 (教職科目, 学芸員関連科目)
- ⑤ 所属学部で指定した科目 (所属学部毎にお知らせします。)

2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則としてGPA計算式に入りません。

・「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」(GP=0～4.3)の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=0)の成績が、再履修した学期以降のGPA計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたGPA (学期) の値は変更されません。

※所属学部によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。

(所属学部毎にお知らせします。)

Ⅲ. 履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、クォーター毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

各クォーターの履修取消期間は別途掲示等でお知らせします。

〔取消の対象となる科目〕

以下のとおり、授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。

	取消の対象となる開講科目
第1クォーター履修取消期間	第1クォーター開講科目，前期開講科目，通年開講科目
第2クォーター履修取消期間	第2クォーター開講科目
第3クォーター履修取消期間	第3クォーター開講科目，後期開講科目
第4クォーター履修取消期間	第4クォーター開講科目

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」(Web)で行います。

- ・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
- ・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA計算式に入りますので、注意してください。
- ・取り消した科目も「履修登録単位の上限(CAP制)」(*)の単位数に入ります。

履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。

(*「履修登録単位の上限(CAP制)」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部毎にお知らせします。)

- ・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その開講期間中に再び受講(履修)することはできません。

※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部毎にお知らせします。

Ⅳ. GPAの通知について

- ・成績評価及び「GPA」は学期毎に通知されます。併せて「科目GP(単位数×GP)」と「GPA(学期)」も通知されます。
- ・通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学習成果の指標とすることができます。

☆成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面(例)では、GPAは「3.11」です。2016年度前期のGPAは「3.00」でしたが、2016年度後期のGPAは「3.22」でしたので、後期の成績評価(平均)が、前期の成績評価(平均)より上昇したことがわかります。

成績照会画面(例)：「うりぼーネット」(Web)単位修得状況照会

■GPA

GPA	科目GP合計	計算単位数	計算日
3.11	118	38	2017年3月15日

※GPAは小数点第3位を四捨五入して表示されます。

■GPA(学期)

年度	前期				後期			
	GPA (学期)	科目GP 合計	計算単 位数	計算日	GPA (学期)	科目GP 合計	計算単 位数	計算日
2016 年度	3.00	60	20	2016年9月15日	3.22	58	18	2017年3月15日

No	区分	大区分	中区分	科目名	単位数	修得年度	修得 学期	評語	科目 GP	合否
1	全学共通 授業科目	基礎教 養科目		○○○○○	2	2015	前期	秀	8.6	合

4. 神戸大学海洋政策科学部高度教養科目に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学海洋政策科学部（以下「本学部」という。）における高度教養科目の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(高度教養科目及び単位数)

第2条 高度教養科目は、国際教養教育院、本学部及び他学部が開設するもののうちから海洋政策科学部規則第9条（履修要件）に定めるところにより履修するものとする。

2 本学部が開設する高度教養科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 前項に規定するもののほか、臨時に高度教養科目を開設することがある。

4 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(高度教養科目の年次配当)

第3条 本学部が開設する高度教養科目の各年次の配当は、別表のとおりとする。

(その他)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、高度教養科目の修得については、次に定めるとおりとする。

(1) 本学部規則第29条の規定により学生が留学する場合の取扱いについて定めた「留学に関する内規」に基づく単位は、高度教養科目の修得単位に算入することができる。

別表（第2条関係）海洋政策科学部高度教養科目

授業科目	単位数	配当年次
Introduction to maritime sciences	1	2年次以上
海洋法政策概論	1	2年次以上
環境法概論	1	2年次以上
現代海洋政策概論-1	1	2年次以上
現代海洋政策概論-2	1	2年次以上
現代海事産業概論-1	1	3年次以上
現代海事産業概論-2	1	3年次以上

5. 海洋政策科学部における成績評価に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学海洋政策科学部規則（令和3年4月1日制定）第25条の規定に基づき、単位取得の認定に際して行われる成績の評価について定める。

(成績評価)

第2条 本学部における授業科目の成績評価は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）及び不可（60点未満）によって行い、秀、優、良及び可をもって合格とし、不可を不合格とする。

2 前項の成績評価を行うにあたり、評価基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 秀：学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優：学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良：学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可：学修の目標を達成している。
- (5) 不可：学修の目標を達成していない。

(成績評価の方法)

第3条 各授業科目の成績評価の方法は、当該授業を担当する教員が、シラバスにおいて明示するものとする。

(成績評価に対する申し立て)

第4条 学生は、本学部における授業科目について成績評価に疑義がある場合には、申し立てすることができる。

2 成績評価に対する申し立て手続き等については、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

6. 履修科目の登録の上限を超える者の基準に関する内規

第1条 この内規は、神戸大学海洋政策科学部規則（令和3年4月1日制定）第10条第3項の規定により、履修科目の登録の上限を超える者の基準について定めるものとする。なお、履修科目とは卒業要件科目をさすものとする。

第2条 履修科目の登録の上限を超えて登録を認める者は、前年度に卒業要件科目40単位以上修得し、かつ、前年度の総修得単位のGPAが3.8以上である者とする。

第3条 前条により履修科目の登録の上限を超えて登録を希望する者は、指導教員の許可を得たうえで、別に定める申請書を提出するものとする。

第4条 申請書の提出があったときは、教学委員会で検討のうえ、教授会で審議する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

7. 「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ

学生は、海洋政策科学部・海事科学部・海事科学研究科（以下、「本学部・研究科」という。）において開講している授業科目の成績評価について、次のとおり申し立てができるものとする。

（申し立ての理由）

学生は、受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、本学部・研究科長に申し立てを行い、授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

（申し立ての手続き）

成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を「学生による成績照会票」（別紙様式）に記入し、本学部・研究科教務学生グループに提出することとする。

（申し立てへの対応）

申し立てを受けた当該授業担当教員は、申し立てた学生に対し、当該の成績評価の理由について速やかに本学部・研究科教務学生グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、本学部・研究科教務学生グループが、書面により本学部・研究科長に報告することとする。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

令和 年度 前期・後期 学生による成績照会票

海洋政策科学部・海事科学部・海事科学研究科長 殿

学 部・学科:	学 部:	学科
研究科・専攻:	研究科:	専攻
学籍番号:	氏名:	
TEL: ()	—	
E-mail:	@	

【問い合わせ内容】 _____ 月 _____ 日				
担当教員名: _____ 曜日・時限: _____ 授業科目名: _____				
<p>* 本照会票は、成績変更又は再評価を願い出るものではなく、成績評価の開示を請求するものです。</p> <p>以下、教務学生グループ記入</p>				
担当教員への連絡	月	日	TEL	E-mail その他()
【担当教員の回答】 _____ 月 _____ 日受け				
学生への連絡	月	日	TEL	E-mail その他()

8. 学級指導教員制度についての申合せ

学生の進路、修学上の指導及び身上に関する事項の相談窓口教員として、各学年・各領域に学級指導教員を置くこととする。

- (1) 入学時から領域配属までは 新入生約 200 人に対し 7 人が指導し、主に休学相談等の学籍関係及び領域配属を含む進路指導・履修指導を職務とし、領域配属後の学級指導教員に学生を引き継ぐ。
- (2) 領域配属後は、海洋ガバナンス領域 2 人、海洋応用科学・機関学領域 2 人、海洋基礎科学領域 2 人、航海学領域 1 人の学級指導教員が指導する。
- (3) 3 年次へ進級できなかった者については、2 年次の学級指導教員が指導する。
- (4) 学部長は学級指導教員を統括するものとする。
- (5) 学級指導教員の職務は以下の事項とし、指導事項については、必ず当該学生と面談等を行い、対応するものとする。
また、必要に応じて、学部長等へ報告するものとする。

① 指導事項

- イ. 履修に関する指導・相談
- ロ. 成績不振学生への対応
- ハ. メンタルケアが必要な学生への対応
- ニ. 休学又は退学を希望する学生への対応
- ホ. 授業料の免除又は授業料の徴収猶予を受けようとする学生への対応
- ヘ. 各種奨学金の貸与を希望する学生への対応
- ト. 就職を希望する学生の対応

② 調整事項

- イ. 海の BDL 及び特別研究開始における教員別の履修者数の調整
- ロ. 3 年次編入学生の科目認定申請時における申請科目の指導・相談
- ハ. 宿泊を伴う乗船授業・実習を履修できない学生に対し、別に履修させる科目についての指導・調整

附 則

この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

9. 外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ

1. 神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日）別表に掲げる次の授業科目の単位を修得したときには、これらの単位数を4単位を限度として、外国語科目の必要修得単位数に算入することができる。

日本語 IA (0.5 単位), 日本語 IB (0.5 単位), 日本語 II A (0.5 単位), 日本語 II B (0.5 単位),
日本語 III A (0.5 単位), 日本語 III B (0.5 単位), 日本語 IV A (0.5 単位), 日本語 IV B (0.5 単位),
日本語 V A (0.5 単位), 日本語 V B (0.5 単位), 日本語 VI A (0.5 単位), 日本語 VI B (0.5 単位),
日本語 VII A (0.5 単位), 日本語 VII B (0.5 単位), 日本語 VIII A (0.5 単位), 日本語 VIII B (0.5 単位),
日本事情 IA (0.5 単位), 日本事情 I B (0.5 単位), 日本事情 II A (0.5 単位),
日本事情 II B (0.5 単位)

2. 当人の既修の言語, 所属課程等を考慮して上記 1. の単位数を制約することもある。

附 則

この取扱いは、令和3年4月1日から適用する。

10. 交通機関の運休，気象警報の発表，避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報の発令時における授業，定期試験の休講措置について

（全学教務委員会決定事項より抜粋）

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定
平成30年9月26日 全学教務委員会 一部改正
平成31年2月20日 全学教務委員会 一部改正
令和元年9月18日 全学教務委員会 一部改正

交通機関の運休，気象警報の発表，避難勧告・避難指示の発令時の対応については，下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

< 4 > 深江地区において開講する授業

JR西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅）），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）），阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合，当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

ただし，次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに，交通機関が運行した場合は，1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに，交通機関が運行した場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合，当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに，気象警報が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに，気象警報が解除された場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに，気象警報が解除された場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難勧告・避難指示の発令の場合

各地区（六甲台地区，楠地区，名谷地区，深江地区）の所在地に市町村等から避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報が発令された場合，当該地区で当日のその後に開始する全ての授業（定期試験を含む）を休講とする。ただし，午前6時までに避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。

4. 休講の周知方法

交通機関の運休，気象警報の発表，避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報の発令が事前に予想される場合は，学内掲示板，うりぼーネット，各学部及び各研究科のホームページ等により，あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり，通学が困難な場合をいう。
2. 気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
3. 気象警報の発表及び解除，避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報の発令及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。ただし，避難勧告・避難指示（緊急）・災害発生情報の発令の場合は除く。
5. このほか，必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
6. この申合せは，令和元年10月1日から適用する。

11. 試験等における不正行為についての申合せ

1. 海洋政策科学部学生が、試験等において不正行為をした場合は、次のとおり対応することとする。
 - (1) 全学共通授業科目において不正行為をした場合、不正行為に対する措置は、大学教育推進機構国際教養教育院における申合せに従うものとし、海洋政策科学部専門科目に対する措置は、海洋政策科学部教授会(以下、「教授会」という。)で審議する。
 - (2) 他学部授業科目において不正行為をした場合、当該部局からの通知を受け、措置について教授会で審議する。
 - (3) 海洋政策科学部授業科目の試験及びレポート等において不正行為をした場合、試験監督教員又は授業担当教員(以下「担当教員」という。)は、当該行為に関する証拠保全を直ちに行う。担当教員は、不正行為をした学生の学級指導教員又は教学委員会委員同席の上、当該学生と面談を行い、不正行為と判断された場合は、直ちに当該学生本人の自署による事実確認書及び反省文を提出させる。教学委員会委員長は、前号に定める事実確認書に基づき、不正行為に関する事実経過を教授会に報告し、措置について教授会で審議する。
 - (4) 教授会は(1)から(3)の不正行為に対して、次の措置をとる。
 - ①当該学期に履修中の授業科目の成績をすべて無効とする。
 - ②当該学生の保護者に対し、前号の措置を文書で通告する。
 - (5) 不正行為の内容が悪質な場合又は不正行為が繰り返される場合は、上記のほか、懲戒処分(訓告・停学または懲戒退学)等の措置をとることがある。
2. 他学部学生が、海洋政策科学部授業科目において不正行為をした場合は、当該学生に事実確認書を提出させ、当該学生の所属学部へ事実確認書を添えて通知する。

附 則

この申し合わせは、令和3年4月1日から適用する。

12. 定期試験注意事項

平成 26 年 9 月 10 日制定

平成 28 年 3 月 7 日改正

1. 学生は、試験開始 5 分前までは試験室に入らないこと。
2. 20 分以上遅刻した者に対しては、受験を許可しない。
3. 学生は、みだりに試験室内の机を移動させてはならない。
4. 学生は、原則として学籍番号順（黒板に向かって左前から）に着席すること。ただし、受験者数、試験室の状態に応じて、着席位置を監督者が指示することがある。
5. 受験中は、学生証を常に机上右肩に置くこと。学生証を忘れた者は、証明書自動発行機により、「仮受験票」の交付を受けること。（初期パスワードを変更しておくこと。）
6. 交付を受けた「仮受験票」は、発行日に限り有効とする。
7. 監督者に質問を求める場合は挙手をすること。
8. 机上には、鉛筆、万年筆、消しゴム（包装していないもの）、定規及び授業担当教員の指示した物以外は置いてはならない。その他の携行品の措置は、監督者の指示に従うこと。
監督者の指示に従わない場合は、不正行為とみなす。
9. 試験開始前に、必ず携帯電話のアラームの設定を解除し、電源を切ったうえで、鞆の中にしまうこと。
10. 試験室内での筆記用具等の貸借は許さない。
11. 試験開始後 30 分は退室を許さない。
12. 監督者の指示に従わない者、その他不正又は不都合の行為があると認められた者に対しては、直ちに退室を命ずる。
13. 不正行為は決して行ってはならない。不正行為があった場合は、当該学期に履修したすべての授業科目の成績を無効とする。この結果、留年及び希望の学科や特別研究に配属されなくなる可能性が極めて高くなり、将来の進路に大きく影響を及ぼすこととなる。
14. 配付された答案用紙は持ち帰ってはならない。

13. 入学前の既修得単位の認定に関する内規

第1条 この内規は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第36条第1項並びに神戸大学海洋政策科学部規則（令和3年4月1日制定。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。ただし、第3年次編入学者については除く。

第2条 認定できる授業科目区分ごとの認定単位数の最高限度は、次のとおりとする。

基礎教養科目	6単位
総合教養科目	6単位
外国語 英語	4単位
その他の外国語	4単位
健康・スポーツ科学	1単位
情報科目	1単位
海洋専門基礎科目及び主専門科目	38単位

（※本学において修得した単位についてはこの限りではない。）

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（本学部所定の様式）申請授業科目は、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。
- (2) 卒業証明書又は在籍期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（講義要項等）

第4条 認定試験は、申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。

第5条 認定された授業科目の単位数については、規則第18条第3項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は、「認定」とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

14. 転学部に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学海洋政策科学部規則（令和3年4月1日制定）第27条の規定により、学生が転学部を志望する場合の取扱いについて定める。

(他学部からの転学部の許可)

第2条 他学部から本学部に転学部を志望する者が、次の各号のすべてに該当する場合、教授会の議を経て、2年次への転学部を許可することがある。

- (1) 本人の入学試験の成績が、本人の入学時における本学部の入学試験合格者の最低点以上であること。
- (2) 転学部志望者が希望する領域が、受入れ可能人数に余裕があると判断したとき。
- (3) 転学部志望者の学力が、転学部後の履修においても十分であると、当該領域が判断したとき。

(他学部からの転部の手続き)

第3条 転学部志望者は、次の書類を転学部しようとする日の2か月前までに提出しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、期限後の提出を認めることがある。

- (1) 転学部願（所定の用紙）
- (2) 入学試験成績表
- (3) 学業成績証明書

(他学部からの転学部志望者の選考)

第4条 転学部志望者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

15. 転領域に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学海洋政策科学部規則（令和3年4月1日制定）第28条の規定により、学生が転領域を志望する場合の取扱いについて定める。

(転領域の許可)

第2条 転領域を志望する者が、転領域の理由が明白であり、次の(1)及び(2)、または(3)に該当する場合、教授会の議を経て、転領域を許可することがある。

- (1) 志望領域が受入可能であること。
- (2) 入学後の2年間において、所属領域の海洋専門基礎科目（領域共通科目を除く）及び志望領域の海洋専門基礎科目（領域共通科目を除く）の単位を10単位以上ずつ修得しており、かつ、学業成績が優秀であること。
- (3) その他、やむを得ない事情があること。

(転領域の手続き)

第3条 転領域志望者は、転領域願（所定の用紙）を転領域しようとする日の2か月前までに提出しなければならない。

(転領域の選考)

第4条 転領域志望者に対する選考は、書類審査及び面接により志望領域において行う。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

16. 留学に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学海洋政策科学部規則（令和3年4月1日制定。以下「規則」という。）第29条の規定により、学生が留学する場合の取扱いについて定める。

(留学機関)

第2条 留学が認められる外国の大学は、外国において学位授与権を有する大学又はこれに相当する正規の教育研究機関で、あらかじめ本学と協定を結んでいるものとする。

(留学の許可申請)

第3条 外国の大学へ留学しようとする学生は、次の書類を提出して、留学の許可を学部長に申請しなければならない。ただし、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

- (1) 留学許可申請書（所定の用紙）
- (2) 外国の大学の入学許可書（写）

(修業年限への算入)

第4条 許可を受けて留学した期間は、1年を限度として修業年限に算入することができる。

(単位の認定)

第5条 外国の大学において修得した授業科目の単位については、規則第15条第3項に基づき、教授会の議を経て、必要修得単位数に算入することができる。

2 外国の大学において、修得した授業科目の単位数の計算は、規則第8条の単位計算基準に照らして算定する。

3 単位認定を希望する学生は、留学期間終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書（所定の様式）
- (2) 留学した大学の成績証明書及びその日本語訳
- (3) 留学した大学において履修した授業科目のシラバス、授業総時間数などが記載された文書及びその日本語訳

4 前項により申請する授業科目の名称は本学部の授業科目（全学共通授業科目を除く。）の名称に読み替えて申請するものとする。

(授業料の納付)

第6条 この内規の規定により留学する者は、その留学期間中、授業料を本学部に納入しなければならない。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

17. 特別聴講学生に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学海洋政策科学部規則（令和3年4月1日制定）第30条の規定により、他大学等（外国の大学を含む。以下同じ。）の学生が特別聴講学生を志望する場合の取扱いについて定める。

(受入の許可)

第2条 本学との協定に基づき、他大学等の学生で本学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可する。

(手続き)

第3条 特別聴講学生を志望する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、所属大学等の所属長を経て所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書（所定の用紙）
- (2) 学業成績証明書
- (3) その他、特に必要とする書類

(授業料等)

第4条 特別聴講学生は、入学料及び授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 特別聴講学生の授業料、入学料及び検定料については、前項の規定にかかわらず、教学規則第82条第2項の規定により、大学間の協定等において不徴収とすることができる。

(履修の時期)

第5条 履修の許可は、学期の始めに行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、履修の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

(期 間)

第6条 特別聴講生の在学期間は、履修しようとする授業科目の開講学期末までとし、1年（第2、第4クォーター開始月から入学した場合は2学期）以内とする。ただし、外国の大学との協定の場合は、この限りではない。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

18. 海洋ガバナンス領域における履修の申合せ

1. 海洋ガバナンス領域に所属する学生は、海洋政策科学部規則第7条別表1のホに定める科目のほか、3年次以降に、別に定める法学部、経済学部、経営学部の科目を履修することができるものとする。
ただし、開講学部により人数制限や履修条件を課す科目もあるため、必ずしも全て履修できるとは限らない。
2. 前項により修得した科目の単位は、海洋専門基礎科目においては10単位を、主専門科目においては12単位を限度として、卒業要件単位数に算入することができるものとする。
3. その他必要な事項については、教学委員会において定めるものとする。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

19. 神戸大学ESDコース実施要領

令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1 神戸大学の各学部規則等の規定により神戸大学ESD(Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育)コース(以下「コース」という。)を置き、その実施に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2 コースは、各学部がアクション・リサーチ等を共通の手法としながら各学部間及び学内外の組織と連携して、持続可能な社会づくりに資する人材を養成することを目的とする。

(授業科目名及び単位数)

第3 コースにおける授業科目名、単位数、開講時期及び開講学部等については、別表のとおりとする。

(修了要件)

第4 コースを修了しようとする学生は、別表に定めるところに従い、13単位以上を修得しなければならない。

(修了認定証の授与)

第5 コース修了については、当該コースを履修した学生が所属する学部の教授会の議を経て認定を行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。

3 修了認定証は、原則として学位記授与式の日に交付する。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか、コースの実施に関し必要な事項は、ESDコース専門委員会が定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から実施する。

2 令和2年4月1日に現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、神戸大学ESDコース実施要領の一部を改正する要領(令和3年1月5日制定。以下「改正要領」という。)附則第2項の規定にかかわらず、改正要領による改正後の神戸大学ESDコース実施要領第4及び別表(必要修得単位数に係る部分に限る。)の規定を適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年1月5日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

別表 授業科目名，単位数，開講時期及び開講学部等

授業科目区分等	授業科目名	単位数	必要修得単位数	配当年次	開講学部等	
基礎科目	実践農学入門	2	1	1年次	農学部	
	I 群 ESD基礎（持続可能な社会づくり1）	1		1年次	国際教養教育院	
	ESDボランティア論	1		1年次	国際教養教育院	
	ESD実践論	2		3年次	国際人間科学部	
	II 群	ESD論（持続可能な社会づくり2）A	1	2	1年次	国際教養教育院
		ESD論（持続可能な社会づくり2）B	1		1年次	国際教養教育院
		ESD生涯学習論A	1		1年次	国際教養教育院
		ESD生涯学習論B	1		1年次	国際教養教育院
関連科目	環境人文学講義 I	2	6	2年次	文学部	
	環境人文学講義 II	2		2年次	文学部	
	比較政治社会論	2		2年次	国際人間科学部	
	スポーツコミュニティ形成論	2		3年次	国際人間科学部	
	幼児心理学演習	2		2年次	国際人間科学部	
	初等理科論	2		2年次	国際人間科学部	
	生活空間計画論	2		2年次	国際人間科学部	
	緑地環境論	2		2年次	国際人間科学部	
	知覚と行為（知覚・認知心理学）	2		2年次	国際人間科学部	
	グローバル開発政策論	2		2年次	国際人間科学部	
	生物多様性科学	2		2年次	国際人間科学部	
	環境社会学	2		2年次	国際人間科学部	
	環境経済学	2		2年次	国際人間科学部	
	途上国農村地域開発論	2		2年次	国際人間科学部	
	メディア論	2		3年次	国際人間科学部	
	ライフコースの心理学（発達心理学）	2		3年次	国際人間科学部	
	市民科学教育論	1		1年次	国際人間科学部	
	障害共生教育論	2		2年次	国際人間科学部	
	コミュニティ・ジェンダー論	2		2年次	国際人間科学部	
	国際法 I	2		2年次	法学部	
	国際政治経済	2		2年次	法学部	
	環境法	2		3年次	法学部	
	社会保障法	2		3年次	法学部	
	国際法 II	2		2年次	法学部	
	国際法 III	2		3年次	法学部	
	社会コミュニケーション入門	2		2年次	経済学部	
	社会環境会計	2		2年次	経営学部	
	地域医療学	1		1～3年次	医学部医学科	
	地域医療システム学	1		2年次	医学部医学科	
	行動科学	1		2年次	医学部医学科	
	公衆衛生学	3		3年次	医学部医学科	
	国際保健	1		2年次	医学部保健学科	
	災害保健	1		3年次	医学部保健学科	
	緩和ケア論	1		4年次	医学部保健学科	
	リハビリテーション工学・福祉用具学	1		3年次	医学部保健学科	
	現代医療と生命倫理	1		1年次	医学部保健学科	
	I PW概論	1		1年次	医学部保健学科	
	公衆衛生学	1		2年次	医学部保健学科	
	環境・食品・産業衛生学	1		2年次	医学部保健学科	
	小児疾病論	1		2年次	医学部保健学科	
地球環境論	1	1年次	工学部			
河川・水文学	2	3年次	工学部			
国際関係論	1	3年次	工学部			

	都市地域計画	2		3年次	工学部
	合意形成論	1		3年次	工学部
	農と植物医科学入門	2		1年次	農学部
	熱帯有用植物学1	1		3年次	農学部
	熱帯有用植物学2	1		3年次	農学部
	樹木学	2		1年次	農学部
	食料生産管理学	2		2年次	農学部
	森林生態学	2		2年次	農学部
	土壌と環境	2		3年次	農学部
	森林保護学	2		3年次	農学部
	食料産業論	2		3年次	農学部
	途上国経済論	2		3年次	農学部
	現代海洋政策概論-1	1		2年次	海洋政策科学部
	現代海洋政策概論-2	1		2年次	海洋政策科学部
	阪神・淡路大震災A	1		2年次	国際教養教育院
	阪神・淡路大震災B	1		1年次	国際教養教育院
	ボランティアと社会貢献活動A	1		1年次	国際教養教育院
	ボランティアと社会貢献活動B	1		1年次	国際教養教育院
フィールド 演習科目	E S D 演習 I (環境人文学)	2	4	2年次	文学部
	E S D 演習 II (環境人文学)	2		2年次	文学部
	E S D 演習 I 1 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部
	E S D 演習 I 2 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部
	E S D 演習 II 1 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部
	E S D 演習 II 2 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部
	環境法演習	2		3年次	法学部
	国際法演習	2		3年次	法学部
	国際関係論演習	2		3年次	法学部
	E S D 演習 I (環境経済学 I)	2		3年次	経済学部
	E S D 演習 II (環境経済学 II)	2		3年次	経済学部
	初期体験臨床実習	1		1年次	医学部医学科
	早期臨床実習 1	1		2年次	医学部医学科
	早期臨床実習 2	1		3年次	医学部医学科
	地域社会実習	1		4年次	医学部医学科
	I P W	1		4年次	医学部医学科
	初期体験実習	1		1年次	医学部保健学科
	I P W 統合演習	1		4年次	医学部保健学科
	研究ゼミナール	1		2年次	医学部保健学科
	看護研究方法論	1		3年次	医学部保健学科
	寄生虫検査学実習	1		3年次	医学部保健学科
	検査統合演習	1		3年次	医学部保健学科
	日常生活活動学実習	1		2年次	医学部保健学科
	理学療法地域医療実習	1		3年次	医学部保健学科
	基礎作業学実習 I	1		2年次	医学部保健学科
	基礎作業学実習 II	1		3年次	医学部保健学科
	兵庫県農業環境論 A	1		2年次	農学部
	兵庫県農業環境論 B	1		2年次	農学部
	実践農学	2		2年次	農学部
	E S D 総合演習	2		3年次	国際教養教育院
必要修得単位数の合計			13 単位 以上		

(別紙)

第 号

神戸大学E S Dコース修了認定証

殿

年 月 日生

上記の者は持続可能な社会づくりに資する人材を養成する神戸大学
E S D (Education for Sustainable Development : 持続可能な開発
のための教育) コースの所定の単位を修得したので同コース
修了者と認定する

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人神戸大学長

〇 〇 〇 〇

20. 神戸大学数理・データサイエンス標準カリキュラムコース実施要領

平成29年12月22日	神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会決定
平成30年12月21日	神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正
平成31年1月16日	神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正
令和元年12月20日	神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正
令和2年2月5日	神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正
令和3年2月2日	神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正

(趣旨)

第1 神戸大学の各学部規則等の規定により神戸大学数理・データサイエンス標準カリキュラムコース（以下「コース」という。）を置き、その実施に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2 コースは、学士課程において、数理的思考、データ分析・活用力を有する人材の育成を目的とする。

(授業科目名及び単位数)

第3 コースにおける授業科目名、単位数、開講時期及び開講学部等については、別表のとおりとする。

(修了要件)

第4 コースを修了しようとする学生は、別表に定めるところに従い、14単位以上を修得しなければならない。

(修了認定証の授与)

第5 コース修了については、当該コースを履修した学生が所属する学部の教授会の議を経て年度末ごとに認定を行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか、コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。ただし、修了認定証の様式に係る改正規定は、令和3年2月2日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、修了認定証の様式に係る改正規定を除き、なお従前の例による。

別表 授業科目名, 単位数, 開講時期及び開講学部等

授業科目区分等	授業科目名	単位数	必要修得単位数	配当年次	開講学部等
数理科目	線形代数入門1	1	4単位以上	1年次	国際教養教育院
	線形代数入門2	1		1年次	国際教養教育院
	線形代数1	1		1年次	国際教養教育院
	線形代数2	1		1年次	国際教養教育院
	線形代数3	1		1年次	国際教養教育院
	線形代数4	1		1年次	国際教養教育院
	微分積分入門1	1		1年次	国際教養教育院
	微分積分入門2	1		1年次	国際教養教育院
	微分積分1	1		1年次	国際教養教育院
	微分積分2	1		1年次	国際教養教育院
	微分積分3	1		1年次	国際教養教育院
	微分積分4	1		1年次	国際教養教育院
	数理科学基礎	2		2年次	国際人間科学部環境共生学科
	数理科学入門(代数系)	2		2年次	国際人間科学部環境共生学科
	数学A	1		1~2年次	国際教養教育院
	数学B	1		1~2年次	国際教養教育院
	数学C	1		1~2年次	国際教養教育院
	数学D	1		1~2年次	国際教養教育院
	経済数学	2		2年次	経済学部
	統計科目	数理統計1		1	2単位以上
数理統計2		1	1又は2年次	国際教養教育院	
総合科目Ⅱ(統計学基礎A)		1	1~2年次	国際教養教育院	
総合科目Ⅱ(統計学基礎B)		1	1~2年次	国際教養教育院	
心理統計Ⅰ		2	2~3年次	文学部人文学科心理学専修	
心理統計Ⅱ		2	4年次	文学部人文学科心理学専修	
社会統計学		2	3~4年次	文学部人文学科社会学専修	
量的調査法		2	2~3年次	文学部人文学科社会学専修	
統計情報処理		2	2年次	国際人間科学部グローバル文化学科	
生物統計学		2	2年次	国際人間科学部発達コミュニティ学科	
統計の問題解決法		2	2年次	国際人間科学部環境共生学科	
数理科学入門(統計系)		2	2年次	国際人間科学部環境共生学科	
政治データ分析		2	2~3年次	法学部	
統計学		2	1年次	経済学部	
計量経済学		2	2~4年次	経済学部	
経済統計学		2	2~4年次	経済学部	
経営統計		2	2~4年次	経営学部	
物理実験学		2	2年次	理学部	
化学熱力学Ⅲ-1		1	3年次	理学部	
化学熱力学Ⅲ-2		1	3年次	理学部	
生物学実験ⅠA		2	2年次	理学部	
生物学実験ⅠB		2	2年次	理学部	
惑星学実験実習の基礎Ⅱ		2	2~4年次	理学部	
生物統計学		2	2年次	医学部医学科	
統計学		1	2年次	医学部保健学科	
計測工学		2	3~4年次	工学部機械工学科	
物理化学実験A		1	3~4年次	工学部応用化学科	
物理化学実験B		1	3~4年次	工学部応用化学科	
移動現象・プロセス工学実験		1.5	3~4年次	工学部応用化学科	
データ解析		2	2年次	工学部情報知能工学科	
確率と統計		2	2~4年次	工学部情報知能工学科	
食料情報学		2	2年次	農学部	
実験統計学		2	2年次	農学部	
応用動物学演習		1	2年次	農学部	

	多変量解析2	1		3年次	海洋政策科学部
	多変量解析3	1		3年次	海洋政策科学部
	多変量解析1-1	1		3年次	海洋政策科学部
	多変量解析1-2	1		3年次	海洋政策科学部
情報科目	情報科学1	1	2単位以上	1年次	国際教養教育院
	情報科学2	1		1年次	国際教養教育院
	情報学A	1		1～2年次	国際教養教育院
	情報学B	1		1～2年次	国際教養教育院
	情報科学概論	1		1年次	国際人間科学部グローバル文化学科
	情報リテラシー演習1	1		1年次	国際人間科学部
	情報リテラシー演習2	1		1年次	国際人間科学部
	情報発信演習1	1		2年次	国際人間科学部
	情報発信演習2	1		2年次	国際人間科学部
	プログラミング基礎演習1	1		2年次	国際人間科学部
	プログラミング基礎演習2	1		2年次	国際人間科学部
	社会システム科学	2		2年次	国際人間科学部グローバル文化学科
	現代IT入門	2		1年次	国際人間科学部グローバル文化学科
	データマネジメント	2		2年次	国際人間科学部グローバル文化学科
	ITコミュニケーションデザイン	2		2年次	国際人間科学部グローバル文化学科
	計算機科学入門	2		2年次	国際人間科学部環境共生学科
	数理モデルプログラミング	2		2年次	国際人間科学部環境共生学科
	環境数値解析	2		2年次	国際人間科学部環境共生学科
	マイクロデータ分析Ⅰ	2		2年次	経済学部
	マイクロデータ分析Ⅱ	2		2年次	経済学部
	物理学情報処理演習	2		2年次	理学部
	計算機化学実験	1		3年次	理学部
	惑星学実習B	2		3年次	理学部
	情報科学	2		2年次	医学部医学科
	数値計算実習	1		3年次	工学部市民工学科
	データ構造とアルゴリズムⅠ	2		2年次	工学部電気電子工学科
	プログラミング演習Ⅱ	1		2年次	工学部電気電子工学科
	プログラミング演習Ⅰ	1		3年次	工学部機械工学科
	プログラミング演習Ⅱ	1		3年次	工学部機械工学科
	プログラミング演習Ⅲ	1		3年次	工学部機械工学科
	プロセス工学	1		3～4年次	工学部応用化学科
	プロセスシステム工学	1		3～4年次	工学部応用化学科
	プロセス工学演習	0.5		3～4年次	工学部応用化学科
	化学工学数学	1		2～4年次	工学部応用化学科
	流体単位操作	1		3～4年次	工学部応用化学科
	計算機概論	2		1年次	工学部情報知能工学科
	情報・通信ネットワーク	2		1年次	工学部情報知能工学科
	プログラミング演習Ⅰ	1		1年次	工学部情報知能工学科
	プログラミング演習Ⅱ	1		1年次	工学部情報知能工学科
	数値解析	2		3年次	農学部
プログラミング-1	1	2年次	海洋政策科学部		
プログラミング-2	1	2年次	海洋政策科学部		
人工知能-1	1	3年次	海洋政策科学部		
人工知能-2	1	3年次	海洋政策科学部		
データサイエンス科目	データサイエンス入門A	1	2単位以上	1～2年次	国際教養教育院
	データサイエンス入門B	1		1～2年次	国際教養教育院
	データサイエンス概論A	1		1～2年次	国際教養教育院
	データサイエンス概論B	1		1～2年次	国際教養教育院
	総合科目Ⅱ(データサイエンス基礎演習A)	1		1～2年次	国際教養教育院
	総合科目Ⅱ(データサイエンス基礎演習B)	1		1～2年次	国際教養教育院
	データサイエンスPBL演習A	1		2～4年次	国際教養教育院
	データサイエンスPBL演習B	1		2～4年次	国際教養教育院
必要修得単位数の合計			14単位以上		

(備考)所属学部(学科)以外の授業科目を履修する場合は、開講学部等の許可が必要な場合や履修制限が設けられている場合があります。

(別紙)

第 号

神戸大学数理・データサイエンス
標準カリキュラムコース修了認定証

所属学部
学籍番号
氏 名
生年月日

上記の者は数理・データサイエンス標準カリキュラムコースの所定の単位を修得したので同コース修了者と認定する

令和〇〇年〇〇月〇〇日

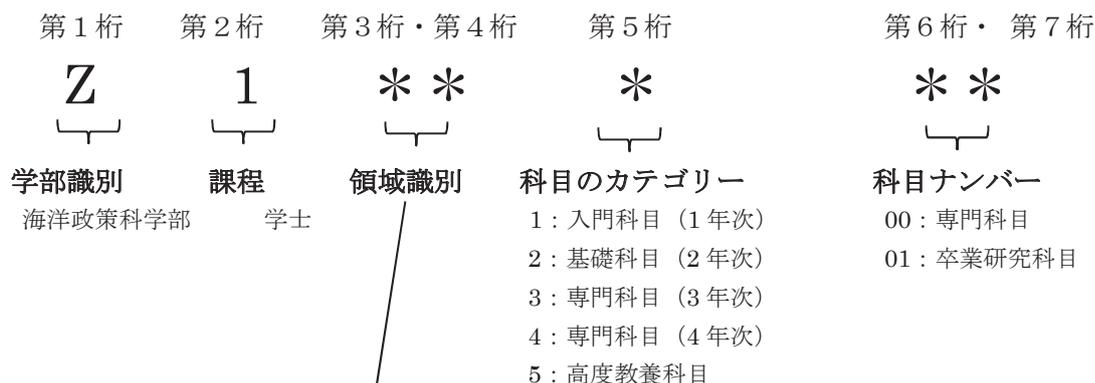
国立大学法人神戸大学長

○ ○ ○ ○

21. 科目ナンバリングの導入について

神戸大学では、各学部および研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、平成28年度の入学者対象のカリキュラムから、科目ナンバリングを導入します。海洋政策科学部の各授業科目のナンバリングコードは、以下の附番方針に基づき、7桁の英数字で構成されています。

ナンバリング方法（海洋政策科学部（学部））



海洋基礎科学領域	SZ
海洋応用科学領域	TZ
海洋ガバナンス領域	GZ
航海学領域	NZ
機関学領域	EZ
領域共通	ZZ

科目大区分	科目中区分	科目小区分	授業科目	ナンバリング	
専門科目	海洋リテラシー		海のサイエンス	Z1ZZ100	
	海洋リテラシー		海のテクノロジー	Z1ZZ100	
	海洋リテラシー		海のガバナンス	Z1ZZ100	
	海洋リテラシー		初年次セミナー	Z1ZZ100	
	海洋リテラシー		海洋政策科学通論	Z1ZZ100	
	海洋リテラシー		海事実務概論-1	Z1ZZ100	
	海洋リテラシー		海事実務概論-2	Z1ZZ100	
	海洋リテラシー		海のアクティブ・ラーニング	Z1ZZ100	
	海洋専門基礎科目	領域共通		応用数学1-1	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		応用数学1-2	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		応用数学2-1	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		応用数学2-2	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		応用数学3-1	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		応用数学3-2	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		応用数学4-1	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		応用数学4-2	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		熱力学-1	Z1ZZ100
	海洋専門基礎科目	領域共通		熱力学-2	Z1ZZ100
	海洋専門基礎科目	領域共通		力学-1	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		力学-2	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		電磁気学-1	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		電磁気学-2	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		環境分析化学-1	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		環境分析化学-2	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		無機材料科学-1	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		無機材料科学-2	Z1ZZ100
	海洋専門基礎科目	領域共通		コミュニケーション英語A	Z1ZZ100
	海洋専門基礎科目	領域共通		コミュニケーション英語B	Z1ZZ100
	海洋専門基礎科目	領域共通		コミュニケーション英語C	Z1ZZ100
	海洋専門基礎科目	領域共通		コミュニケーション英語D	Z1ZZ100
	海洋専門基礎科目	領域共通		ライティング英語A	Z1ZZ100
	海洋専門基礎科目	領域共通		ライティング英語B	Z1ZZ100
	海洋専門基礎科目	領域共通		ライティング英語C	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	領域共通		ライティング英語D	Z1ZZ200
	海洋専門基礎科目	海洋基礎		地球進化学-1	Z1SZ200
	海洋専門基礎科目	海洋基礎		地球進化学-2	Z1SZ200
	海洋専門基礎科目	海洋基礎		海洋学-1	Z1SZ200
	海洋専門基礎科目	海洋基礎		海洋学-2	Z1SZ200
	海洋専門基礎科目	海洋基礎		気象学-1	Z1SZ200
	海洋専門基礎科目	海洋基礎		気象学-2	Z1SZ200
	海洋専門基礎科目	海洋基礎		固体地球科学1-1	Z1SZ200
	海洋専門基礎科目	海洋基礎		固体地球科学1-2	Z1SZ200
	海洋専門基礎科目	海洋基礎		固体地球科学2-1	Z1SZ200

海洋専門基礎科目	海洋基礎	固体地球科学2-2	Z1SZ200
海洋専門基礎科目	海洋基礎	海洋環境基礎-1	Z1SZ200
海洋専門基礎科目	海洋基礎	海洋環境基礎-2	Z1SZ200
海洋専門基礎科目	海洋基礎	プログラミング-1	Z1SZ200
海洋専門基礎科目	海洋基礎	プログラミング-2	Z1SZ200
海洋専門基礎科目	海洋基礎	物理学実験	Z1SZ200
海洋専門基礎科目	海洋基礎	化学実験	Z1SZ200
海洋専門基礎科目	海洋基礎	材料加工・機械製図	Z1SZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	流体力学-1	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	流体力学-2	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	流体力学-3	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	流体力学-4	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	浮体静力学-1	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	浮体静力学-2	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	材料力学-1	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	材料力学-2	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	工業熱力学-1	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	工業熱力学-2	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	工業熱力学-3	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	工業熱力学-4	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	電気回路-1	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	電気回路-2	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	電子回路-1	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	電子回路-2	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	制御理論-1	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	制御理論-2	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	情報科学-1	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	情報科学-2	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	プログラミング-1	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	プログラミング-2	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	海事産業技術概論-1	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	海事産業技術概論-2	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	物理学実験	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	化学実験	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋応用	材料加工・機械製図	Z1TZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	総合海洋ガバナンス論	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	海上保険概説-1	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	海上保険概説-2	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	経済学基礎論1-1	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	経済学基礎論1-2	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	経済学基礎論2-1	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	経済学基礎論2-2	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	経営学基礎論1-1	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	経営学基礎論1-2	Z1GZ200

海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	経営学基礎論2-1	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	経営学基礎論2-2	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	会計学基礎論-1	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	会計学基礎論-2	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	海運政策概論-1	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	海運政策概論-2	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	港湾政策概論-1	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	港湾政策概論-2	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	交通政策概論-1	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	交通政策概論-2	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	国際法-1	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	国際法-2	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	国際関係論-1	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	海洋ガバナンス	国際関係論-2	Z1GZ200
海洋専門基礎科目	航海	海上保険概説-1	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	海上保険概説-2	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	航海航法-1	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	航海航法-2	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	航海航法-3	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	航海計器-1	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	航海計器-2	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	航海計器-3	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	航海学演習-1	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	航海学演習-2	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	航海学演習-3	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	船舶運航概論	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	海技実習-1	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	海技実習-2	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	海技演習-1	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	海技演習-2	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	海技演習-3	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	海技演習-4	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	セーリング	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	海洋学-1	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	海洋学-2	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	気象学-1	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	気象学-2	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	国際法-1	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	航海	国際船舶管理法論	Z1NZ200
海洋専門基礎科目	機関	海事産業技術概論-1	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	海事産業技術概論-2	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	流体力学-1	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	流体力学-2	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	材料力学-1	Z1EZ200

海洋専門基礎科目	機関	材料力学-2	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	工業熱力学-1	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	工業熱力学-2	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	工業熱力学-3	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	電気回路-1	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	電気回路-2	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	電子回路-1	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	制御理論-1	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	物理学実験	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	化学実験	Z1EZ200
海洋専門基礎科目	機関	材料加工・機械製図	Z1EZ200
主専門科目	海洋基礎	流体地球科学1-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	流体地球科学1-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	流体地球科学2-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	流体地球科学2-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海域観測解析論-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海域観測解析論-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海域由来災害科学1-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海域由来災害科学1-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海域由来災害科学2-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海域由来災害科学2-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋環境学1-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋環境学1-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋環境学2-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋環境学2-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋環境学3-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋環境学3-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	環境計測解析科学1-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	環境計測解析科学1-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	環境計測解析科学2-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	環境計測解析科学2-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋底資源学1-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋底資源学1-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋底資源学2-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋底資源学2-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋エネルギー科学1-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋エネルギー科学1-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋エネルギー科学2-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋エネルギー科学2-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋エネルギー科学3-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋エネルギー科学3-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	多変量解析1-1	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	多変量解析1-2	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	多変量解析2	Z1SZ300

主専門科目	海洋基礎	多変量解析3	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海域観測実習	Z1SZ300
主専門科目	海洋基礎	海洋基礎科学実験	Z1SZ300
主専門科目	海洋応用	流体シミュレーション工学-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	流体シミュレーション工学-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	抵抗推進工学-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	抵抗推進工学-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	浮体運動学-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	浮体運動学-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	海洋波理論-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	海洋波理論-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	機械設計工学-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	機械設計工学-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	材料加工学-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	材料加工学-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	材料強度学-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	材料強度学-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	構造強度数値解析論-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	構造強度数値解析論-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	熱機関工学-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	熱機関工学-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	伝熱工学-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	伝熱工学-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	燃焼工学-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	燃焼工学-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	応用電気回路-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	応用電気回路-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	応用電子工学-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	応用電子工学-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	電気機器-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	電気機器-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	ロボット工学-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	ロボット工学-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	パワーエレクトロニクス-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	パワーエレクトロニクス-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	計算機システム論-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	計算機システム論-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	情報ネットワーク論-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	情報ネットワーク論-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	データベース論-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	データベース論-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	インタフェース設計論-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	インタフェース設計論-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	アルゴリズム-1	Z1TZ300

主専門科目	海洋応用	アルゴリズム-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	数理計画法-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	数理計画法-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	確率モデル-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	確率モデル-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	人工知能-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	人工知能-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	多変量解析1-1	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	多変量解析1-2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	多変量解析2	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	多変量解析3	Z1TZ300
主専門科目	海洋応用	海洋応用科学実験	Z1TZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	海運経済論-1	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	海運経済論-2	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	海運経営論-1	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	海運経営論-2	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	交通経済論-1	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	交通経済論-2	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	交通経営論-1	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	交通経営論-2	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	国際物流論-1	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	国際物流論-2	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	海運政策論-1	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	海運政策論-2	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	港湾政策論-1	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	港湾政策論-2	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	交通政策論-1	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	交通政策論-2	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	国際海洋法-1	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	国際海洋法-2	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	国際社会論	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	国際政治経済論	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	防災政策論-1	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	防災政策論-2	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	エネルギー政策論-1	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	エネルギー政策論-2	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	海洋ガバナンス特殊講義-1	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	海洋ガバナンス特殊講義-2	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	海洋ガバナンス特殊講義-3	Z1GZ300
主専門科目	海洋ガバナンス	海洋ガバナンス特殊講義-4	Z1GZ300
主専門科目	航海	航海航法-4	Z1NZ300
主専門科目	航海	航海航法-5	Z1NZ300
主専門科目	航海	航海航法-6	Z1NZ300
主専門科目	航海	航海計器-4	Z1NZ300

主専門科目	航海	航海計器-5	Z1NZ300
主専門科目	航海	航海計器-6	Z1NZ300
主専門科目	航海	船舶工学-1	Z1NZ300
主専門科目	航海	船舶工学-2	Z1NZ300
主専門科目	航海	海洋気象学-1	Z1NZ300
主専門科目	航海	海洋気象学-2	Z1NZ300
主専門科目	航海	航海学演習-4	Z1NZ300
主専門科目	航海	航海学演習-5	Z1NZ300
主専門科目	航海	運用学実習-1	Z1NZ300
主専門科目	航海	運用学実習-2	Z1NZ300
主専門科目	航海	運用学実習-3	Z1NZ300
主専門科目	航海	運用学実習-4	Z1NZ300
主専門科目	航海	運用実務演習	Z1NZ300
主専門科目	航海	運用学演習-1	Z1NZ300
主専門科目	航海	運用学演習-2	Z1NZ300
主専門科目	航海	運用学演習-3	Z1NZ300
主専門科目	航海	運用学演習-4	Z1NZ300
主専門科目	航海	操船学-1	Z1NZ300
主専門科目	航海	操船学-2	Z1NZ300
主専門科目	航海	載貨論	Z1NZ300
主専門科目	航海	管理実務-1	Z1NZ300
主専門科目	航海	管理実務-2	Z1NZ300
主専門科目	航海	海事英語(船舶実務)-1	Z1NZ300
主専門科目	航海	海事英語(船舶実務)-2	Z1NZ300
主専門科目	航海	海事英語(船舶実務)-3	Z1NZ300
主専門科目	航海	海事英語(船舶実務)-4	Z1NZ300
主専門科目	航海	海事英語(船舶実務)-5	Z1NZ300
主専門科目	航海	海事英語(船舶実務)-6	Z1NZ300
主専門科目	航海	海事英語(船舶通信)	Z1NZ300
主専門科目	航海	海事法規-1	Z1NZ300
主専門科目	航海	海事法規-2	Z1NZ300
主専門科目	航海	海上交通法-1	Z1NZ300
主専門科目	航海	海上交通法-2	Z1NZ300
主専門科目	航海	海上交通法-3	Z1NZ300
主専門科目	航海	船舶衛生-1	Z1NZ300
主専門科目	航海	船舶衛生-2	Z1NZ300
主専門科目	航海	運動科学-1	Z1NZ300
主専門科目	航海	運動科学-2	Z1NZ300
主専門科目	航海	アクアティックアクティビティ演習	Z1NZ300
主専門科目	航海	船舶実践運航論	Z1NZ300
主専門科目	航海	船舶実習-1	Z1NZ300
主専門科目	航海	船舶実習-2	Z1NZ300
海洋総合科目	航海	特別研究B	Z1NZ401
海洋総合科目	航海	海技士総合ゼミ	Z1NZ401

主専門科目	機関	機関室資源管理-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	機関室資源管理-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	海洋生存技術演習	Z1EZ300
主専門科目	機関	実用海事機関英語-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	実用海事機関英語-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	抵抗推進工学-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	抵抗推進工学-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	浮体運動学-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	浮体運動学-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	熱機関工学-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	熱機関工学-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	伝熱工学-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	伝熱工学-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	燃焼工学-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	機械設計工学-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	材料加工学-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	材料加工学-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	材料強度学-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	材料強度学-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	電気機器-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	電気機器-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	エネルギープラント管理演習-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	エネルギープラント管理演習-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	エネルギープラント保全論-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	エネルギープラント保全論-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	洋上プラント安全論-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	洋上プラント安全論-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	海事法規-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	海事法規-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	船舶衛生-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	船舶衛生-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	運動科学-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	運動科学-2	Z1EZ300
主専門科目	機関	機関学実験	Z1EZ300
主専門科目	機関	船舶実習-1	Z1EZ300
主専門科目	機関	船舶実習-2	Z1EZ300
海洋総合科目	機関	特別研究B	Z1EZ401
海洋総合科目	機関	海技士総合ゼミ	Z1EZ401
海洋総合科目		海のインターンシップ	Z1ZZ300
海洋総合科目		海のBDL	Z1ZZ300
海洋総合科目		特別研究A	Z1ZZ401

22. 船舶実習-1 及び船舶実習-2 の履修時における健康状態について

船舶実習-1 及び船舶実習-2 については、各船舶実習の開始に当たり、事前に履修予定者の健康状態表を大学から独立行政法人海技教育機構に提出し、同機構「身体検査合格標準表」の各標準を満たすことにより乗船が認められています。

ただし、乗船実習科へ進学する場合は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 40 条に定める「海技士身体検査基準表」（本冊子の「V. 船舶職員について 1. 乗船実習科 表 1」参照）の各基準を満たすことが必要です。

なお、保健管理センターでの健康診断結果に基づいて健康状態表を作成することになりますので、毎年実施する学内健康診断は必ず受検してください。健康診断を受検しなかった場合は、学外医療機関で受検することになります（有料）。健康上の相談があるときは、気軽に保健管理センター（六甲台又は深江）に申し出てください。

独立行政法人海技教育機構「身体検査合格標準表」（抜粋）

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

1. 船員法第 81 条第 3 項第 1 号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者（伝染病名省略）
2. 視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により実習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
3. 第 1 号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、実習に適さないと認められる者
各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそく、その他の疾患
4. 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者
 - (1) 視力（万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。）
航海科は両眼共に 0.5 号，機関科は両眼で 0.4 号を明視しうること。
 - (2) 聴力
両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。
 - (3) 握力
男子の握力は、左右共に 25 キログラム以上、女子の握力は、左右共に 17 キログラム以上であること。
5. 色覚に異常を有する者
6. 運動機能の障害により実習訓練が困難と認められる者
7. 病後の衰弱により一定期間内の実習訓練が困難と認められる者

V. 船舶職員について

1. 乗船実習科

海技免状（終身資格）の取得を希望する者は、海洋政策科学部において海技免状（5年間有効）の取得に必要な所定の科目・単位を修得して卒業後、乗船実習科へ進学することになります。

実習生は航海課程又は機関課程に所属し、独立行政法人海技教育機構又は船社の練習船において遠洋航海を含む6か月間の乗船実習を経て、9月に修了します。

海洋政策科学部における三級海技士（航海）の養成は海技ライセンスコース航海学領域にて、三級海技士（機関）の養成は海技ライセンスコース機関学領域にて行い、それぞれ所定の科目・単位を履修することによって海技免状を取得することが可能となっています。

イ. 乗船実習科への進学には、次に示す3つの要件を満たす必要があります。

① 航海課程へ進学する学生は、学部において、三級海技士（航海）の筆記試験免除に必要な授業科目の単位を修得していること。

機関課程へ進学する学生は、学部において、三級海技士（機関）の筆記試験免除に必要な授業科目の単位を修得していること。

（三級海技士に関する「登録船舶職員養成施設及び登録免許講習」の必要履修科目については、

3. 「登録船舶職員養成施設及び登録免許講習」の必要履修科目についての表5・6・7・8を参照。）

② 「船舶実習-1」（3か月）、「船舶実習-2」（3か月）の単位をすべて修得していること。

③ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第40条に定める身体検査基準を満たしていること。

（表1 海技士身体検査基準表（次頁）を参照。）

ロ. 乗船実習科への進学希望調査は、毎年4月に提出する「船舶実習履修確認書」により行います（「船舶実習-2」の乗船中にも再確認があります。）。乗船実習科進学希望者は、4年次の10月に入学願書を提出します。なお、乗船実習科入学（進学）者の決定は、4年次の3月上旬の予定です。

ハ. 乗船実習科の航海課程を修了した者は、海技従事者国家試験のうち、三級海技士（航海）の筆記試験が免除され、口述試験を受験する資格が得られます。

乗船実習科の機関課程を修了した者は、海技従事者国家試験のうち、三級海技士（機関）の筆記試験が免除され、口述試験の受験資格が得られます。

（2. 船舶職員の資格を参照のこと。）

ニ. その他

実習科目、手続き等必要な事項については、神戸大学乗船実習科規則に規定されています。

表1 海技士身体検査基準表

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 別表第三)

検査項目	身体検査基準
視力 (5メートルの距離で 万国視力表による。)	1 海技士(航海)の資格 視力(矯正視力を含む。以下この欄において同じ。)が両眼共に0.5以上であること。
	2 海技士(機関)の資格 視力が両眼で0.4以上であること。
	3 海技士(通信)又は海技士(電子通信)の資格 視力が両眼共に0.4以上であること。
色覚	船舶職員としての職務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。
聴力	5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。

注)

- 海技免許の取得を希望する者は、海技試験出願前に専門医を受診し、以下に定める色覚検査を含め、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第三に規定された海技士身体検査基準表による健康診断基準を満たしておく必要があります。

航海士については石原色覚検査表(国際版38表)及びパネルD-15を使用し、少なくともパネルD-15を用いた検査に合格すること。

機関士については石原色覚検査表(国際版38表)及びパネルD-15を使用し、少なくともパネルD-15を用いた検査に合格するか、いずれも不合格の場合には船員法指定医療機関における特定船員色職別適正確認表を用いた検査に合格すること。

- 身体検査の各項目について身体検査基準に該当した者が身体検査を受けた日からそれぞれ1年以内又は3月以内に海技試験の申請をした場合には、国土交通大臣は、認定により、その者に対する身体検査を省略することができる。

2. 船舶職員の資格

船舶職員となるには、海技免状の交付を受けなければなりません。海技免状は、海技士国家試験（身体検査、学科試験（筆記試験及び口述試験））に合格し、さらに国土交通大臣が指定する免許講習の課程を修了した者に与えられます。ただし、国土交通大臣が指定した登録船舶職員養成施設を修了した者には、海技士国家試験の学科試験のうち筆記試験が免除されます。

さらに、船橋当直に従事する船舶職員（三級海技士（航海））の海技免状を受ける学生が対象となるためには、海技免状に加えて無線従事者の資格（第一級海上特殊無線技士又は第三級海上無線通信士より上級の資格）を有しなければなりません。

(1) 登録船舶職員養成施設

本学部では現在、表2に示す2種類を登録しています。

表2 登録船舶職員養成施設の指定

船舶職員養成施設の種類	登録している本学部の学科等
三級海技士（航海）第1種養成施設	海技ライセンスコース航海学領域 乗船実習科（航海課程）
三級海技士（機関）第1種養成施設	海技ライセンスコース機関学領域 乗船実習科（機関課程）

(イ) 試験

海技士国家試験は、身体検査と学科試験（筆記試験及び口述試験）があり、船舶職員として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために行われます（船舶職員及び小型船舶操縦者法第13条）。学科試験では筆記試験に合格しなければ口述試験を受験することはできません。三級海技士第1種養成施設の指定を受けている本学部（乗船実習科を含む）を卒業し、海技免状の取得に必要な所定の科目・単位を修得すれば、三級海技士の筆記試験が免除され、身体検査及び口述試験のみを受験することとなります。

(ロ) 乗船履歴

海技士国家試験を受けようとする者は、受験に必要な乗船履歴を有しなければなりません。

乗船履歴は、本学部を卒業し、かつその学部課程において、試験科目に直接関係のある教科単位を修得しておれば、特例によって、独立行政法人海技教育機構又は船社の練習船による実習の期間が1年でよいことになっています。ただし、「二級海技士、一級海技士」の筆記試験のみを受験する場合は乗船履歴を必要としないので、学部在学中でも受験することができます。在学中に受験し、合格することを強く勧めます。

(ハ) 海技試験受験に必要な書類

受験申請時には、次の書類を運輸局（又は運輸監理部）に提出することになります。

（※変更になる場合があるので、申請時には再度確認すること）

●は必須 ○はケースにより必要

書類名	記入要領／注意事項	筆記	口述
試験申請書（第10号様式） 〔OCRシート〕	氏名・生年月日・性別・本籍等を 鉛筆 で記入	●	●
試験申請書（二）※	①試験の免除（筆記・科目・身体検査）を受ける方は、「試験の免除」欄に必要事項を記入 ②乗船履歴の特例等を受けようとする方は、学校名、卒業証書番号等を所定欄に記入 ③口述試験を受験する方は必要年数の乗船履歴を記入	●	●
受験票	住所・氏名・生年月日・性別・年齢を左右とも記入し、 写真2枚（3cm×3cm） を貼付	●	●
手数料納付書 ※	筆記試験，身体検査，口述試験ごとに作成し，過不足のないように収入印紙を貼付（消印はしない）	●	●
戸籍抄本又は本籍地記載の住民票	①本籍地記載の住民票で申請日前1年以内のもの ②謄本又は戸籍記載事項証明書でも可 ③海技免状及び小型船舶操縦免許証の原本提示でも可	●	●
海技士身体検査証明書（第7号様式）※	試験開始日前6か月以内のもの（3cm×3cmの写真1枚を貼付し，医師の割印を必ず行う）	—	●
海技免状（受有者のみ）	原本提示（原本確認のある写しでも可）	—	●
卒業証明書等	※養成施設修了者で筆記試験免除及び乗船履歴の特例を受ける方 ※養成修了者の筆記試験免除期間は修了日から15年以内 ①卒業証明書，修了証明書，単位取得証明書等 ②訓練記録簿（平成11年4月1日以降，養成施設に入学した者）	—	●

乗船履歴を証明する書類	※15年以内の履歴でかつ5年以内の履歴を含む次のいずれかの書類 ①船員手帳又は船員手帳記載事項証明書 ②乗船実習証明書	—	●
無線従事者免許証船舶局無線従事者証明書	※通信又は電子通信の試験を申請する方 原本提示（原本確認のある写しでも可）	○	—
合格証明書（筆記、科目および身体）	合格した運輸局以外で受験する場合	○	○
返信用封筒	※郵送で申請する方、受験票返信用宛先を記載し、切手（94円／定形外封筒は140円）	○	○

※1「書類名」のうち※印のあるものは、神戸運輸監理部のWebページ

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/index.html>「船の免許→海技免状・海技試験申請書類の様式」からダウンロードできます。

(2) 免許講習の課程

本学では、表3に示す免許講習を登録しています。

表3 免許講習の指定

免許講習の種類	登録している本学部の学科
1. レーダー観測者講習 2. レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習 3. 救命講習 4. 消火講習 5. 上級航海英語講習	海技ライセンスコース航海学領域
1. 機関救命講習 2. 消火講習 3. 上級機関英語講習	海技ライセンスコース機関学領域

(3) ECDIS 講習

ECDIS (Electric Chart Display and Information System: 電子海図情報表示装置) は、電子海図とともに船舶の位置、針路及び速力などを表示する航海計器です。

ECDIS の搭載が義務化された船舶に航海士として乗船するためには、国際条約に従って、国から指定された講習を受講する必要があります。

(4) 無線従事者資格について

航海士・船長になるためには、「無線従事者免許」の取得が必要です。

乗船実習科に進学し練習船における無線関係の訓練を修了するには、『第一級海上特殊無線技士免許』または『第三級海上無線通信士』の国家試験に合格し免許証を取得していなければなりません。（『第一級海上特殊無線技士免許』については外部機関で講習を受け、国家試験免除を受けることも可能です。）

これにより乗船実習科において6ヶ月の実習後、「船舶局無線従事者証明」により三級海技士（電子通信）の受験資格を取得することになります。さらに三級海技士（航海）免状を取得すれば学科試験が免除され、「第三級海上無線通信士」の免許を取得していれば身体検査のみで三級海技士（電子通信）の海技免状を取得することができます。

なお、我が国の外航海運会社では『第三級海上無線通信士』の資格が必要とされることが多いので、在学中に受験し、合格することを強く勧めます。

3. 「登録船舶職員養成施設及び登録免許講習」の必要履修科目について

この項では、本学部での開講授業科目が、「登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等（平成16年2月26日国土交通省告示第166号）によって指定されている必要履修科目」のどれに該当するか、また海技免許を受けるにあたり必要とされる「免許講習内容を修得するために必要な履修科目（集中講義を含む。）」について説明します。

(1) 三級海技士（航海）

三級海技士（航海）の筆記試験免除の資格及び口述試験の受験資格を得るためには、海技免状取得に必要な下記の条件をすべて満たさなければなりません。

- ① 表5、表6に示す科目をすべて修得すること。
- ② 船舶実習-1、船舶実習-2のすべてを修得すること。
- ③ 乗船実習科の課程を修了すること。

表5 三級海技士（航海）必要履修科目

必要履修科目	細目	本学の授業科目
1. 航海に関する科目	航海計器	航海計器-1, 航海計器-2
	航路標識	航海計器-3, 航海計器-4
	水路図誌	航海計器-5, 航海計器-6,
	潮汐及び海流	航海学演習-1, 航海学演習-2
	地文航法	航海学演習-3
	天文航法	航海航法-1, 航海航法-2
	電波航法	航海航法-3, 航海航法-4
	航海計画	航海航法-5, 航海航法-6
2. 運用に関する科目	船舶の構造, 設備, 復原性及び損傷制御	船舶工学-1, 船舶工学-2
	当直	管理実務-1, 管理実務-2
	気象及び海象	運用学実習-1, 運用学実習-2
	操船	運用学実習-3, 運用学実習-4
	船舶の出力装置	運用学演習-1, 運用学演習-2
	貨物の取扱い及び積付け	運用学演習-3
	非常措置	海洋気象学-1, 海洋気象学-2
	医療	操船学-1, 操船学-2
	搜索及び救助	載貨論
	船位通報制度	
3. 法規に関する科目	海上衝突予防法, 海上交通安全法および港則法並びにこれらに基づく命令	海上交通法-1, 海上交通法-2 海上交通法-3,
	船員法及びこれに基づく命令	海事法規-1, 海事法規-2
	船舶職員及び小型船舶操縦者法及び海難審判法並びにこれらに基づく命令	

船舶法, 船舶のトン数の測度に関する法律 及び船舶安全法並びにこれらに基づく命令
海洋汚染及び海上災害の防止に関する 法律及びこれに基づく命令
検疫法及びこれに基づく命令
水先法及びこれに基づく命令
関税法
海商法
国際公法

注) 上記科目はすべて修得すること。

表 6 三級海技士（航海）免許講習必要履修科目

本学の授業科目	単位数	1. レーダー 観測者講習	2. レーダ ー・自動衝突 予防援助装置 シミュレータ 講習	3. 救命講習	4. 消火講習	5. 上級航海 英語講習
航海学演習-4	必修 1	○	○			
運用学演習-4	必修 1			○	○	
海事英語（船舶実務）-1	必修 1					○
海事英語（船舶実務）-2	必修 1					○
海事英語（船舶実務）-3	必修 1					○
海事英語（船舶実務）-4	必修 1					○
海事英語（船舶実務）-5	必修 1					○
海事英語（船舶実務）-6	必修 1					○
海事英語（船舶通信）	必修 1					○
船舶実習-2	必修 8			○	○	

注) 上記科目はすべて修得すること。

(2) 三級海技士（機関）

三級海技士（機関）の筆記試験免除の資格及び口述試験の受験資格を得るためには、海技免状取得に必要な下記の条件をすべて修得すること。

- ① 表7，表8に示す科目をすべて修得すること。
- ② 船舶実習-1，船舶実習-2のすべてを修得すること。
- ③ 乗船実習科の課程を修了すること。

表7 三級海技士（機関）必要履修科目

科目分野	細目	本学の授業科目と単位数
1. 機関に関する科目 その1	イ. 出力装置 ロ. プロペラ装置	工業熱力学-1, 工業熱力学-2, 工業熱力学-3 材料力学-1, 材料力学-2
その2	イ. 補機 ロ. 電気工学, 電子工学 及び電気設備 ハ. 自動制御装置 ニ. 甲板機械	流体力学-1, 流体力学-2 材料強度学-1, 材料強度学-2 熱機関工学-1, 熱機関工学-2 燃焼工学-1, 機関学実験 エネルギープラント保全論-1
その3	イ. 燃料及び潤滑剤の特性 ロ. 熱力学 ハ. 力学及び流体力学 ニ. 材料工学 ホ. 造船工学 ヘ. 製図	エネルギープラント保全論-2 海事法規-1, 海事法規-2 機関室資源管理-1, 機関室資源管理-2 エネルギープラント管理演習-1 エネルギープラント管理演習-2 抵抗推進工学-1, 抵抗推進工学-2 電気回路-1, 電気回路-2, 電子回路-1 電気機器-1, 電気機器-2 制御理論-1, 材料加工・機械製図 伝熱工学-1, 伝熱工学-2 材料加工学-1, 材料加工学-2 洋上プラント安全論-1, 洋上プラント安全論-2 機械設計工学-1
2. 執務一般に関する 科目	当直, 保安及び機関一般 船舶による環境の汚染の防止 損傷制御 船内作業の安全 海事法令及び国際条約	洋上プラント安全論-1, 洋上プラント安全論-2 エネルギープラント管理演習-2 浮体運動学-1, 浮体運動学-2 海事法規-1, 海事法規-2

注) 上記科目はすべて修得すること。

表8 三級海技士（機関）免許講習必要履修科目

本学の授業科目	単位数	1. 機関救命講習	2. 消火講習	3. 上級機関英語講習
コミュニケーション英語 A・B・C・D	必修各0.5			○
ライティング英語 A・B・C・D	必修各0.5			○
機関室資源管理-1 機関室資源管理-2	必修各1	○		
海洋生存技術演習	選択1	○	○	
実用海事機関英語-1 実用海事機関英語-2	選択各1			○
燃焼工学-1	必修1		○	
エネルギープラント管理演習1	必修1			○
エネルギープラント管理演習2	必修2	○	○	○
洋上プラント安全論-1 洋上プラント安全論-2	必修各1	○	○	
船舶実習-2	必修8	○	○	

※上記の科目はすべて履修すること。

4. 船舶衛生管理者の資格

船舶職員を志望する者で船舶衛生管理者資格を取得する場合は、通常「衛生管理者登録講習」(100時間)を受講しなければなりません。次の授業科目の単位をすべて修得のうえ乗船実習科を修了することにより、「船舶衛生管理者講習 (B)」(43時間)を受講することができます。

海技ライセンスコース航海学領域

授業科目名	単 位
アクアティックアクティビティ演習	1 単位 (選択)
運動科学-1, -2	各 1 単位 (選択)
船舶衛生-1, 船舶衛生-2	各 1 単位 (選択)

海技ライセンスコース機関学領域

授業科目名	単 位
海洋生存技術演習	1 単位 (選択)
運動科学-1, -2	各 1 単位 (選択)
船舶衛生-1, 船舶衛生-2	各 1 単位 (選択)

* 船舶衛生管理者とは「船内の衛生管理に関する業務に従事する者」のことです。
詳細は「船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令」を参照してください。

免許科目総合一覧

(海技ライセンスコース航海学領域)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		海技士	免許講習	船舶衛生
			必修	選択			
海洋専門 基礎科目	航海航法-1	2年1Q	1		○		
	航海航法-2	2年2Q	1		○		
	航海航法-3	2年3Q	1		○		
	航海計器-1	2年1Q	1		○		
	航海計器-2	2年2Q	1		○		
	航海計器-3	2年3Q	1		○		
	航海学演習-1	2年1Q	1		○		
	航海学演習-2	2年2Q	1		○		
	航海学演習-3	2年3Q	1		○		
専門科目 主専門科目	航海航法-4	3年1Q	1		○		
	航海航法-5	3年2Q	1		○		
	航海航法-6	3年3Q	1		○		
	航海計器-4	3年1Q	1		○		
	航海計器-5	3年2Q	1		○		
	航海計器-6	3年3Q	1		○		
	船舶工学-1	3年1Q	1		○		
	船舶工学-2	3年2Q	1		○		
	海洋気象学-1	3年1Q	1		○		
	海洋気象学-2	3年2Q	1		○		
	航海学演習-4	3年3Q	1			○	
	運用学実習-1	3年1Q	1		○		
	運用学実習-2	3年2Q	1		○		
	運用学実習-3	4年1Q	1		○		
	運用学実習-4	4年2Q	1		○		
	運用学演習-1	3年1Q	1		○		
	運用学演習-2	3年2Q	1		○		
	運用学演習-3	4年1Q	1		○		
	運用学演習-4	4年2Q	1			○	
	操船学-1	3年1Q	1		○		
	操船学-2	3年2Q	1		○		
	載貨論	3年3Q	1		○		
	管理実務-1	3年1Q	1		○		
	管理実務-2	3年2Q	1		○		
	海事英語(船舶実務)-1	3年1Q	1			○	
	海事英語(船舶実務)-2	3年2Q	1			○	
	海事英語(船舶実務)-3	3年3Q	1			○	
	海事英語(船舶実務)-4	4年1Q	1			○	
	海事英語(船舶実務)-5	4年2Q	1			○	
	海事英語(船舶実務)-6	4年3Q	1			○	
	海事英語(船舶通信)	3年3Q	1			○	
	海事法規-1	3年3Q	1		○		
	海事法規-2	3年3Q	1		○		
	海上交通法-1	3年1Q	1		○		
	海上交通法-2	3年2Q	1		○		
	海上交通法-3	3年3Q	1		○		
船舶衛生-1	4年1Q		1			○	
船舶衛生-2	4年2Q		1			○	
運動科学-1	3年1Q		1			○	
運動科学-2	3年1Q		1			○	
アクアティックアクティビティ演習	3年2Q		1			○	
船舶実習-2	4年4Q		8			○	

免許科目総合一覧

(海技ライセンスコース機関学領域)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		海技士	免許講習	船舶衛生
			必修	選択			
海洋専門 基礎科目 (領域共通)	コミュニケーション英語A, B	1年1.2Q	各0.5			○	
	コミュニケーション英語C, D	1年3.4Q	各0.5			○	
	ライティング英語A, B	1年3.4Q	各0.5			○	
	ライティング英語C, D	2年1.2Q	各0.5			○	
海洋専門 基礎科目 (機関学領域)	流体力学-1	2年1Q	1		○		
	流体力学-2	2年2Q	1		○		
	材料力学-1	2年1Q	1		○		
	材料力学-2	2年2Q	1		○		
	工業熱力学-1	2年1Q	1		○		
	工業熱力学-2	2年2Q	1		○		
	工業熱力学-3	2年3Q	1		○		
	電気回路-1	2年1Q	1		○		
	電気回路-2	2年2Q	1		○		
	電子回路-1	2年3Q	1		○		
	制御理論-1	2年3Q	1		○		
	材料加工・機械製図	2年1.2.3.4Q	1		○		
専門科目 主専門科目	機関室資源管理-1	3年1Q	1		○	○	
	機関室資源管理-2	3年2Q	1		○	○	
	海洋生存技術演習	4年1.2Q		1		○	○
	実用海事機関英語-1	3年1Q		1		○	
	実用海事機関英語-2	3年2Q		1		○	
	抵抗推進工学-1	3年1Q	1		○		
	抵抗推進工学-2	3年2Q	1		○		
	浮体運動学-1	3年1Q	1		○		
	浮体運動学-2	3年2Q	1		○		
	熱機関工学-1	3年1Q	1		○		
	熱機関工学-2	3年2Q	1		○		
	伝熱工学-1	3年1Q	1		○		
	伝熱工学-2	3年2Q	1		○		
	燃焼工学-1	3年3Q	1		○	○	
	機械設計工学-1	3年3Q	1		○		
	材料加工学-1	3年1Q	1		○		
	材料加工学-2	3年2Q	1		○		
	材料強度学-1	3年1Q	1		○		
	材料強度学-2	3年2Q	1		○		
	電気機器-1	3年1Q	1		○		
	電気機器-2	3年2Q	1		○		
	エネルギープラント管理演習-1	3年1.2Q	1		○	○	
	エネルギープラント管理演習-2	4年1.2Q	2		○	○	
	エネルギープラント保全論-1	3年1Q	1		○		
	エネルギープラント保全論-2	3年2Q	1		○		
	洋上プラント安全論-1	3年1Q	1		○	○	
	洋上プラント安全論-2	3年2Q	1		○	○	
	海事法規-1	3年3Q	1		○		
	海事法規-2	3年3Q	1		○		
	船舶衛生-1	4年1Q		1			○
	船舶衛生-2	4年2Q		1			○
	運動科学-1	3年1Q		1			○
運動科学-2	3年1Q		1			○	
機関学実験	3年1.2.3Q	1		○			
船舶実習-2	4年4Q	8			○		

VI. 周 知 事 項 等

1. 学生生活上の周知事項

海洋政策科学部事務室

学生センター＝鶴甲第1キャンパス

(1) 学生への通知等について

大学からの学生への通知，呼出し等は，すべて公用掲示板への掲示にて行いますので，常に注意して見てください。学生本人の不都合や不利にならぬよう，毎日の登下校時等には必ず確認するよう習慣づけてください。

① 全学共通教育部掲示板（鶴甲第1キャンパス K棟2階）

- ・全学共通授業科目等に関する事項
- ・鶴甲第1キャンパスの学生生活に関する事項
- ・1年生向け海洋政策科学部事項

② 海洋政策科学部学生向け掲示板（深江キャンパス事務室前掲示板）

また，学生個人に対する私的電話の呼出しや伝言，郵便物等の受領については，緊急かつ重大な場合を除き原則として取り扱わないので注意してください。なお，深江キャンパスと学生寮（白鷗寮）の住所は異なるので間違わないよう注意してください。

(2) 身分の異動等について

休学，復学，退学，長期欠席，住所変更，改姓等在学中の身分等に異動事項が生じたときは，速やかに願出又は届出てください。手続きが遅れたり不十分の場合は，授業料や修学上において本人に不利益になるので，できる限り早く事務室へ連絡してください。

特に，学生自身及び保護者等の住所・電話番号等の変更については，必ず事務室へ届出てください。
(共通細則第7・8条参照)

(3) 授業料納付の時期及び方法について

授業料は，入学時に提出の「神戸大学授業料・寄宿料預金口座振替依頼書／自動払込利用申込書」により，前期は4月に，後期は10月に口座振替（自動引き落とし）します。自動引き落としができなかった場合は，保護者等の住所（学生本人宛）へ銀行振込用紙を郵送しますので，指定された期日までに納付してください。
(教学規則第50条参照)

(4) 授業料免除及び徴収猶予について

令和2年度より国の高等教育の修学支援新制度の制定により，学部生は新制度による日本学生支援機構(JASSO)の給付奨学金に申請し，併せて授業料減免申請を行うこととなります。採用されると支援区分により授業料の減免額が決定されます。大学院生は新制度は関係ありませんので，学業成績が優秀で経済的な理由によって授業料の納付が困難な者に対しては，授業料免除制度があります。詳細についてはその都度掲示します。

また，学部生，大学院生が授業料の減免申請(免除申請)を申請した場合は，その結果が判明するまで授業料の納付が猶予されます。免除の結果が判明した場合には所定の手続等により速やかに納付してください。授業料免除については『学生生活案内』の神戸大学授業料免除(減免申請)についても参

照してください。

(授業料免除及び徴収猶予取扱規程参照)

(5) 証明書等の交付について

大学で発行する証明書等は、社会一般で公文書として通用するものなので、その取扱いには十分注意してください。

① 学生証

学生証は身分を証明するものですから、学生はこれを常時携帯し、本学職員の請求があったときは提示してください。また、卒業、修了、退学等により学籍を離れた時や休学等により有効期限が経過したときは返還してください。なお、紛失（盗難や忘失したときは警察に届けること）又は破損した場合は、事務室にて再発行手続きをしてください。

② 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学割証は、学生の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済負担を軽減し、学生教育の振興に寄与することを目的としたものです。学生（科目等履修生、研究生等の非正規生を除く。）が、JR 各社（旅客鉄道会社）を利用して、次の事由で片道 100km（営業キロ）を超えて旅行する際に、普通旅客運賃が 2 割引で利用できます。（JR バス会社や他の鉄道会社等については、事前に各社の窓口を確認してください。）

- ・ 休暇、所用による帰省
- ・ 実験実習などの正課の教育活動
- ・ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・ 保護者の旅行への随行

学割証を使用する場合は学割証の「乗車船区間」、「乗車券の種類」を記入し、利用される交通機関の窓口申し込んでください。

有効期間は、発効日から 3 か月間です。1 回の交付は 2 枚以内で、原則として 1 人年間 15 枚まで交付しますので計画的に使用してください。（往復乗車券を購入する場合、学割証は 1 枚で済みます。）

注意事項

- ア 交付された学割証は、期限切れ又は計画変更等の理由で返却しても再発行は行いません。
- イ 学割証は、記名本人に限って使用できるもので、他人に譲渡し使用させることはできません。
- ウ 学割証で購入した乗車券を、他人に譲渡し使用させることはできません。
- エ 割引乗車券で乗車する際には、学生証を携帯しなければなりません。

上記に違反した場合は、不正使用となり、追徴金を徴収されるだけでなく、神戸大学が発行停止の処分を受けることになり、神戸大学の信用を損なうとともに、多数の学生に迷惑を及ぼすこととなりますので十分注意してください。

③ 通学証明書

通学定期券を購入する際は、利用する交通機関にて、学生証と同時に通学証明書を提示してください。ただし、購入できる通学定期乗車券は現住所（自宅・下宿・寮等）最寄駅から学校

最寄駅までに限られています。なお、通学証明書を必要とする場合は通学証明書交付願に記入のうえ、事務室へ申し込んでください。詳細については『学生生活案内』を参照してください。

④ 在学証明書、卒業見込証明書、成績証明書等の申込方法及び発行日等は下記のとおりです。

何を	いつ	どこで	発行日
在学証明書	事由発生時	自動発行機 (事務棟 1F)	取り扱い時間 (平日のみ) 8:30~17:15 (故障・停電時は他の発行に 準ずる)
学割証	〃		
通学証明書交付願	〃		
成績証明書	〃		
卒業見込証明書	〃		
学外実習派遣証明書	〃	事務室	○自動発行機以外の交付は、 原則として申込日の3日目 以降に交付。 (例:金曜申込は水曜交付)
在寮証明書	〃		
学生証 (再発行) *	〃		
卒業証明書	〃		
健康診断証明書 *	〃	保健管理センター 深江分室	ただし、英文証明、*印につ いての発行は1週間後になり ます。

⑤ 他学部の自動発行機 (土・日・祝祭日を除く)

設 置 場 所 (部 局)	取扱い時間
鶴甲第1キャンパス (国際人間科学部)	B棟1階ホール内 8:30~17:15
鶴甲第2キャンパス (国際人間科学部)	本館A棟2階 8:30~17:15
六甲台	第3学舎1階学生コーナー 8:45~17:00
工学部	玄関1階 8:30~17:00
農学部	A棟1階 学生ホール内 8:30~17:00
医学部医学科	学生ホール1階 9:00~17:00
医学部保健学科	B棟1階 8:30~18:00

(6) 奨学制度について

学業・人物とも優秀でありながら、経済的理由によって修学が困難な者に対し学資を援助する制度です。奨学金の運営団体には、独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) をはじめ、地方公共団体や民間奨学団体等があり、各奨学会により提出書類や時期、募集条件等が異なるので、掲示に十分注意してください。

① 独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO)

国の育英奨学事業機関です。募集等詳細については『学生生活案内』の経済生活等を参照してください。

② 海技教育財団

この奨学制度は、海運再建のために船員政策の一環としての船員教育の充実を目指すものであり、将来船員になろうとする者に対し、無利子で奨学金が貸与される制度です。

イ. 奨学金の種類と貸与月額及び貸与期間

種 類	貸 与 月 額	貸 与 期 間
学 部 生	50,000 円または 25,000 円	4 年生の 12 月まで（船舶実習 3 履修者および乗船実習科進学者は希望により延長可）

ロ. 推薦及び採用

学業・人物・経済的理由に基づき大学が推薦し、海技教育財団での書類審査により採用決定されます。

ハ. 募集時期と貸与始期

原則として 4 月（秋期は、春期（4 月）の採用が募集人数に満たない場合のみ募集）

ニ. 募集人数 18 名

ホ. 奨学金の交付

奨学生指定の銀行預金口座に、毎月当月分が振込まれます。

ヘ. 奨学金の返還

卒業又は乗船実習科修了後、6 か月を経てから所定の期間内に月賦・半年賦・年賦のいずれかの方法で返還してください。

③ その他の育英奨学団体奨学生

その他の地方公共団体及び民間奨学財団等の奨学金についてはその都度掲示にて通知しますので希望者は注意してください。奨学財団一覧等は、『学生生活案内』の経済生活等を参照してください。

(海洋政策科学部関連奨学金)

奨 学 会 名 等	月 額	主な出願資格等条件
全 日 本 海 員 組 合	10,000 円 または 16,000 円	海洋政策科学部 1 年～4 年次に在籍し、学業及び人物が優秀であり、かつ <u>船員になろうとする者</u> で、家計の状況からみて、奨学金の貸与が必要と認められる者
近 藤 記 念 海 事 財 団	40,000 円	第 2 年次に在籍し、卒業後乗船勤務又は海事に関連する業務に従事しようとする者

奥野基金給付型奨学金	半年(1回) 250,000円	<p>(次に掲げる要件のすべてに該当する者)</p> <p>①海洋政策科学部及び乗船実習科に在籍する学生 (留学生を除く)のうち、学業、人物ともに優れた者で、真に経済的支援を必要と認められる者</p> <p>②海事産業界への貢献を目指しており、かつ海技資格(三級以上)の取得を目指す者。</p> <p>③個人的・社会的目標の実現に向けて将来計画等があること。</p> <p>④他の奨学財団(日本学生支援機構は除く。)等からの奨学金を受給していないこと。ただし、他の奨学金との併給可としている奨学金については併給可とする。</p> <p>⑤申請期の授業料免除申請者(日本学生支援機構給付金型奨学金による授業料等減免制度に申請している者)であること。</p>
------------	--------------------	---

(7) アルバイト・下宿について

アルバイトの紹介は、神戸大学がアルバイト紹介業務を委託している神戸大学生協で行っているため、下記の大学生協ショップに問い合わせてください。また、株式会社学生情報センターの学生アルバイトネットワークに加盟しています。

なお、外国人留学生については資格外活動許可の範囲内に限るものとし、事前に資格外活動許可を得る必要があります。日本人学生のみを対象としたアルバイト求人情報についても同様に神戸大学生協で取り扱っています。

アルバイト上の雇用主とのトラブルに関しては学生本人が責任をもって対応し、学生としてふさわしいアルバイトに従事するように努めてください。

下宿は神戸大学生協で斡旋していますが、外国人留学生については国際交流課に問い合わせてください。

【神戸大学生協ショップ学生会館店：078-881-8847】

【株式会社学生情報センター】

アルバイト紹介は、「神戸大学アルバイト紹介システム」<http://www.aines.net/kobe-u/>を利用しインターネットで行っています。最初に神戸大学から配布されたメールアドレスにより利用登録を行い、アルバイト紹介システム専用のID・パスワードを取得してください。インターネットにより、パソコン、携帯電話で24時間365日アルバイト情報が閲覧できます。

(詳細については『学生生活案内』を参照)

(8) 忘れ物・落とし物の届け出

キャンパス内での忘れ物、落とし物等を拾得した場合は速やかに事務室へ届けてください。なお、拾得物は事務室にて保管(概ね半年間)するので、心当たりのある者は申出てください。

(9) 学生の集会、掲示等（深江キャンパス内外）

- ① 集会・催物等を開催する場合、所定の集会・催物届を事前に事務室へ提出してください。
- ② 文書を掲示（掲示期間は7日間以内）する時は掲示物を事務室へ提出して検印を受けてください。

(10) 通学生用ロッカー

通学生のために、更衣ロッカーを設置しており、借用希望者は事務室まで申出てください。なお、使用にあたっては施錠し、貴重品などを持込まないよう盗難に注意すると共に、清潔に使用してください。

(11) 物品の貸出し

学生生活等を側面から援助するため、下記のとおり物品の貸出しを行っていますので、希望する学生又は団体は事務室にて所定の手続をしてください。

- ① 貸出期間 原則として3日以内。
- ② 貸出手続時間 平日：9：00～17：00
及び返却時間 （土・日及び祝日等は除く）
- ③ 使用手続 所定の借用願を使用日の3日前までに提出。
- ④ 主な貸出物品一覧

品名	規格	貸出数量
ハンディマイク	乾電池式	2
ワイヤレスマイクセット	AC電源・乾電池	1
巻尺	50m用	1
折りたたみ式長机		3
折りたたみ式パイプ椅子		20
テント	パイプ式	8
脚立（大・小）		各1
ヤカン		5
お盆		5
バケツ		5
クーラーボックス		2
電気コードリール		5
リヤカー		2

（使用上の注意）

- 1. 貸出しは原則として願出順とする。
- 2. 使用目的以外の用途に使用したり、転貸しないようにする。
- 3. 紛失・破損した場合は、時価をもって弁償すること。
- 4. 使用した物品は、すぐ貸出できるように、必ず手入れを行ってから返却すること。

(12) 学生教育研究災害傷害保険制度について

この制度は、大学において講義・実験・実習等の正課中、教育活動の一環としての学校行事中、キャンパス内での休憩中及び課外活動中に事故に遭い、身体に傷害を受けた場合に保険金が支払われる制度です。該当事項が生じた時は、速やかに事故報告を事務室へ提出してください。

海洋政策科学部においては実験・実習に従事する機会が多いため、全員加入となっていますので、入学時に配布される加入案内に従って必ず加入手続きをしてください。

保険期間と保険料は、学部の在学期間によって異なります。年単位での加入のため、乗船実習科は1年間の保険料となります。留年等で引続き在学する者は1年単位で加入の延長手続きをしてください。

また、正課、学校行事、課外活動及びその往復で他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊した等により被る法律上の損害賠償を補償する「学研災付帯賠償責任保険」についても付帯が可能です。詳細については『学生生活案内』を参照してください。

(13) 学生相談について

近年、学生の資質が多岐に渡ってくるに伴って、学生個々の悩みも修学・生活・進路など多種多様化しています。

海洋政策科学部では、さまざまな問題や悩みなどを抱えた方を支援するために、次のような相談体制を整えています。平常は、友人や先輩や家族と話したりしながら自分自身の課題や悩みについて考えているわけですが、相談員に問題や悩みを相談することによって、自ら問題の整理や解決の糸口を見つけることができ、充実した学生生活を送られることと思います。

※「相談内容の秘密は厳守されます。」

① 学級指導教員（クラス担任教員）制度

諸君の身上事項や学級調整を必要とする修学事項又は将来に関する進路指導等について諸君の相談に応じています。

② 学生センターと「学生なんでも相談」

学生センターには、奨学金、授業料免除、学生教育研究災害障害保険、学生寮、課外活動、等に関する窓口があり、それぞれの相談に応じています。

なお、問題解決へのアドバイスのほか、相談内容によって、さらに適切な相談窓口を紹介しています。

③ 「からだの健康相談」と「こころの健康相談」

保健管理センターでは、内科や整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、眼科、放射線科、産婦人科の医師があらゆる身体の不調に関する相談を受け付けています。また、カウンセラーと精神神経科医が、あらゆる心の悩みや心配事の相談に応じています。

④ キャンパスライフ支援センター

障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行っています。専門家が相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、必要に応じたサポートを検討します。

電話 078-803-5258

⑤ ハラスメントに関する相談

ハラスメントとは「嫌がらせ」のことで、「相手が望まない言葉や言動によって、屈辱や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせたりすること」をいいます。

海洋政策科学部にも「ハラスメント相談窓口」があり、相談員が相談に応じます。ハラスメントの被害にあったときは、一人で悩みを抱え込まずに相談してください。相談することによってあなたが不利益を被ることはありません。

海洋政策科学部のハラスメント相談員は下表のとおりですが、所属学部等の相談員だけでなく、保健管理センター「こころの健康相談」の相談員などにも相談できます。詳しくは、神戸大学ホームページをご覧ください。

ハラスメント相談員（海洋政策科学部）

所 属	氏 名（性別）	連絡先（TEL, E-mail）	
海事科学研究科長	阿部 晃久（男）	431 6277	a-abe@maritime.
海事科学研究科副研究科長	藤本 岳洋（男）	431 8376	takehiro@maritime.
	山内 知也（男）	431 6307	yamauchi@maritime.
学生委員協議会委員	石黒 一彦（男）	431 6314	ishiguro@maritime.
海事科学研究科准教授	マシュー・ジョン・ルックス（男）	431 6319	rooks@maritime.
海事科学研究科准教授	藤川 なつこ（女）	431 8399	fujikawa@maritime.
海事科学研究科事務長	佐々木 英二（男）	431 6204	esasaki@port.

（注）電子メールアドレスは、ドメイン名以下（kobe-u.ac.jp）を省略しています。

(14) 心身の健康管理について

神戸大学には学生及び職員の心と身体の健康の保持増進を担う保健管理センターが設置されていて、深江キャンパスにも保健管理センター【深江分室】（以下「深江分室」という。）があります。また、深江分室だけでなく、保健管理センター（六甲台）や保健管理センター楠分室、名谷地区健康管理室も利用できます。詳細については「学生生活案内」やインターネット保健管理センターホームページ（<http://www.health.kobe-u.ac.jp/>）をご覧ください。

【保健管理センター深江分室 TEL:078-431-6232】

【保健管理センター（六甲台） TEL:078-803-5245】

① 健康診断

学校保健安全法に基づき疾病の早期発見、早期治療を目的に毎年1回固定健康診断が実施されます。この健康診断は神戸大学学生健康診断規程に従って実施され全員が必ず受検することになっています。定期健康診断を受検しなかった者は自費で学外の医療機関において当該健康診断と同等の実施項目を受検の上健康診断証明書を深江分室に提出しなければなりません。

② 健康診断証明書の発行

各種の健康診断証明書（奨学金申請用・競技会参加用・留学用・大学院進学用・就職用など）は定期健康診断の結果に基づいて保健管理センターから発行されます。希望者は深江分室に申し込んでください。

③ 救急処置

キャンパス内で発生した急な病気や事故など救急処置を必要とする時は深江分室へ連絡して指示を受けてください。(患者を動かしてはいけない場合があります。) 重体ないし重傷と判断される場合には同時に消防救急隊(119番)へ連絡してください。

④ 健康相談(「からだの健康相談」と「こころの健康相談」)

深江分室には専任の医師と看護師がいて健康相談に応じています。精神神経科による「こころの健康相談」も受け付けていますので、誰にも言えないような悩みや心配ごとなど、一人でくよくよしないで、気軽に相談してください。

相談内容の秘密は厳守されます。深江分室での「からだの健康相談」は毎日「こころの健康相談」は原則毎金曜日です。なお待ち時間の緩和と相談時間確保のため事前に深江分室窓口へ直接又は電話にて予約してください。

⑤ 保健指導

健康診断や再検査・精密検査の結果について、保健指導が必要な方には個別に連絡しています。自ら保健指導を希望される方は健康相談と同様に深江分室に申し込んでください。

⑥ THP(Total Health Promotion Plan=心と身体の健康づくり運動)

保健管理センター(六甲台)にはTHPルームがあり、ジムマシンを用いた筋力アップトレーニングや生活習慣病予防のための運動に取り組むことができます。「THPルーム利用者登録」をし、「THPルーム利用者講習会」を受講すると、「THPルーム利用者登録証」が発行され、平日9:00~16:30の間いつでもTHPルームを利用できます。詳しくは、インターネット保健管理センターホームページをご覧ください。

⑦ 健康教育

保健管理センターが主催する講演会(エイズ講習会等)へはどなたでも参加できます。詳細はインターネット保健管理センターホームページなどで案内しています。

(15) 就職について

大学では学生の就職サポートをキャリアセンター並びに学部の両面から行っています。

① キャリアセンター(鶴甲第一キャンパスA棟1階)

キャリアセンターでは、求人票及び閲覧用就職情報誌や情報検索用パソコン等を整備しています。また、経験豊富な専門的知識を有するキャリアアドバイザーを配置し、相談を受け付けています。

② 海洋政策科学部事務室及び学級指導教員

主に学級指導教員による個別の就職指導と事務室での求人情報の提供及び各種証明書発行等により就職活動をサポートしています。なお第3学年生を中心にキャリアガイダンス等を実施しています。

(16) 車両入構規制について

深江キャンパス内への自動車での通学は原則として認めていません。ただし、身体的理由及び荷物の運搬等の必要が生じた場合は研究科長(学部長)への入構願により許可をすることがあります。

なお自動二輪車等は通学者の安全運転の向上及び事故防止等のため駐輪登録制を実施しています。本キャンパス内へ乗り入れる学生は必ず登録するようにしてください。駐輪場は指定場所のみと

し、それ以外の構内への進入は禁止です。登録シールのない自動二輪車等や指定場所以外に駐輪している場合は撤去することがあります。

○指定駐輪場（XI. その他 3. 深江キャンパス案内参照）正門・右（体育館北）

また自転車の指定駐輪場は正門・左（2号館北側）です。学内のルールを守って構内の美化に努めてください。

2. 神戸大学学生健康診断規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第2条 健康診断は、保健管理センターが行う。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、保健管理センター所長が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理センター所長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理センター所長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理センター所長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理センター所長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表

判 定 区 分		
生活規制の面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D（健康）	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健康）	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

3. 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第51条第2項及び第52条第2項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納（以下「授業料の免除等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）に基づく授業料の免除等については、関係法令の定めるところによる。

(対象者)

第2条 授業料の免除等の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の学部の学生（特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。）及び乗船実習科の学生のうち、令和元年度前期又は後期の授業料の免除等において、全額又は半額免除を受けた者で、法に基づく支援制度（以下「新制度」という。）に申請を行った者（新制度による支援の対象とならないことが明らかで申請を行わなかった者を含む。）のうち、授業料の免除等を希望する者
- (2) 本学の大学院の学生（特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。）

(申請及び許可)

第3条 授業料の免除等を受けようとする者（授業料の徴収猶予を受けようとする場合であつて、学生が行方不明であるときは、学生に代わる者）は、各期（教学規則第50条第1項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。）ごとに学長に申請しなければならない。ただし、医学部（1年次生を除く）、海洋政策科学部（1年次生を除く）、医学研究科、保健学研究科、海事科学研究科又は乗船実習科（以下「医学部等」という。）に所属する者は、医学部等の長を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の規定による申請があつたときは、神戸大学学生委員協議会（以下「学生委員協議会」という。）の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

(免除実施可能額、選考基準及び実施要項)

第4条 授業料の免除等の免除実施可能額、選考基準及び実施要項は、別に定める。

(申請者に係る授業料)

第5条 授業料の免除等の申請者は、授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまで間、当該授業料の納付を要しない。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第6条 学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合は、授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書
- (2) 学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) その他本学において必要と認める書類

（特別な事情による免除）

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該理由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは、当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 各期ごとの授業料の納期前6月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前1年以内)において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、本学が相当と認める理由があるとき。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。）
- (4) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書（災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。）
- (5) その他本学において必要と認める書類

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

（徴収猶予）

第8条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

2 前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については8月末日まで、後期分については2月末日までとする。

(月割分納)

第9条 前条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する場合であつて、特別の事情のあるときは、授業料を月割分納させることができる。

2 前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料月割分納申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の月割分納額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）とし、毎月5日までに納付するものとする。

第4章 許可の取消し

(許可の取消し)

第10条 授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

- (1) 授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。
- (2) 申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。
- (3) 教学規則第55条の2に規定する懲戒処分を受けたとき。

(許可を取り消された者に係る授業料)

第11条 前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は、次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

- (1) 授業料の免除の許可を取り消された者は、月割計算額に、その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし、申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (2) 授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (3) 授業料の月割分納の許可を取り消された者は、未納の授業料

第5章 雑則

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. 海事科学部が存続する間、改正後の第 3 条第 1 項中「海洋政策科学部」とあるのは「海洋政策科学部及び海事科学部」と読み替えるものとする。

4. 関係施設の利用について

(1) 大学会館「茅渟乃海（ちぬのうみ）会館」（深江キャンパス）利用案内

大学会館は、学生や教職員などに多目的利用及び学生の自主的課外活動の発展を図ることを目的としています。施設の中には、集会室、食堂、売店（書籍）などがあります。

① 使用上の注意

イ. 開館時間

午前9時～午後7時

ロ. 休館日

日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

年末年始（12月29日～翌年1月4日）

ただし、特別の場合はこの限りでない。

ハ. 使用手続き

1. 指定室（大集会室、中集会室、和室）を使用する場合は、所定の使用許可願を予め事務室に提出して、許可を受けること。
2. 使用許可願は、原則として使用日の2週間前から受付をする。ただし、受付時間は午後5時までとする。
3. 指定室の使用順位は、原則として使用許可願の受付順により決定する。

ニ. 注意事項

1. 会館内の清潔、整頓、美化及び保全に留意すること。
2. 使用許可願に記載した目的以外に使用しないこと。
3. 使用開始及び終了後は必ず事務室に届け出ること。
4. 使用責任者は、戸締りその他使用後の清掃、後始末をすること。
5. 火気の取扱いには十分注意し、使用については、事務担当者の指示を受けること。
6. 会館内で掲示しようとするときは、事務室に届け出て、許可を受けること。
また、所定の場所以外に掲示、貼紙をしないこと。
7. 会館内の施設及び備品類を、無断で移動及び模様替えをしないこと。
8. その他使用にあたっては、職員の指示に従うこと。

② 施設の概要

イ.

階 別	名 称	備 考
1 階	食 堂	
2 階	共同談話室	休憩・懇談など
	和 室	6 畳 2 室 茶会など
	売 店	文具, 日用品雑貨, 雑誌類, コピーサービス
	湯沸室	
3 階	大集会室	ミーティング・研究会など
	中集会室	ミーティング・研究会など
	湯沸室	

ロ. 食堂・売店

施設	営業日	営業時間	備 考
食堂	(月) ~ (金)	11:30~13:30	定食・カレーライス・うどん・ラーメン等
売店	(月) ~ (金)	10:00~17:00	文具・勉強機器・食品・日用雑貨・コピー・各種チケット・自動車教習所・書籍全般

(2) 海洋実習施設利用案内

淡路島・南あわじ市の景勝地「慶野松原」に設けられた、海事に関する教育・研究、実習及び課外活動等に使用するための施設です。

① 申請方法

(1) 施設の使用を希望する場合は、まず当施設に空室状況を電話またはメールにてお問い合わせください。

(2) 使用日・使用人数が決まりましたら、所定の施設使用願及び使用者名簿に必要事項を記入の上、使用日の 45 日前までに当施設へメールにてお申し込みください。また、当施設においてバーベキューを行う場合は、所定のバーベキュー実施計画書もあわせてご提出ください。

《施設使用願のダウンロード》 <http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/study/awaji.html>

(3) 使用が認められた場合は、施設の使用許可書を発行します。使用初日の入館時に、許可書のコピーを施設内の所定の場所へ提出してください。

(4) 使用料は前納となります。使用日の 3 営業日前までに所定の銀行振込依頼書によりご入金ください（※銀行振込依頼書は、使用許可書の発行からおおよそ 14 日後に追って発送いたします）。

なお、使用願提出後にキャンセルまたは使用人数の変更をする場合は、まず当施設に電話でご連絡いただき、所定の施設使用取消・変更願及び使用者名簿に必要事項を記入の上、使用日の 14 日前までに当施設へメールにてご提出ください。14 日前を過ぎてご連絡いただいた場合は、利用手続

きの都合上、使用料の全額をお支払いいただきますので、ご注意ください。また、一度ご入金されますと、料金の返還ができませんので、あわせてご注意ください。

② 使用上の注意

- (1) 使用願に記載された方以外は使用できません。
- (2) 火気の取り扱いについて、次の事項を必ずお守りください。
 - ・宿泊用居室内で暖房用、炊事用等の火気を持ち込み及び使用しないこと。
 - ・館内での喫煙はしないこと。
- (3) 消防用設備等には、非常の場合以外は、手を触れないでください。
- (4) すべてセルフサービスとなりますので、使用者は室内外の整理整頓を心掛け、常に施設を清潔に保つようにしてください。
- (5) 現金その他貴重品について、使用者の責任において管理してください。館内での貴重品の紛失に関して、当施設では一切の責任を負いかねます。
- (6) 施設を使用した後、使用者は責任をもって後片付けしてください。
- (7) 禁止行為は次のとおりです。
 - ・生活の規律を乱し、他人に迷惑な行為をすること。
 - ・禁止した場所に無断で出入りすること。
 - ・指定した場所以外で飲食すること。
 - ・備品を許可なく、所定の場所以外に持ち出すこと。
- (8) 門限は午後 10 時、消灯は午後 11 時です。
- (9) 使用者が使用上の注意を守らず、また施設スタッフの指示に従わないときは、以後の使用を認めません。
- (10) その他、細部の事項については、施設スタッフの指示に従ってください。

【規 模】鉄筋コンクリート造 3 階建／建面積 968m²／延面積 1,641m²

【主要設備】○本館：

1 階：宿泊室（洋室 6 室（ツイン）各室ユニットバス（トイレ）付）、ミーティングルーム（1 室）、食堂・厨房（炊事用具一式、什器類一式）、トイレ（男子用・女子用）

2 階：宿泊室（洋室 6 室（6 人 1 室））、ミーティングルーム（1 室）、シャワー室・ランドリー、トイレ（男子用・女子用）

3 階：多目的室（1 室）、トイレ（男子用のみ）

○附属屋：変電・ボイラー室、倉庫

○艇庫：艇庫、倉庫

(3) 体育館・野球場等体育施設

深江地区キャンパスには、体育施設として次のように施設があります。

体育館：バレーコート……………2 面	バドミントンコート……………4 面
バスケットコート……………1 面	卓 球 台……………5 台
ハンドボールコート……………1 面	(同時使用は出来ません)
テニスコート：4 面	

野球場

運動場：サッカー，ラグビー，アメリカンフットボール
(同時使用は出来ません)

プール：25m プール

艇庫：カッター・カヌー・ヨット

(4) 学生寮について

住吉寮（男子），住吉国際学生宿舎（男子・女子），白鷗寮（男子・女子），国維寮（男子・女子），女子寮の5つの寮を設置している。なお，入寮は原則として入学時であるが，詳細については学務部学生支援課へ問い合わせること。

VII. 附 属 函 書 館 等

1. 神戸大学附属図書館海事科学分館利用案内

最新の情報は附属図書館ホームページ <https://lib.kobe-u.ac.jp/> でご確認ください。

(1) 開館時間

	月 ～ 金	土	日 ・ 祝
通常期	8:45～21:00	10:00～18:00	休 館
試験期	8:45～21:00	10:00～18:00	10:00～18:00
春季・夏季・冬季休業期	8:45～17:00	休 館	休 館

(2) 休館日

- ① 日曜日
- ② 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ③ 春季・夏季・冬季休業期の土曜日
- ④ 夏季一斉休業日（8月13日～17日の内、土曜日・日曜日を除く3日間）
- ⑤ 年末年始（12月28日から1月4日まで）

※臨時休館については掲示等でお知らせします。

※最新の開館状況は以下の海事科学分館のページでご確認ください。

附属図書館トップページ > 附属図書館について or 学内図書館一覧 > 海事科学分館

(3) 施設案内

<1F>

- 学生自習室
自学自習に利用してください。
- グループ学習室
少人数での学習に利用してください。1か月前から予約も受け付けています。
- コイン式コピー機
図書館資料のコピーのために設置しています。カウンターで手続き後にご利用ください。
必ず「文献複写申込書」に必要事項を記入し提出してください。
- ロビー
学習や読書の合間におくつろぎください。

<2F>

- 入場ゲート
入館の際には学生証（磁気式）が必要です。忘れた場合はカウンターへお申し出ください。

磁気式の学生証をお持ちでない方は図書館利用証を発行しますので、学生証をご持参の上、カウンターへお申し出ください。

○ カウンター

図書館サービスの窓口として図書の貸出・返却業務、レファレンス・サービス等を行います。図書館の利用等についてご遠慮なくお尋ねください。

○ オンライン蔵書目録（OPAC=Online Public Access Catalog）専用端末

本学で所蔵している資料等を検索するための専用端末が2台あります。

○ 閲覧室

利用度の高い資料，比較的新しく刊行された資料が配架されています。

開架図書……専門書から教養書までできるだけ広範囲に収集しており，自由に閲覧・貸出ができます。なお，英語多読図書，シラバス掲載図書等は別置しています。

参考図書……各種辞（事）典，年鑑，地図，統計等，調べものための図書です。

雑誌……学術雑誌，一般雑誌が約100タイトル配架されており，自由に閲覧できます。最新号を除き1週間の貸出ができます。

新聞……神戸新聞，日刊工業新聞，Japan Times，日本海事新聞，包装タイムスの当月分を置いています。

○ PCの利用

教育用端末（iMac）を13台設置しています。またノートPCを持ち込んで学内無線LANに接続することができます。

○ AVブース

ビデオテープ，CD，DVD等の再生機器を設置しています。このブースで利用できるAV資料は，原則として図書館所蔵のものに限ります。利用したい場合はカウンターまでお申し出ください。

○ 書庫1

図書を配架しています。ここの図書も貸出ができます。鞆や荷物の持ち込みはできません。コイン式ロッカーをご利用ください。

○ 書庫2

雑誌のバックナンバー及び各大学の紀要等を配架しています。最新号を除き1週間の貸出ができます。鞆や荷物の持ち込みはできません。コイン式ロッカーをご利用ください。

(4) 閲覧と貸出

① 館内閲覧

閲覧室でも書庫でも，図書は自由に手にとって選ぶことができます。利用後は図書の配列を

乱さないようラベルを見て、元の位置へ正しく戻してください。戻す位置がわからない場合はカウンターの係員に返却してください。

② 館外貸出

a. 貸出

貸出を希望する図書・雑誌に学生証を添えてカウンターの係員に提出してください。バーコードのない未製本雑誌の場合は雑誌貸出カードに誌名等を記入してください。なお、図書の貸出には自動貸出装置も利用できます。

b. 返却

貸出の際、しおりに返却日を記入(自動貸出装置の場合はレシートに印字)しますので、この期限内にカウンターか玄関脇にあるブックポストへ返却してください。遅れた場合は返却するまで学内全館で貸出停止になりますので注意してください。返却期限は附属図書館ホームページの「アカウントサービス」>「貸出・デリバリー・予約状況」からオンラインでも確認できます。

c. 図書と雑誌の貸出冊数、貸出期間

身分	冊数	期間
学部生 1～3年生	10冊まで	2週間
4年生	10冊まで	1か月
大学院生、教職員等	20冊まで	1か月

研究生、聴講生は、身分によって上記のいずれかになります。
※雑誌の貸出期間は、1週間です。(最新号は貸出できません)

d. 貸出期間の延長

貸出中の図書について、返却期限内であれば、他の利用者の予約がない場合に限り貸出期間の延長が可能です。最初の1回に限り附属図書館ホームページの「アカウントサービス」からオンラインでも延長できます。カウンターまたは自動貸出装置で延長をされる場合は、学生証と借りている資料をお持ちください。

e. 予約・取寄せ

オンライン蔵書目録(OPAC)から、貸出中の図書に対する予約や学内の他の図書館にある図書の取寄せ(デリバリー)ができます。図書の用意ができましたらメールまたは電話でお知らせしますので、貸出手続きをしてください。

(5) 図書館資料の探し方

図書は、原則として、テーマ毎にまとめられて書架に並んでいます。

図書の場所は、請求記号という番号で示されています。請求記号は、オンライン蔵書目録(OPAC)で調べることができます。

① オンライン蔵書目録(OPAC=Online Public Access Catalog)

神戸大学が所蔵している資料を調べることができます。

●利用時間・場所

研究室や個人のPC、スマートフォンから附属図書館ホームページに24時間アクセスできます。

●検索語

- ・書名，著者の姓，名，件名（主題を表すことば），シリーズ名，出版社等から検索できます。
- ・洋資料はアルファベットで，和資料はひらがな，カタカナ，漢字での入力が可能です。
- ・「〇〇について書かれた図書で，最近△年間に出版された図書」等検索条件を細かく指定することができます。
- ・入力文字の末尾に「*」をつけて前方一致検索をすることもできます。

●検索結果

- ・図書資料と雑誌資料が同時に検索結果として表示されます。検索結果のメール送信やファイル出力もできます。
- ・全集等のシリーズ資料の場合は，シリーズ内容を表示することができます。
- ・各資料の詳細情報により，配架場所や貸出状況を確認してください。
- ・貸出中の図書は画面から予約することができます。

② 附属図書館ホームページの利用

●資料検索

・所蔵検索

オンラインで神戸大学所蔵の図書・雑誌の所蔵状況・貸出状況がわかります。また，貸出中図書の予約や学内図書の取寄せの申込ができます。新着図書等最新登録情報も掲載しています。さらに，他大学図書館，公共図書館，国立国会図書館，海外の図書館資料の検索ができます。

・論文検索・電子ジャーナル，データベース一覧

学術雑誌や電子ジャーナルに掲載されている論文，種々のデータベースを検索できます。論文によっては抄録や本文の閲覧ができます。

・資料の探し方等の講習会資料や「情報基礎」（全学共通授業科目）の図書館関連回のテキストも見ることができます。

●「アカウントサービス」

次のようなサービスをオンラインで利用できます。情報基盤センターから配布された ID とパスワードが必要です。

- ・貸出・デリバリー・予約状況照会
- ・貸出期間延長（初回のみ）
- ・学生希望図書リクエスト（当館の選定基準に沿って選定します）
- ・文献複写・現物貸借申込（有料）

●「コレクション」>「デジタルアーカイブ」

「震災文庫」「新聞記事文庫」「住田文庫」，博士学位論文等の「学内研究成果」をはじめ，様々な資料をデジタル化し，Web 上で学内外に提供しています。2006 年からは「学術成果リポジトリ」事業を開始し，本学研究者等の教育・研究成果情報を蓄積・公開しています。

(6) その他

① AV 資料

AV (AudioVisual) 資料もオンラインで検索できますが，AV 資料コーナーで直接現物を手に

とって確かめることもできます。

館内には再生機器類を設置しています。カウンターで申し込んで利用してください。

② レファレンス・サービス

- ・この図書があるか
- ・この文献を手に入れるにはどうすればよいか
- ・この問題について調べたいが、どんな資料を見ればよいか 等、
遠慮なくカウンター係員におたずねください。

③ メールの設定

図書館からの連絡は原則として情報基盤センターのメインメールアドレス（学籍番号のアドレス）へ通知されます。

必要に応じて、附属図書館ホームページの「アカウントサービス」で他のメールアドレスの登録、または情報基盤センターホームページで個人のPCやスマートフォンのメールアドレスへの転送設定をしてください。

2. 研究科海事博物館概要

ホームページ <http://www.museum.maritime.kobe-u.ac.jp/>

(1) 目的

海事博物館は、広く海事に関する参考資料を収蔵・展示して教育及び研究の資に供し、あわせて海事の啓発に寄与することを目的としています。

(2) 開館、休館

イ. 開館時間

月・水・金曜日 13:30～16:00 入館無料

ロ. 休館日

火・木・土、日曜日、国民の祝日、夏季一斉休業（お盆の前後）、年末年始

(3) 見学申込み（開館日は自由）

休館日に見学を希望する場合は、月・水・金の午後（13:30～17:00）の間、事前に海事博物館事務室（078-431-3564）にお問い合わせください。

(4) 運営、施設

海事科学研究科正門を入って右側（西）の「海事博物館・講堂」建物の1階部分にあり、昭和33年5月に海事参考館として開設、昭和42年には海事資料館に、さらに平成16年10月1日に海事博物館へと名称を改めました。和船をはじめとする海事関連資料約4万点を所蔵するユニークな大学の博物館です。

(5) 主な展示資料（ただし企画展示により異なる場合がある。）

和船模型 和船部分実物 帆船模型 鋼船模型 鋼船構造模型 レシプロエンジン模型 くり船実物 和船錨 和船関係航路図 御座船図 扉風 引札（船会社広告ビラ） 絵馬 航海用具（遠眼鏡、逆針磁石、クロノメータ、四分儀・六分儀・八分儀） 船名額 船ダンス 船大工道具 船板図 船首像 ボトルシップ 各種文献 山田早苗コレクション 仲島忠治郎コレクション等

学 生 便 覧 (令和 3 年度)

令和 3 年 4 月 1 日発行

発行者 国立大学法人神戸大学大学院海事科学研究科
神戸市東灘区深江南町 5 丁目 1-1
電話 (078) 431-6223 (代)

印刷所 能登印刷株式会社
金沢市武蔵町 7-10
電話 (076) 233-2550 (代)